平成28年度

予算審查特別委員会会議録

平成28年 3月15日 開会

平成28年 3月18日 閉会

大樹町議会

平成28年度予算審查特別委員会会議録(第1号)

平成28年3月15日(火曜日)午後1時開議

〇議事日程

第 1 委員席の指定

第 2 委員会記録署名委員指名

第 3 議案第 25号 平成28年度大樹町一般会計予算について

第 4 議案第 26号 平成28年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)

予算について

第 5 議案第 27号 平成28年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について

第 6 議案第 28号 平成28年度大樹町介護保険特別会計予算について

第 7 議案第 29号 平成28年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について

第 8 議案第 30号 平成28年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について

第 9 議案第 31号 平成28年度大樹町水道事業会計予算について

第10 議案第 32号 平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算につい

7

〇出席委員(11名)

 1番 船 戸 健 二
 2番 齊 藤
 徹
 3番 杉 森 俊 行

 4番 松 本 敏 光
 5番 西 田 輝 樹
 6番 菅 敏 範

 7番 髙 橋 英 昭
 8番 安 田 清 之
 9番 志 民 和 義

 10番 阿 部 良 富
 11番 柚 原 千 秋

〇欠席委員(0名)

〇地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町	長	酒	森	正	人
副町	長	布	目	幹	雄
総 務 課	長	松	木	義	行
企画課長兼商工観光課長兼地場産品研究センター所長		黒	Ш		豊
町民課長兼税務課長		林		英	也
保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼					
尾田こども認定園長兼学童保育所長		村	田		修
農林水産課長兼町営牧場長		瀬	尾	裕	信
建設課	長	小	森		力

会計管理者兼出納課長 髙 橋 教 一

<教育委員会>

教 育 長 浅 井 真 介

<農業委員会>

農業委員会長 鈴 木 正 喜

<監査委員>

代表監査委員 瀬尾廣美

〇本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 山下次男 係 長 鎌塚 喜代美

◎開議の宣告

〇菅委員長

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、本日の委員会を開きます。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 委員席の指名

〇菅委員長

日程第1 委員席の指定につきましては、ただいまご着席のとおり指定いたします。

◎日程第2 委員会記録署名委員指名

〇菅委員長

日程第2 委員会記録の署名委員の指名を行います。

委員会記録の署名委員は、規定により、委員長において、

1番 船 戸 健 二 委員

2番 齊 藤 徹 委員

を指名いたします。

◎日程第3 議案第25号

〇菅委員長

日程第3 議案第25号平成28年度大樹町一般会計予算についてから、日程第10 議案第32号平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上、8件については、去る3月8日の本会議において、提案理由と内容の説明が既に終わっております。

お諮りいたします。

議案第25号平成28年度大樹町一般会計予算についてから、議案第32号平成28年度 大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまでの以上8件については、本委員会での 質疑を3回までとする会議規則第54条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇菅委員長

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第32号までの8件については、本委員会での質疑を 3回までとする会議規則第54条の規定を適用しないで審議を進めることに決定いたしま した。

次に、質疑に入りますが、その前にご連絡いたします。

理事者より、本委員会での各会計予算の審議に際し、主幹、係長なども説明員として出席 させたい旨の要請がありましたので、これを認めることにいたしたいと思います。なお、主 幹、係長等からの説明にあっては、特に理事者から申し出があった場合に限り、委員長にお いて指名することといたしますので、ご了承願います。

また、質疑に当たり、事項別明細書に記載されていない事項については、総括質疑でお受けすることにいたします。

また、関連質疑については、さきの質疑者が終了してから、新たに質疑されるようお願い いたします。

日程第3 議案第25号平成28年度大樹町一般会計予算についての件を審査します。 最初に質疑を行います。

質疑は、歳出歳入の順で行います。初めに、歳出からページを区切って、款ごとに質疑を 行います。

それでは、予算書の27ページから28ページの1款議会費の質疑を行います。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、27ページから54ページの2款総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

32ページです。1項総務管理費1目一般管理費14節ストレスチェックライセンスとありますけれども、これはメンタル的な機能を持つ械器かなととらえておりますけれども、どんな方法でチェックされて何がわかるのか、また、その結果をどのように生かしていくのかお聞かせ願います。

〇菅委員長

松木総務課長。

〇松木総務課長

ただいまのストレスチェックの手法、それから進め方についてご質問いただきました。 このストレスチェックにつきましては、労働安全衛生法の一部が平成26年6月に改正されたものが公布されてございまして、50人以上が雇用される事業所に対してメンタルヘルスの部分から、その方がお持ちのストレスを事業主の責任としてチェックするということに なってございます。

ストレスチェックにつきましては、まずチェックすること、それから面接指導すること、それから職場の雰囲気といいますか、課題を確認するための集団分析を行うというような構成になってございます。主たる目的は、当然、メンタルヘルスの不調の未然防止、それからその原因となり得る職場環境の改善等々ということが目的とされてございます。実は、50人未満事業所につきましては、努力義務が課されてございます。ですから、私どもでいきますと、50人以上の規模となりますと、本来、町立病院と役場庁舎なのかなと思いますけれども、ただ、職員に対して職場の人数の多寡で判断ということにもなりませんので、今回につきまして全職員を対象に進めたいと考えてございます。

やり方なのですけれども、さまざまなそういったことを取り組む事業体もございますけれども、幸い私どものところでほとんどの職員が、インターネットにつなげる環境を持ってございます。インターネットを通じてその方のするチェック、一定項目数をどういう部分だという形で回答することによりまして、ストレス数チェックの個表ができ上がります。その個表につきましては、実は事業者の代表であるそういったものは見れなくて、あくまでもそれを担当する者を専任した上で、ストレスチェックの分析を行うという形になってございます。

今回、そのストレスチェックにつきましては、インターネット回線を通じて行うということで、一人当たり540円という単価でございます。その後の対応なのですけれども、その中でストレスがかなりかかっていると、きちんと医療的な対応を行うとか、そういった部分につきましては、医師の面接を希望することによって、受けさせるというようなことがございます。

それから、私どもの町の考え方なのですが、大樹町労働安全衛生委員会という組織がございます。これは副町長をトップにいたしまして、衛生管理者、基本的には保健師さんなのですけれども、そういった方、それから職場の総括、例えば総務課であるとか、病院であると事務局であるとか、そういった方たちにより構成される労働安全衛生委員会がありまして、そこで集団分析を行って、職場環境の改善を図っていくと、そういったような形になってございます。

実は、今年の12月までに1回目を行うという形になっていますので、それがどういった 形になるかわかりませんけれども、ご本人たちの健康の部分もありますし、職場の能率の向 上という部分もありますので、このストレスチェックにつきましては詳細を今後、基本的に 集団分析のあり方であるとか、集団分析から出た課題を克服するやり方、そういった部分を 含めて早急に中身を詰めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

丁寧な説明をいただきまして、理解できました。ありがとうございます。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。 志民委員。

〇志民和義委員

28ページの3節職員手当とか給料とか、2節、3節かなと思うのですが、再任用職員、 再任用5人分というご説明ありました。今年度末で退職される方5人分なのか、それとも昨 年度からの引き続いているのがあるのか、お伺いいたします。

〇菅委員長

松木総務課長。

〇松木総務課長

ただいま再任用職員の人件費についてのご質問でございました。ご説明申し上げます。 実は、再任用職員の賃金につきましては、30ページをご覧ください。30ページの上段 のほうに7節賃金、そこの4項目の一番下に再任用職員の賃金がございます。この再任用職 員の内訳でございますけれども、基本的には平成27年度末の退職者のうち、再任用を希望 された方でございます。実はもう一人、南十勝子ども発達支援センターのほうに1名いらっ しゃいますけれども、その方につきましては南十勝子ども発達支援センターの中で予算計上 をしてございます。

再任用職員につきましては、あくまでも再任用を希望される方を選択してございます。で すから、今年の退職者の中には再任用を希望されなかった方もいらっしゃいますので、退職 者全員が再任用という形にはなってございません。

なお、再任用職員の人件費の関係なのですけれども、実は正職員といいますか、定数内の職員が4名再任用いたします。それから、準職員という呼ばれる方を1名再任用いたします。 準職員の1名の方は、現場のお仕事ということで、人員が確保できないということでフルタイム、週5日での任用を考えてございます。そのほかの4名につきましては、週4日、もしくは31時間45分、31時間30分ですかね、済みません、31時間。週4日の7時間45分の週4日間、もしくは週5日で31時間、その範囲ということで、フルタイム職員の5分の4という時間で設定してございます。

以上です。

〇菅委員長

志民委員。

〇志民和義委員

わかりました。27年度ということでね、その前の年、1名あるということですが、本来であれば65歳までですよね。そんなことで私たち安心して働いているということで、希望ということで、希望しない方は、こればかりはどうしようもないのですが、ぜひ再任用を希望した方は当然というふうに、考え方で大樹町やっているというふうに前から聞いています

が、再任用希望される方も多いほうだなというふうに私も聞いていますので、ぜひ再任用職員の多い、引き続き希望するように取り組みをお願いしたいなというふうに考えています。 よろしくお願いします。

〇菅委員長

松木総務課長。

〇松木総務課長

65歳まで、ぜひというお話でございました。実は1点申しおくれました。今年から、あくまでも再任用が雇用と年金の接続という形がスタートになってございまして、今までの再任用職員は特殊なものを除き1年単位でございましたけれども、27年度末の退職者につきましては、雇用年金の接続の関係で1年更新で最大2年という想定をして、再任用を行ってございます。補足説明でございます。

以上です。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。 安田委員。

〇安田清之委員

毎度聞いていますので、多分怒られるかなと思うのですが、時間外手当、3節、28ページ、1,726万9,000円と。時間外しないのに予算計上されるということは、一般常識から考えると、少しおかしいのかなと、要は。時間外というのは、勤務以外に働きをしたときに払われるものであって、予算計上がされるという意味はどういうことなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

〇菅委員長

松木総務課長。

〇松木総務課長

時間外勤務の予算計上についてのご質問でございます。

基本的には時間外勤務、こういう言い方が正しいかどうかわかりませんけれども、なくなるものではないという部分がまず1点ございます。それからもう一つは、私ども職員につきまして法定労働時間、また条例で週 時間45分と所定労働時間決められてございまして、これを超過したものにつきましては、時間外勤務を払わなければならないという、労働基準法もそうでございますし、私どもの大樹町職員の給与等に関する条例もさようでございます。そのため、やったことに対して都度補正という部分というのは、現実的にかなりの手間がかかる部分、それから一時的に支出をできなくなる部分、実際の労働時間から2カ月も3カ月も経って、その部分の所定労働時間を超えた分の時間外勤務を払うということにもなりませんので、そういった部分で予算計上してございます。

なお、賃金から支払う部分には、給料と職員手当等という2節、3節の違いがなく7節から出せるもので、賃金計上ならよろしいのですけれども、実は職員、定数内の職員について

は給料を払うべき、それから手当を払うべきという形になってございまして、この2節の給料、3節の職員手当等で計上してございます。基本的に時間外につきましては、国も含めて全ての公務員、当初、一定量を見込んだ上で予算計上しているのが通常でございまして、私ども各課からそういう考えのもと、当初予算にも時間外勤務手当を計上している経過がございます。

以上です。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

当初からと、2カ月たっても賃金が払われない、定例議会、臨時議会で補正をするというのは、問題が大きいということだろうというふうに思うのですが、科目を持っていて、時間外は出るものだという発言を課長はされたのですよ。出るものではないのですよね。災害とか何とかが、これは出るものだと。だけれども、これは現実的に見てしまったら、これ使わなければならないのではないかと、職員は意識するのではないですか。これ科目で、商工、それから労働、土木、水道、全部あるわけですから、これ使えるのだという意識にならないのかなと。

ですから、僕は、今までのされたものを合算して出したのだというふうに理解はずっとしていますから、そうなのだろうと。ですから、もう少し低くやっていただけないのかなと、やるのであれば。もう完璧に1,700万円、人数分でいくと大体8万から9万円になるのかなと思うのです。そうしたら、これもう報酬の一部になってしまうのではないかなと、予算がなかったら現実的には考えるのではないかなと、僕はそう思うのですよ。形上は公務員もそうなので、理解はするところですが、計上の仕方をお考えを今後する気があるかどうかだけお聞きをしたいと思います。

〇菅委員長

松木総務課長。

〇松木総務課長

時間外の金額的な多寡の部分のご質問でございます。

実は、平成20年度以降、時間外の実績をチェックさせていただきました。一番時間外を使ったのが、実は一昨年。実は、毎年毎年各課によって業務量が違いまして、実は平成23、26、この辺は3年に1度の保健福祉課の介護保険計画であるとか、障害福祉計画であるとか、そういった部分でどうしても食ってしまうという部分ございます。

それから、今年度につきましては、地方創生絡みとか、そういったもの。また、昨年につきましては、大変申し訳なかったのですが、固定資産の課税誤りの関係で税務課が多いと、実はそういったものを一つ一つチェックをして、当初、総体の時間をつかまえていたのですけれども、ある程度平準化されてきた部分がありまして、掴みでやっておりました。平成28年度予算につきましては、過去の実績を勘案し、平成28年度に想定される仕事をきちん

とチェックさせた上で、原課の要求を得て、それからある程度財政なり総務なりのほうで、 どこまで必要なのかというのもチェックさせていただきました。

実は、各職員に1人、9万円、10万円というお話ししたのですが、実は全然そういう数字ではございませんで、今年、1,726万9,000円という時間外勤務手当を計上しているのですが、これの対象職員数につきましては76名程度、ですから割り返すと20数万円という話になります。その20数万円というのは、実は1時間やると、私ども今現在平均で1時間2,000円ちょっとぐらいの時間外単価になるのだうろという形でざいますので、例えば年間120時間、そうすると月平均すると10時間できてしまうというような形での計上で、これが適切であるのかと言われれば、職員の健康もありますので、本来ないほうが正しいと、私ども考えてございますけれども、ただ、どうしても土日の出勤があるとか、夜間の勤務があるとか、避けられない部分もございますので、縮減には努めるものの、こういった形の予算計上になったことを御理解いただければと思います。

以上です。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。 志民委員。

〇志民和義委員

36ページの9節旅費の中の核兵器廃絶平和宣言等推進事業派遣者費用弁償のことなのですが、昨年、派遣されまして、今年もまた引き続きということで、注目されている大変大事な事業だったものですから、私も思っていますので、今年度も派遣するということなのですが、今年は派遣場所、人数について、どのぐらい考えているのか、どのぐらいの予算なのかお伺いいたします。

〇菅委員長

黒川企画課長。

〇黒川企画課長

ご質問に説明させていただきます。

昨年同様、1名の派遣を予定してございまして、8月6日広島、8月9日長崎、どちらか希望されるほうということで、旅費としましては遠いほうの長崎で見ております。本人が広島に行きたいという場合は、広島の旅費を支出する予定です。予算額としましては13万円を見込んでございます。

以上です。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。 西田委員。

〇西田輝樹委員

38ページの企画費だと思うのですが、昨年は太陽光の発電システム導入補助というのが

あったと思うのですが、今年はないのではないかなと思われるのですが、なくなった特別な 理由というのはあるのでしょうか。

〇菅委員長

黒川企画課長。

〇黒川企画課長

太陽光の補助につきましては、5年間の補助をしておりまして、当初からきっかけづくりというようなことで、5年間をもくろんでやってきたというところでございます。4年目の一昨年ですけれども、ちょっと応募が少なくて、大体いいところいったのかなというような判断もありましたが、昨年最後ということで、昨年の4月の広報紙に「今年で最後です」ということは載せさせていただきまして、予算のときにもそういう説明であったかと思うのですけれども、一応、5年で繰り出していただいたということでございます。

今後につきましては、住宅リフォームのほうの今までは40万円の補助が別にありましたので、住宅リフォームは、太陽光発電は対象外ですとなっていたのですが、今度、太陽光発電の部分は特別な措置がないので、住宅リフォームのほうの該当に含める部分と、来年度以降、これからの調整になりますけれども、新築住宅に対する補助を今考えておりまして、新築の場合の太陽光をつける場合の付加といいますか、補助金ののせ方というのを今、議論しているところでございます。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

直接、町長の執行方針には、二酸化炭素の少なくするようなそういうふうなことで、太陽 光振興するとは書いてはなかったのですが、バイオマス関係のほうの木質関係のほうなんか では非常に頑張っているところですので、確かに昨年度のエントリーは少なかったかもしれ ませんけれども、何らかの形で意義ある事業だというふうに、今、ご説明いただきましたけ れども、ぜひこれからも環境に優しい町ということで、振興のほう頑張っていただきたいと いうふうに思っております。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。 西田委員。

〇西田輝樹委員

3 2ページの1 9 節なのですが、2 級小型船舶免許講習会等負担金というふうにあるのですが、どのような業務に、船だから港に関係するお仕事かと思われるのですが、何の業務に使用されるのか。

〇菅委員長

松木総務課長。

〇松木総務課長

2級小型船舶免許講習会受講料と負担金の関係でございます。

この対象は、実はB&Gの研修に行かれまして、小型船舶の資格を持って、海洋スポーツの振興に努めている職員がございます。ただ、その職員は人事異動によりまして、必ずしも社会教育課にいることばかりではございませんので、ここは職員の研修の部分の負担金として、例えば町長部局に戻った職員のまた将来的な部分もありますので、この免許をきちんと持たせて、海洋スポーツの振興に尽力させるという部分も含めまして、こちらのほうで計上しているものでございます。ですから、例えばマリンジェットと呼ばれるものであるとか、そういった船外機を使うものであるとか、そういった船外機を使うものであるとか、そういった形のものの免許の更新等の受講料として計上してございます。

以上です。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。 安田委員。

〇安田清之委員

一つ聞かせていただきたいのですが、38ページ、19節帯広・広尾高規格建設の期成会 負担金ずっとお出しになって、ようやっと大樹から広尾までと。完成までは10年ぐらいか かるということなのですが、完成したら期成会はなくなるのかというのが一つと、もう少し 増やしてでも、早くつけていただくようお願いをしたらいいのでないかなと。広尾・大樹町 民の願いがようやっと予算化できると、道路をつけていただけるというふうになったのです から、若干増やしてでも町民の願いを早くおつけをいただきたいと。

あと10年というと、我々は危ない年になってくるものですから、早くお願いをしたいのと、もう一つ、ここで聞かせてもらわなければならないのかなと思うので、総括でもいいのですが、ここで聞かせていただきたいのは、インターチェンジの場所まだ決定はされていないと思いますが、早目に住民の声もお聞きをいただきたいなという部分で、わかっている範囲で結構ですから、わからなかったらわからなくて結構です。そういうことで、若干、期成会は10年間これからやるということでいいのかどうかだけお聞かせください。

〇菅委員長

黒川企画課長。

〇黒川企画課長

ご質問の帯広・広尾間高規格幹線道路建設促進期成会のことでございますけれども、当然 広尾まで完成すれば、この期成会は解散するということになろうかと思います。また、いろ いろ活動はしておりますが、ほとんどは要請活動でして旅費であります。この負担金を使っ てということは、若干の資料をつくったりというのはあるのですけれども、ここを増やして 早くなるということでもないかなというところはございますけれども、また、インターチェ ンジに関しては、私どもにはまだ何も情報はございません。

以上でございます。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

要請活動の部分ということで理解はしておるのですが、一日でも早くつけていただくよう要請活動という項目で考えておられるようですから、一日でも早くつけていただくよう要請をしていただきたいなというふうに思います。答弁は要らないです。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

あと二つあるのですけれども、そのうちの一つお願いいたします。ページで行くと44ページ、目で諸費のところで、旅費で消費生活相談員費用弁償ということで52万8,000円ですか、予算組まれていて町内というか、町外者の内訳書の中で説明資料いただきましたら、町外者の方ですね、陸路30円で計算していることを資料でいただいたのですが、町内陸路の30円というのは理解できるのですが、町外者の陸路30円というような積算といいますか、それは問題ないのかなと思ってお聞きしたいのですが。

〇菅委員長

松木総務課長。

〇松木総務課長

ご指摘の部分、総務課のほうからご説明申し上げます。

実は、この消費生活相談事業につきましては、今まで7款にあったものを2款に持ってきていまして、本来、今現在、今年度いっぱいは、商工観光課が所管になります。ただ、旅費の単価設定の関係でございますので、総務課のほうからご回答申し上げます。

1キロ30円というのは、大樹町の職員もそうですし、特別職の費用弁償等に関する条例もそうなのですが、従前キロ20円だったものを30円で計上したと、これはまず金額を改正したもの。それから、実態といたしまして公共交通機関で、お一人が帯広にお住まいの方でございまして、その方が大樹町の消費生活相談員、大樹町内の方もいらっしゃるのですけれども、その方も来られてございます。その折に、実際にそうしたら十勝バスで来られているのかといいますと、決してそんなことはございませんで、自家用車を使われています。もちろん大樹町に来てから、どちらかに出歩くということもございますので、あくまでもいいますか、実測距離といいますか、ネット上の地図とかで計算した片道59キロというような距離に1キロ当たり、車両なり、燃料なり、損料なりを見込んで大樹町が設定してございます30円を掛けて、陸路を支弁しているというものでございます。

こちらにつきましては、特に問題はないと思います。実際に自家用車を使われて、こちらに来られる方は各地域の行政区長さんであっても、帯広市にお願いしている委員さんであっても同様と考えますので、30円の陸路計上という形で費用弁償を支弁しているものでございます。

以上です。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

そうしたら自家用車で、例えば帯広で職員が行くときも、また、ほかの委員が自家用車使 われるときも、旅費の精算については、30円ルールを使うということなのですね。

〇菅委員長

松木総務課長。

〇松木総務課長

ご指摘のとおりでございます。ただ、職員につきましては、原則、自家用車出張はだめだよと、強く出張命令権者が指定しているところではございます。ただ、やむを得ず、公用車にも台数の限りがありますので、使われる方もいますが、そういうときには1キロ当たり30円、実際に何の交通機関を使ったかによりまして、陸路支弁する、もしくはバス賃で支弁する、その他支弁する、公用車であれば支弁しないというような徹底をしてございます。以上です。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

49ページの総務費の選挙費の参議院議員の選挙費のとこの目全体で614万円、国庫支出金488万4,000円ということで、町の選挙でないのに一般財源、この目で125万6,000円負担することになるのですが、これについては国の設定が悪いのか、町のほうが、業務のほうが能率的でないのか、どんな理由で一般財源の支出が生じるのか、その点をお聞きしたいと思います。

〇菅委員長

松木総務課長。

〇松木総務課長

ご指摘の参議院議員通常選挙費の関係でございます。

大変申し訳ありません。本来、国政選挙、もしくは都道府県の選挙は、全て国なり道なりが支弁するべきものと理解してございますし、私ども今までそういうふうに取り組んでまいりました。実際に係る経費というのが、通常選挙ですから3年に1度行われているわけで、今までこの程度の金額がかかってきたというところでございます。

国庫委託金のほうを積算するに当たりまして、実は大樹町の選挙人名簿登録者数が、3月1日現在で4,820人になりました。実は、5,000人を下回ると、例えば投票所などの基本経費がいきなり60万円、70万円というふうに落ちてしまうのですね。実際は、そのほかの投票所1カ所当たりの、選挙人名簿登録者数、有権者数とかもありまして、金額を見ると、多分500万円を下回るぐらいしか来ないのだと思ってございます。

ただ、実際に、それで選挙をきちんと執行できるかどうかという疑問もありまして、歳出につきましては、従前と同じような流れのものを想定したところでございます。ただ、歳入につきましては、今申し上げたとおり、5,000人を切るというような状況になりましたので、これしか見込めなかった。大変申し訳ないのですけれども、ここは執行段階によりまして、例えば各投票所の人数を削るとか、開票所の人数を削るとか、そういった形で進めていくと。

もう一つは、特別な調整があります。実際に、基準額以上にかかってしまったものについては、プラスアルファで出るという制度もございまして、そこも踏まえて出る範囲、歳入、入って来る見込みを持って、歳出を絞り込んでいきたいなとは考えているところでございます。

ただ、申し訳ありません。公職選挙法上の選挙委託費の単価なんかも、ある程度変わって ございまして、どこまで全て国費でできるかどうかというのは、今現在、はっきりしたこと が言えなくて、これに伴いまして一般財源が当たるような形にはなってございますけれど も、基本的には国から出る範囲で納めるように、精いっぱい努力させてはいただきたいと思 いますので、今回については、そういったことでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

今の歳入については、国ルールで5,000人以下はこうなのだよということは、それはなかなか変えてくれといったって、または全国ルールですので、なかなか難しいのでないかと思うのですよね。今までも随分、これは選挙管理委員会のそういうふうなことに属することですので、とやかくは言えませんけれども、今の課長おっしゃったように、投票所を少なくすれとか何とかということは、選挙管理委員会のあれですのでそういうことは言えませんけれども、でも事務従事者の方の精査については、当然、11時なら11時とか10時半にでき上がるのだということが、当然、時間も延長されていくことも想定されますけれども、今の与えられた条件の中で努力しますと言っていただいておりますので、あした選挙あるわけではありませんので、ぜひこの1、2カ月のうちの中で、できれば良しですし、どうしてもだめな場合には、また、すぐ国政選挙やいろいろ選挙あると思いますので、もう1回原点に立ち返ってというか、ゼロに立ち返ってもう1回努力していただきたいということでのお願いというか、特別答弁は要りませんので、そのような気持ちなことをお互いに共有していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。 志民委員。

〇志民和義委員

48ページの一番下の19節負担金補助及び交付金ですが、多分、滞納整理機構の十勝圏 複合事務組合負担金ですが、滞納整理機構のことでよろしいでしょうか。

〇菅委員長

林税務課長。

〇林税務課長

48ページ、徴税費の19節負担金補助及び交付金にあります十勝圏複合事務組合負担金 56万5,000円につきましては、おっしゃられたとおり、滞納整理機構のほうの分担金 ということになってございます。

〇菅委員長

志民委員。

〇志民和義委員

今年度の予算56万5,000円なのですが、機構に送る件数、金額、また予定している、 予定だから全額回収予定というふうに思いますが、送る件数、金額についてどのように予定 しているのか、件数と金額お願いいたします。

〇菅委員長

林税務課長。

〇林税務課長

ただいま滞納整理機構のほうに渡す分の、お願いする分の件数及び金額ということのご質問ですが、件数については、ここの予算計上に当たりましては12件で計上させていただいております。それから、金額のほうについては、ちょっと手持ちの資料がございません。ただ、昨年度の負担金と比較した場合に、28年度当初計上が大きくなっているということでの質問かと思うのですが、そこはまだよろしいですか。(発言する者あり)

〇菅委員長

金額、必要ですか、志民委員。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時43分 再開 午後 1時43分

〇菅委員長

休憩を解きます。

林税務課長。

〇林稅務課長

先ほど、金額についてのお問い合わせですけれども、予算計上に当たっては、先ほど12件ということで、今、計上しているということで説明をさせていただきました。最終的に機構にお願いをするかどうかという部分については、今後の納税のあり方とか、その辺の状況

を見て最終的な判断という部分伴います。したがいまして、今現在、予算の12件の積算の上では、金額というものは押さえておりますけれども、今、この場でその額を申し上げるのは適当ではないかなと思っておりますので、控えさせていただきたいと思います。

〇委員長

ほかに質疑ございませんか。

齊藤委員。

〇齊藤徹委員

38ページですけれども、19節、二項目ありますので、二項目とも行きます。宇宙少年 団の分団の活動費の助成ですけれども、これ若干、昨年より増えているのですけれども、新 たな活動を予定されて増額になったのかを聞きたいのと、一番下の台湾親善協会の助成金で すけれども、これ新規で30万円助成するのですけれども、多分これは台湾親善協会から、 こういう事業をやるから助成してくれという内容だと思うのですけれども、30万円の詳細 についてお聞きしたいのですけれども。

〇菅委員長

黒川企画課長。

〇黒川企画課長

ご質問の件でございます。日本宇宙少年団大樹分団活動費助成ということで、若干増やさせていただきましたのは、団員が30名を超えまして、少し活動が盛んになってきたということでございます。総会に続きまして、研修旅行というのを毎年やっておりまして、それに当たる経費を若干見ていただいたというところでございます。

また、大樹町日台親善協会補助金というところでは、日台親善協会、大樹町日台親善協会の事業としまして、町民ツアーをやりたいと、秋にですね、そこに係る経費の一部を町でも賄いたい。また、職員も随行できるものは随行したいと思って考えているところでございます。

〇菅委員長

齊藤委員。

〇齊藤徹委員

それで宇宙少年団の絡みですが、今年、30名超えたということなのですけれども、今の 実績で何名なのか、それと町内・町外でいると思われるのです。30人の超えた町内・町外 の数と26年度の実際、何人いたのかお聞きしたい。それについての町内・町外お聞きした いのと、それから30万円助成ですけれども、これ1回のツアーの関係なのか、それでツアー 組むということは、多分、送迎も出てくるのですけれども、バスの関係とか、町有バスの関 係は、またこれは別な話なのでしょうか。

〇菅委員長

黒川企画課長。

〇黒川企画課長

宇宙少年団でございますけれども、30名超えておりますが、ちょっと今、手元に名簿は ございませんが、広尾町から1名、帯広市も1名、加入してございます。また、幕別からも 2名、加入してございます。

それから、日台親善協会のほうでございますけれども、30万円の中には空港までの送迎等々は、国内の分は含まれておりませんで、台湾の空港からホテルまでのバスの借上料などを見込んでいるというところでございますが、執行段階ではこの辺はまた精査をするということでございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。 髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

38ページの企画費、それから40ページの防犯交通安全推進費、いずれも工事請負費ですけれども、まず企画費の多目的航空公園の案内板、それから防犯交通の通学路電波時計の設置場所について教えてください。

〇菅委員長

黒川企画課長。

〇黒川企画課長

多目的航空公園案内板の看板設置工事でございますけれども、国道336号線から美成7線に入る入り口の丁字路というのでしょうか、斜めですけれども、あのあたりで、航空公園に入るところに設置をしたいと考えております。これは国道236号にありましたスペースシャトルを生かして、あれを使って航空公園の入り口の看板にしたいと考えているものでございます。

もう1点、通学路の電波時計でございますけれども、通学路に時計が欲しいというのは、 地方創生の会議の中でも出た要望でございまして、場所を検討しましたところ、川に今、看 板が立っております。ちょうど川の下川ですけれども、川の中央ですね、あの柱のところに、 もともと時計がついていたのですけれども、あれが狂って、なかなか直すのが大変だという ことでしたので外したのですが、今の時計は電波時計ですので余り狂わないということで、 そこに設置しようと考えております。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。 西田委員。

〇西田輝樹委員

38ページの19節に地域公共交通確保維持改善事業補助というのがあるのですが、これは乗車密度が上がって補助金額が下がったのか、補助単価が上がって町の支出金が下がったのか、そこら辺の状況を教えてください。

〇菅委員長

黒川企画課長。

〇黒川企画課長

こちらにつきましては、ご指摘のとおり、乗車率が下がったことによりまして、負担が上がったということでございます。国庫補助が下がっております。その分、地域の沿線の負担が上がったというものでございます。沿線の帯広から広尾までの総距離数80キロなら80キロのうちの大樹は、例えば20キロなら20キロというような案分比で負担するものでございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 休憩いたします。

> 休憩 午後 1時50分 再開 午後 2時05分

〇菅委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、53ページから68ページの3款民生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

志民委員。

〇志民和義委員

54ページの11節になるのかな、11節なるかわかりませんが、公衆浴場運営費746 万円ですが、今年度のこの運営費の中身についてお伺いしたいのと、また、1年間やるとい うことなので喜んでいる方もいるので、ぜひ続けてほしいというふうに思っていますが、改 修などの方法についてはどう考えているのか、そちらもお願いいたします。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

公衆浴場の需用費、修繕料でございますが、一般修繕ということで120万円ということで、予算計上させていただいております。特に、この分で特定のものということでの修繕料の計上ではございません。

以上でございます。

〇菅委員長

志民委員。

〇志民和義委員

そうすると、古くなってきていろいろ、一時期なんか閉鎖もという話もあったのですが、 特に変わった修繕は、今のところ順調に稼働しているということで理解してよろしいでしょ うか。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

大規模な修繕ということでは、特に予定はしておりません。新年度の予算についても、通常の経費ということでの計上をさせていただいております。

以上でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。 髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

56ページです。2目老人福祉総務費、委託料で緊急用通報装置を計上しているわけですけれども、購入台数が何台でしょうか。また、現在、設置されているのは何台か。お願いいたします。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

現在、設置は66台となっております。その中の12節役務費をちょっと見ていただきたいのですけれども、この中で緊急通報用電話端末機仮設料ということで57万2,000円ほどを計上させていただいております。予算の説明のときにお話をさせていただいたのですが、今年度、緊急通報のセンター装置の対応切れと、消防の広域に伴いまして緊急通報、全体を入れ替える予定をしております。そういった中で今ある緊急通報装置、66台ついているのですけれども、その分の撤去の分、あと新しいものがつくまでの間に緊急通報をつけられると要望される方もいると思いますので、その分で5台分ということで見込んでおりますけれども、そのほかに新年度で新しく委託料237万6,000円ということで計上させていただいておりますが、その中で新年度の準備ができ次第、新しく付け直していくというような手はずになっております。

以上でございます。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

その台数は何台ですか。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

予算上は80台を一応見込んでおります。増えれば、またその分をお願いして付けていく というようなことになろうかと思っております。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

設置するには条件があると思うのですけれども、その条件についてちょっと教えてください。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

緊急通報につきましては、基本的に町内に住むひとり暮らしの概ね70歳以上の方で、健康状態、身体状態、日常生活動作等の状況で支障がある方で、緊急災害時に迅速に対応、そういう方が緊急災害時に迅速に対応できるように設置するということにしております。そういった方につきましては、対象になる方につきましては、ご本人から申請いただいたり、あるいは民生委員の方から申請をいただきまして、調査をして、設置するかどうかという判断をさせていただいております。

以上でございます。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

対象範囲ですけれども、もう少し緩和する気はないでしょうか、というのは29年度から 介護保険制度が変わって、今度、自宅で介護するようになりますよね。そうすると、老々介 護になり、片方が健康であっても何かあったとき、通報できないという事態も起こり得るわ けです。健康のほうの人が何かあったとき、そういったことで緩和する考えはないかどうか、 ちょっと。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

現在も、例えば高齢者のご夫婦世帯の方で、ご夫婦のどちらかがそういう状態の時には、 設置させていただくような形でしております。必ずしも厳格にそこの部分はやっているわけ ではございませんで、申請をいただきまして、実は民生委員にも行って見ていただいている というのは、そういうこともございまして、やはりそういった緊急に通報ができないような 状況が見込まれる場合には、設置するということでやっておりまして、今後もそのような形 で対応していきたいと思っております。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

申請があれば、民生委員等に認めていただければ、そういったことで可能だということで 受けていいですね。はい、わかりました。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。 安田委員。

〇安田清之委員

63ページの保育士について、ちょっとだけお聞きをいたします。

法人の運営費に1,466万7,000円、それから町認定こども園1,180万円というような金額が出ているわけですが、まず、法人のほうの幼稚園というか、こども園も行われるわけですが、人数は何名、それから町立のほうは何名のか。それからもう一つは、この積算根拠、どういう形で積算されているのかということをお教えいただきたいというふうに思います。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

平成28年度の入所予定数でございます。法人につきましては、定数が100のところ96名の入所予定となっております。北保育園につきましては、定数が70のところ65名の予定になっております。今年度から、認定こども園ということになっておりまして、南の96名のうち88名が保育園、8名が幼稚園となっております。北につきましては、65名のうち62名が保育園、3名が幼稚園部門となっております。大樹の町立尾田認定こども園につきましては、定数30名のところ、29名の入所の予定となっております。29名のうち23名が保育園、6名が幼稚園ということになっております。

それぞれの積算根拠でございますが、例えば南で説明させていただきますと、定員数によりまして子どもの単価が違ってございます。例えば、保育園部門ですと、乳児、ゼロ歳児につきましては月額 1657, 560円、1歳児は1052, 370円、2歳児が1052, 370円、2歳児が1052, 370円、3歳児が1052, 370円、3歳児が1052, 370円、3歳児が1052, 370円、3歳児が1052, 370円となっております。

幼稚園部門は、また単価が異なりまして、南の場合ですと3歳児が4万3,690円、4歳児が2万9,630円、5歳児が2万9,630円となっております。これに入園予定者数と延べの人数を掛けまして、それに基づきまして支給される額を見込んでおります。ただ、今年度から認定こども園、法人につきましては、この支給される施設の給付費の中から保育料につきましては、法人で徴収をしていただくということになりますので、その分を差し引

いた額を予算上、計上させていただいているということになります。 以上でございます。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

町立も同じですね、町立も法人と同じ金額が戻るという解釈でよろしいですね、違うのですか。何か違うことがある、それは一般財源から出しているから違うというような、だってこれ措置費というのは、国が決めているのでしょう。そうですよね、だから町に入る金額も同じですよね。そうですね、それが違っていたらちょっと問題があるので、そこの部分はしっかりお答えをいただきたいというふうに思います。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

町立の保育所、認定こども園につきましては、交付税で算定されているということになっておりまして、その分が施設給付費という形で、国庫補助金なり負担金という形で入ってくるというような制度にはなっておりません。ですので、ここでかかっている町立認定こども園の運営費ということにつきましては、人件費、あるいは入っている乳児のご飯の賄い材料費等での予算計上ということになっております。

以上でございます。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

現実的に中身わからない、補助費で来ていると。一人頭で幾ら来ているのですか、これ、 現実的に。補助費できているというのであれば、その積算根拠があるのでしょう。これ全然 わからない、中身。答弁できなければ、後できちっとした書き物でお出しをいただきたいと、 委員長、よろしいですか。(発言する者あり)

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

交付税だから、はっきりきちっとこの分というのが、わからないだろうなという気がするのですね、ただ、振り分けているだけで。だから、法人の場合は一人当たり、ゼロ歳児は16万幾ら何がしというふうに査定をされているけれども、町はされていないと、交付税だからという理解でまず一つはよろしいですね、そういうふうにとっていいですね。はっきりしておいて、これ問題だから。交付税措置でやられているから、幾らが、1名当たりゼロ歳児から5歳児まで幾らということが、わからないということだろうというふうに私は思っておりますので、そこら辺は、はっきりしておいていただきたい。

それから、最後一つ聞きたいのが、徴収業務、前回も予算の中で、補正の中で減額を課長が予算の中で説明をされておりましたから、減額をいたしましたと。であれば、これちょっと聞きたいのは、課長のところで法人に徴収をさせるのですよと。万が一、未納があったと、今でもあるでしょう、未納は、町がやった場合。未納が法人であった場合、3カ月なのか2カ月なのか知らないけれども、お金をいただかなかったら法人困るのよね、そうでしょう。要は、そのとき退去したときどうする、退去というか、来てもらったら困るよと、お金もらえないのだから。そのときは、町が責任を持ってこども園に連れていくのか、お金払えない方についての措置というのはどういうふうにお考えになっているのですか。

何で減らしているのですか、徴収、町がやっているから徴収業務減ったから減らしたと。そうしたらそっちのほうにもかかるのだから、逆から言うと、これは上げてやらなければならないのではないですか。今まで町の一般財源から入れているから、うちのほうがやりましたと。だけれども、相手は相手ですからといったら、これかわいそうではないですか、一生懸命頑張っている法人に対して、そこら辺の親心はどういうお考えでこうやられたのか。この中で1億4,667万7,000円の中で、全部処理ができるという計算でいるということですね、そういうことですね、考え方は。

であれば、人数の金額はわかりました。運営費に幾ら、何が幾らという積算根拠もひとつお出しをいただきたいと、個別に、法人に対する。1億4,600何ぼというのは出ているけれども、人数はこうですから、これ幾らです。人件費はこうですというものが出ないと、この積算できないのですよ。町がやる場合と、出ないでしょう。町の場合は、漠然と交付税で出ていますからという言い方だけで、現実的には一般財源から回収するのも全部出すのですから、ここら辺の中身はきちっともう少し明確にお知らせをいただきたい。

これ以上時間費やすわけにいかないので、後でもいいから、きちっと説明をお願いしたいというふうに思いますので、総括で町長には聞きますのでお願いを、それに基づいてお聞きをしたいというふうに思っていますので、総括の時までに、そのちょっと前ぐらいに、勉強しなければいけないので、お出しをいただければお願いをしておきます。委員長。これ以上はやめます。

〇菅委員長

安田委員、資料で、後で文面で出すということでよろしいですか。 (発言する者あり) 今は的確な説明できないということなので。 今、言われましたように、総括の中ではお受けいたしますので、よろしくお願いします。 (「はい」の声あり) 資料につきましては、総括の前まででよろしいですか。 (「はい」の声あり) わかりました。

課長、いいですか。(「はい」の声あり) ほかに質疑ございませんか。

〇菅委員長

齊藤委員。

〇齊藤徹委員

ちょっと関連ですけれども、6 6ページの臨時栄養士の賃金の関係ですけれども、これ何名で、業務内容についてお聞きしたいのですけれども。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

臨時栄養士につきましては、昨年当初ではちょっと尾田認定こども園の設置の関係が遅れたために、計上させていただかなかったのですけれども、今年度、子どもも増えたということで、臨時栄養士の方に来ていただきまして、子どもの栄養管理とか、残食等の管理をしていただくための賃金でございます。

〇菅委員長

齊藤委員。

〇齊藤徹委員

これ多分、昨年の6月から、これは国の法令に基づいて設置なのか、例えば残食管理だとか栄養管理というのは、今まで町立保育所は保育士で十分賄ったと思うのですけれども、これ新たに増やす、栄養士、多分、残食管理になると、資格的には管理栄養士に該当してくるのですよね。これ何名だかちょっと聞いてないのですけれども、本当に栄養士だけなのか、管理的に、職務的には、管理栄養士という資格を持ってやられているのか、その辺をお聞きしたいのですけれども。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

失礼いたしました。管理栄養士、1名を置いてございます。この方につきましては、今言った残食も含めてなのですが、人数も増えたということ、あるいは乳幼児の全体的に乳幼児も含めて数が増えているということで、栄養管理も必要だということでお願いしているものでございます。ただ、栄養士につきましては、必置ではございません。制度上、必ず保育園に置かなければいけないというようなことにはなっておりません。

以上でございます。

〇菅委員長

齊藤委員。

〇齊藤徹委員

残食管理するということは、ほかの例えば保育業務だとか、送迎だとかにはついてないのですね、あくまでも栄養管理をしているということですね。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

まず、この栄養士1名につきましては、あくまでもそういった毎日の献立のカロリーとか

そういう計算とか、そういうことでやっていただいているということです。以上でございます。

〇菅委員長

ほかにございませんか。 髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

64ページになるかと思うのですけれども、2目の保育所費の中の学童保育費の関係です。

歳入の放課後児童対策事業保護者負担を見ると432万円ということで、昨年と同じなのですよね。これから推測すると、今年も90名を予定しているのかどうか確認いたします。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

4月の入所予定者は83名となっております。 以上でございます。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

83名ということで、保育の学年は原則、何年生までを予定していますか。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

以上でございます。

〇村田保健福祉課長

原則、3年生までとしておりますが、4年生以上で、一人で、家で留守番等をできない児童もおりまして、その方も2名見込んでの人数となっております。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

83名ということで、希望者は全部クリアしているという考えでいいですね。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

1年生から3年生までの部分については、クリアしているということで了解していただいて結構でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。

西田委員。

〇西田輝樹委員

まず一つ、56ページ、社会福祉総務費の中で、シルバーセンターの運営費補助のことについてお伺いしたいと思います。

これは資料をいただいて、資料を見てのお話なのですが、一つは事業全体登録人数ですとか、事業についても先細り感があるというふうな、資料を見せていただいたのですが、今の国のルールからいきますと、臨時的なものでというふうなことで承知していますし、昔はそういうことも相当意識しないで頑張った時代がありますので、それでそういうふうなことをクリアするためには、財団法人化の一般法人を法人化していくことも一つのクリアの方法、もちろん会員さんをもっと一生懸命集めるとか、いろいろ仕事を一生懸命確保するとか、それぞれ開拓訪問員さんに頑張ってもらう面もありますが、根本的なことでは一般財団法人化するのが必要かなというふうに思っているのが、シルバーセンターで1点と、あと資料の中で積立金といいますか、一生懸命積み立てされておりまして、自動車買ったりいろいろしているとは思うのですが、町としてその残高とこれからの支出のことを考えたら、今の100万円という支出額が妥当かとお考えなのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

〇菅委員長

西田委員、財団法人化の問題も言われましたけれども、総括でよろしいですか。(「はい、 いいですよ」の声あり)それでは、そのように対応。(発言する者あり)

暫時休憩します。

休憩 午後 2時32分 再開 午後 2時32分

〇菅委員長

休憩前に引き続き、質疑を再開します。

西田委員にお諮りします。

積立金の部分も含めて、財団法人化も含めて、総括質疑で対応するということでよろしいですか。(「はい」の声あり)そのようにさせていただきたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

西田委員。

〇西田輝樹委員

同じく56ページの福祉自治体ユニット負担金という、ちょっと聞きなれないものが出ていたのですが、それはどういうふうなものなのでしょうか。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

福祉自治体ユニット負担金についてのご質問ですが、これにつきましては、福祉の先進事例を扱っている自治体の首長が主にメインの委員なのですけれども、そういう方で構成されているユニットがございます。そこに入るための負担金の10万円ということでございます。ここでは、主に福祉の先進事例を取り扱っておりまして、いろいろな情報等を収集するということでのメリットが非常にあるということで、今年度からこのユニットに入って、そういった情報収集に努めてまいりたいということでのものでございます。

以上でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。

齊藤委員。 〇齊藤徹委員

関連して66ページの12役務費のファミリー・サポートの件と、68ページの19節負担金のファミリー・サポート事業の助成金24万円の件ですけれども、助成金の中身についてお聞きしたいのですけれども。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

ファミリー・サポートの事業助成交付金についてですけれども、ファミリー・サポートに つきましては、ご本人がサービスを受けていただいたときに、利用料金をご負担していただ くということになっておりますが、そのうち大樹町の重度心身障がい者医療費の助成に関する条例、あるいはひとり親の助成に関する条例の適用を受けている方で、住民税が非課税の 方につきましては、利用料の半分を町で負担するというための助成金でございます。

以上でございます。

〇菅委員長

齊藤委員。

〇齊藤徹委員

2分の1助成するということなのですけれども、予算では何名ぐらい見ているのか。それと、今、実際冬期間ファミリー・サポート事業を展開しているのですけれども、どういった 契約で運行されているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

ファミリー・サポートの助成事業交付金につきましては、一応、送迎の分で5名、預かりの分で5名ということで見込んでおります。例えば、送迎につきましては、100円掛ける2回が月10回、それが1年分ということ。一時預かりにつきましては、大体1日5時間程度ということで、1,000円を月2回で1年分ということで12カ月ということで見込ん

でおります。実績の予算上の見込みは以上でございます。あと、送迎につきましては、利用 会員が7名、提供会員が2名ということで、尾田のほうの認定こども園の送迎ということで させていただいております。

以上でございます。

〇菅委員長

齊藤委員。

〇齊藤徹委員

助成金で、今、1年分を見ているのだと言うのですけれども、要するに4月からひょっとしたら、その事業は4月からスタートするという解釈でよろしいのでしょうか。

それと、送迎に当たって運転手プラス、多分、保育所ですから補助職員というのがいるのですけれども、その人件費というのは、送迎される方が負担をしているという解釈でよろしいのでしょうか。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

ファミリー・サポートの事業助成金につきましては、4月から使う方がいればということでの12カ月の想定をさせていただいております。送迎の一緒に乗られている方につきましては、利用されている会員の方たちに負担していただくということで、その分の経費はお願いをしていただいております。

以上です。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

ちょっとお伺いをいたします。64ページ、12節、13節、科目がたくさんあるのですが、現実的に臨時施設管理業務というのは何なのか。それから、電気保安、消防、ボイラー、地下タンク、これは年何回なのか。それから、浴槽、循環パイプ化学洗浄はどんなことをやるのか。積算根拠、多分、これこういうものをやるときには必ず積算根拠というのが、道の中にもあるのだろうというふうに思うのですが、積算根拠は何から持ってきて積算根拠をしているかお聞かせをください。

それと746万1,000円の予算を持っているわけですが、その他財源、特定財源197万8,000円というのは何から、お風呂に入られた方のあれを見ると、ちょっと金額が合わないものですから、どこから引っ張ってきたのかお知らせをください。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

委託料についてのご質問についてご説明させていただきます。

まず、臨時施設管理業務でございますが、お風呂につきましては、管理人の方にいていただいていますが、管理人の方がどうしても休まなければいけないような場合には、シルバーセンターのほうにその管理をお願いしております。そういったことで、900円の単価で8時間ということと、あと900円の8時間だと遅い時間、8時とか9時とか遅い時間もあるものですから、その時間の単価分ということで1.5時間分を見込んでおりまして、その分トータルで24日分を臨時施設管理業務として見込ませていただいております。

電気保安業務につきましては、3カ月点検ということで、点検料5万1,600円の消費税ということで見込んでおります。こちらは電気保安協会のほうから見積書をいただきまして、その分の計上とさせていただいております。

消防設備点検業務につきましては、機器の点検料といたしまして9,700円の消費税分と、総合点検ということでの点検分ということで1万9,400円の消費税分ということで見込んでおります。

消防設備点検業務につきましては、この庁舎等も含めて全体で企画課のほうで取りまとめをしていただいておりまして、その中で見積もりをお風呂の分も合わせていただいて、もらっております。

設備の項目につきましては、例えば消化器とか自動火災報知器、非常警報設備費、漏電火 災警報器、誘導灯等の点検ということでお願いをしております。

ボイラーにつきましては、給湯暖房ボイラーの保守点検ということでお願いをしております。

給湯ボイラー、暖房ボイラー等の点検業務ということでの計上をさせていただいております。

地下タンクの埋設管漏えい検査につきましては、オイル地下タンクの埋設管が漏れてないかどうかということでの検査料ということで計上をさせていただいております。

受水槽の清掃業務につきましては、受水槽の清掃消毒ということで5トン分なのですけれども、この分の清掃業務ということでの計上となっております。

貯水槽の清掃点検業務でございますが、ストレージタンクの内部清掃、マンホールのパッキンということでの経費ということで見込んで、この経費となっております。

浴槽循環パイプ化学洗浄につきましては、春・秋、年2回洗浄するということで、洗浄のため洗浄剤の経費ということで見込んでおる経費でございます。

あと、特別財源の部分で財源につきましては、特定財源のその他ということで197万8,000円ということですが、公衆浴場の使用料ということで197万5,000円分と公衆浴場の物品売買収入ということで3,000円ということで、合わせて197万8,000円での計上をさせていただいております。

以上でございます。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

一つお伺いをしておきます。他のところもあるのだ、本当はね、ここだけではないのだけれども、これは絶対やらなければならない業務なのかどうか。法的にやりなさいという業務が、今言われた中に何点あるか。こことここは毎年、法的にはやらなければならない、法令というか、義務化されていますというものが何カ所あるかお聞かせください。

多分、僕のほうからしゃべると電気保安協会、これはやらなければならない。それから、 多分、消防設備、年1回、これ何かいろいろやっているようですけれども、ボイラーは要ら ない。地下タンクもこれも本当は要らない。これ消防からやりなさいと来ていないでしょう。 毎年やれと来ています。こういうものがきちんとされているかどうか、お聞きだけしておき ます。ほかのところもあるので、余り気にしないで、あなたのところにまずお聞きをしただ けなので、よろしくお願いします。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

多分、調べてないということだろうと思います。法令上、やらなければならないものを 後で、文面でお出しをしていただきたいというふうに思います。ほかのところもあるので、 重複するのですよ。そういうことで、委員長、よろしくお願いします。

〇菅委員長

課長、それでいいですか。(「はい」の声あり)あと、後ほど文書でお出しいたしますので、よろしくお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

志民委員。

〇志民和義委員

66ページの一番下の15節工事請負費なのですが、尾田認定こども園の門扉というのですか、遊具設置工事ということで門のことですが、これの形状はどういうふうになっているのでしょうか。出入りは自由にできる、自由にできたら門は要らないのだけれども、というのは後ほどコミセンの鍵が、こども園で借りるようになっているのですね。その点について、不便はないかどうかお伺いをいたします。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

15節工事請負費の門扉の部分ですけれども、これはアルミキャスターゲートといいまして、蛇腹というのですか、たためるような形で、散歩とか行くときに、子どもたちが道路に飛び出ないようにするために、普段は閉めておいて出入りするときは、通常閉められるというような形のものを設置する予定にしております。

以上でございます。(「鍵、預かっているのかい、こども園で」の声あり)

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

何というのでしょう。取っ手といいますか、ガチャッと締まるようになっていまして、 子どもにはあけられないようになっているのけれども、そこに鍵をかけるとかというのは、 予定はしておりません。(発言する者あり)

〇菅委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 2時47分 再開 午後 2時48分

〇菅委員長

休憩を解きます。

志民委員。

〇志民和義委員

尾田コミセンの鍵、いろいろなところで預かっているのですが、一番便利なのはこども 園なのですよね。必ず、先生いるし、そんなことでそこを利用するのですが、こういうふ うに門できてしまうと、私たちが自由に借りに行くときに不便はないだろうかということ なのです。鍵を借りるのに、コミセンの鍵をですよ、門の鍵ではなくて。

〇菅委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 2時49分 再開 午後 2時50分

〇菅委員長

休憩を解きます。

志民委員、ただいまの件につきましては、保育所の運営と離れていますので、別な形でお願いをいたします。どうしても必要があれば、総括でよろしくお願いしたいと思います。 ほかに質疑ございませんか。

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

6.6ページの保育所費なのですけれども、この中で広域入所児童措置業務ありますけれども、このエリアは広尾・大樹の2町なのか、それとも南十勝まで及んでいるのかどうか。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

広域入所につきましては、帯広までを含んでのエリアとして設定してございます。 以上でございます。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

ということは、南十勝と帯広ということですね。予算計上に156万9,000円とありますけれども、これは何名分を想定したのか。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

広尾が1名と中札内が1名、2名を計上させていただいております。 以上でございます。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

ということは、広尾に1名と中札に1名、行っているということでいいですね。はい、 わかりました。

〇菅委員長

それでは、一旦ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時52分 再開 午後 3時05分

〇菅委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

引き続き、3款民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

西田委員。

〇西田輝樹委員

56ページの20節扶助費で、高齢者通院手段支援金ということで、つい最近、条例も改正になって喜んでいるところなのですが、該当者と、それから把握の方法をどのようにされているか、お聞きしたいと思います。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

現在、利用されている方は45名となっております。把握につきましては、民生委員の方に主にお願いいたしまして、そういった方が、基本的には昨年利用されている方は、今年も多分使われるだろうということでの申請をお願いしているのと、あわせて新規の方につきましては民生委員のほうから、こういった方も使いたいというような要望があった場合、その方が該当するのかどうかを判断して、対象となるかどうかということにさせていただいております。

以上でございます。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

一つ確認させていただきたいのは、家族がいた場合には、該当にならないよというルールだというふうに聞いているのですが、家族の範囲というのは、同居の家族のことをいうのか、例えば同じ町内会に住んで、同居でない場合の家族の方もおいでだと思うのですが、そこら辺の確認をしたいのですけれども。極端な話、高齢者の方の息子さんとは限りませんよね、娘さんでお嫁に行っている方も、どの範囲までをいたらだめだよというふうなことで判断されているのか、そこら辺、よろしくお願いいたします。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

町内に家族及び親族の方で、通院手段が確保されるような場合につきましては、同居以外の場合であっても、対象にならないということにさせていただいております。

以上でございます。

〇菅委員長

西田委員。

○西田編樹委員

親族の範囲というのはどの範囲をいうのでしょうか、親族という範囲は。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

基本的には、お子さんが多いと思いますが、どこまでということで何親等という形では やっておりませんが、親族の方がいるかどうかということでの確認はさせていただいており ます。

以上でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。

齊藤委員。

〇齊藤徹委員

56ページの19節ですけれども、社会福祉協議会の補助金なのですけれども、今年4月から新たに高齢者支援事業が展開していく中で、約230万円ぐらい減額されているのですけれども、その辺、減額された理由とその辺についてお聞きしたいのですけれども。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

19節負担金の社会福祉協議会の補助金につきましては、昨年より200万円強、減額となっております。減額となった主な理由につきましては、昨年度、育児休業ということで1名分多く見込んでいた分と、あと臨時職員ということで、業務が増えるということで見込んでおりましたが、町からの職員が1名多く派遣されたということに伴いまして、その分で2名分、減額ということになっております。新たに、今度、町から高齢者の関係でお願いする部分につきましては、別途、特別会計の介護保険会計のほうでお願いするというような形での予算計上になっております。

以上でございます。

〇菅委員長

齊藤委員。

〇齊藤徹委員

そういうことは、通常の勤務では何も、減額されているけれども、運営には支障はないということでよろしいのですね。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

社会福祉協議会自体としての業務には、支障がないという形でのこの補助金ということにさせていただいております。

以上でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。 齊藤委員。

〇齊藤徹委員

それで66ページの委託費の関係なのですけれども、児童の送迎業務ですけれども、これ何社に委託されているのか、何路線。それに同乗する補助職員の賃金等は含まれているのか、どういう単価計算をされているのかお聞きしたい。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

送迎につきましては、旭浜・中島線と生花・晩生線、浜大樹・石坂線の3路線でございます。この中には、運転手と一緒に乗っていただく添乗者の方の賃金も見ております。別々の3業者というのでしょうか、全て別々の業者にお願いするような形になっております。 以上でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。 西田委員。

〇西田輝樹委員

児童福祉費の保育所費のとこの7節賃金についてお伺いします。ここに臨時指導員賃金というふうなと、次のページめくっていただきますと、66ページに臨時保育士賃金というふうにあるのですが、この差は何でしょうか。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

賃金についてのご質問ですが、64ページの臨時指導員賃金につきましては、学童保育所が土曜日も開設することになりまして、学童保育所に勤務していただく方の指導員ということで見込んでおる経費です。一方、66ページの臨時保育士賃金につきましては、尾田認定こども園に勤めていただく臨時の保育士の方の賃金ということになっております。 以上でございます。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

すみません。学童保育所のこと全然忘れていましたので、大変お手を煩わせました。 先ほどのお話の中で、町立のほうの認定こども園、29人入るというふうなことで、これ あれでしょうか、ゼロ歳児とか1歳児とかという年齢別はどのようになっているのかと、教 えてほしいのが1点と、最低基準でいう必要保育士さんというのですか、設置の配置の人数 というのはどのようなことになっているのでしょうか。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

尾田認定こども園ですが、先ほど29名とご説明させていただきました。内訳ですが、1歳児が5名、2歳児が8名、3歳児が5名、4歳児が8名、5歳児が3名ということになっております。保育士の配置基準ですけれども、例えば、ゼロから1歳児ですと、乳幼児3人に対して職員1人とかということで決まっておりまして、それをもとに計算いたしますと、尾田は29名で、職員数、単純に計算すると大体3名ということになって、単純計算だとそ

ういう計算になります。ただ、実際はゼロ歳児、1歳児、2歳児、3歳児ということでクラス分けをするということや加配が、例えば保育士が特別について見なければいけないような児童がいるとかということもございまして、この人数ではとても対応は正直難しいということになっております。そういったことも含めて、臨時保育士、正職員と臨時保育士で、通常の保育を行っているというような形をとらせていただいているというようなことでございます。

以上でございます。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

今、そういうふうな時代ですので、ゼロ歳児はおいでにならないのでしょうけれども、1歳児5人、入ってくるということなのですが、これは地域の方なのですか。尾田地域というか、学区はありませんのであれなのですが、承知おきしていますが、何か1歳児5人というのは異常に今までの経験からすると、多いように感じるのですが、いかがなのでしょうか。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

5名のうち2名が市街地からの通園ということになっております。 以上でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。 西田委員。

〇西田輝樹委員

こんな小さなお子さん、通園には大変でないかなと、それは親の考えなのでしょうけれど も、何かこちらのほうの尾田認定こども園に入るというのは、特別な理由があるか、それを 歳入に、保育所のことについてお伺いします。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

2名のうち1名は、兄弟が先に入っておりまして、そういうことで行かれるという方が1名と、もう1名につきましては、昨年、転入されてきた方なのですが、市街地の保育園がいっぱいで入れなくて、そのまま尾田でお願いしたのですけれども、そのまま4月以降も保護者のほうで、尾田のほうに通いたいという意向がありまして、尾田にということでの経過になっております。

以上でございます。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

疑問でお聞きをいたします。今、若干関連しますので。

遠いところから来られる方もおられるだろうと、それからもう一つ、ゼロ歳児で身体の弱い方等々という場合、それからそういういろいろな問題のある方が入った場合の処置というのですか、お考えをしているのか。障害者差別法、してはいけないよということになってくると、早く言えば、本当にこれは保育士だけでは面倒の見られない方も、出てくる可能性は今後ありますよね、こういう場合のお考えはどういうふうにしているのか。そういう方は入っていないだろうと思いますので、それはないだろうというふうに認識をしておりますが、現実的にそういう場合になったときに、法人も含めてどういうふうなお考えで、町としてはお考えになっていくのか。

そうですよね。いろいろな身体のどうしても病院からこうだよとか、ああだよという方が、言葉上は障害とは言いませんけれども、都合の悪い方等々、これは看護師さんでなければ見られないというような方がお入りになったときは、どういうふうな処置をしようとしているのか。法人も同じですね、委託するのですけれども、同じことをやっているわけですからそこら辺の連携、今後どうするというようなきちっとした中身があるのかどうか、お聞かせください。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

法人も含めてということなのですけれども、そういったお子様が入所されるような場合につきましては、私たちの用語では加配ということで、加配の保育士を配置した形で対応するということでやっております。もちろん医療的な行為が必要なのかとか、そのほか別な配慮が必要なのかということも含めて、まず、関係機関と協議をして、保育園で預かって、そのお子さんに対しての生命の危険がないかどうかも含めてを確認させていただいて、預かれるかどうかということを判断させていただくということになると思います。

預かれるというような場合につきましては、さっき言ったような通常の担任の保育士のほかに、その子のための別な枠を用意いたしまして、その分で入所のほうを対応するというような形は、法人も町立も同じような形にしております。法人につきましては、例えばそういった加配が必要なお子さんが入ったときについては、その保育士1名につき月額12万円を別途、町の単費で加算してお支払いするというようなことで措置をしております。それにつきましては、毎年、法人からこういったお子さんが入るので、加配が必要なのだということで協議を受けまして、それに基づいてお支払いをするというような形をとっております。

〇菅委員長

安田委員。

以上でございます。

〇安田清之委員

これでやめますから。加配というお言葉も初めて聞いたのですが、別途ということは、国から出ているという解釈でいいのかい、一般財源から出しているという解釈でいいですか、そういう場合。それから、お医者さんのお話を聞いて、できるのかどうかということをご指導いただくのか、教えをいただくのかは別にして、本当に生命にかかわる問題ですよね、そういう方。これの万が一の場合のことを考えたときに、きちっとルールづくりが必要、これ差別はしてはいけないと言うけれども、病気のことはきちっとしなければだめではないですか、現実的にこの線引き、今でやめるから。

ここら辺は、十勝支庁としっかりと、道と協議をしてもらわないと、預けたときに万が一、 ぐあいが悪くなりました。保育所の責任、こども園の責任ですと言われたときに、訴訟問題 も起きる問題ですので、きちっと論議をしていただいて、後でそのやりとりの問題含めて、 いろいろな子どもがいますから、今、協議をしたものを我々に、こういう事例でしたという ことで、お知らせをいただくということでやめておきますので、よろしいですか、それで、 委員長。

〇菅委員長

安田委員に伺っておきます。今の答弁要らないということですけれども、お話は子育てに 対する基本的な問題もあるので、もし必要であれば、総括質疑の中で町長なりに答弁させた いと思いますので、ということでよろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、67ページから74ページの4款衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時23分 再開 午後 3時26分

〇菅委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、73ページから74ページの5款労働費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、73ページから90ページの6款農林水産業費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿部委員。

〇阿部良富委員

農林水産業費についてお伺いいたしますけれども、国は、昨年から基盤整備を推進していくと言っておりますが、その基盤推進の関係でお聞きしたいと思いますが、基盤整備に対して普通農地をやって今の公債と同じ50%か、それとも山・坂とかそういうところを開墾しても同じ53%か、そこら辺どう考えていますか、ちょっとお伺いいたします。

〇菅委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 3時28分 再開 午後 3時28分

〇菅委員長

休憩を解きます。

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

阿部委員、ご質問ありました補助率でございますけれども、畜産担い手総合整備事業の関係かというふうに理解をしてございます。補助率でございますが、国費50%、道費10%ということで、一応区分は、ない形での補助率というふうになってございます。

以上でございます。

〇菅委員長

ほか質疑ございませんか。 安田委員。

〇安田清之委員

ちょっとわからないのが、金額的には大したことないのだよね、4万7,000円。78ページ、負担金補助金及び交付金の中で、農地農業マスタープラン作成は何をつくるの、4万7,000円で何をつくるのか、どんなものをつくるのか、ちょっと教えてください。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

地域農業マスタープラン作成事業のご質問かと、よろしいでしょうか。

今、国のほうでは、人・農地プランというのを作成を義務付けているというのでしょうか、 推進をしてございます。これは、人と農地の集約化、これをすることによって農業の生産基 盤の強化を図るということで、大樹町におきましても人・農地プラン協議会を設置しまして、 事業を推進しております。各議員の報酬等々の費用をここの事業の中で計上しているもので ございます。

以上でございます。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

結局、農地と人を集約という言い方だったように、聞き方が悪かったらあれなのですが、そういうあれをしているのですよと。国がやっているから、早く言えば、安田はあそこへ行けと、ここの畑でつくれというマスタープランなの、これ、その意味がちょっとわからない。人とあれと言われたって、農地は自分のものでしょう。それで人をあっちへ行けって、こんなことにならないでしょう。中身がちょっとわからない。中身もう少しかみ砕いて。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

すみません。ご説明不足で申し訳ございません。地域の集落が、今後、そこの地域をどうするかというのを生産者自から考えていただいて、そして後継者がいない、もしくは離農を考えている等々、将来ここの土地をどうするのだということを地域が一体となって考えて、そこでこの計画に基づいて事業を進めると、国からの各種の補助事業が、優遇措置が受けられると、そういったような事業でございます。

決して、役場のほうから、あっちへ行けとか、こっち行けとか、そういうような形ではなく、地域合意の中で、そこの農地を今後どうするかというのをみんなで考えて、そして集約をしていこうというのが、この事業の趣旨というふうになってございます。

以上でございます。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

早く言えば、何もやらないけれども、予算だけつくっているというふうにしかとれないのだよ。これをつくってないと、離農したときとか、買うときの助成がないからやっているのですというふうにしかとれないのだよ。僕、現実的には。だって、人のものを勝手に委員会つくって、おれが買うとかと言えないでしょう。現実的に。本当にこれ、委員がいるのだろうから。いないの、何名かいるのでしょう。委員がどういう業務をされてきたのか。今まで

こういう実績がありますというのであれば、小さな話だけれども、実に農業の補助金はすごいのだよ、うちも含めて。一般財源含めて、国も含めて、道含めて、関連はしているのだけれども、現実的にこの補助金、国からのあれをずっとのせてきているものもありますし、町単独というのはこの中に1個ぐらいありますか。いろいろ補助金の中で、そこだけ町単独のもの。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

〇瀬尾農林水産課長

78ページの農業の中という形で、ご説明のほうはさせていただきたいと思います。

まず、78ページの中段ぐらいに、小規模土地改良事業補助金200万円、そして鳥獣被害対策事業補助金100万円、そして小麦雪腐れ無人へり防除推進事業補助金100万円、これらが町単独事業というふうになってございます。

以上でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。

阿部委員。

〇阿部良富委員

76ページの鳥獣対策事業ですけれども、昨年の鹿の捕獲頭数と熊の捕獲頭数、それに今後、どのようにやっていくかの考えだけお聞かせください。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

27年度の捕獲頭数ということでございます。熊につきましては12頭、鹿につきましては1,098頭の捕獲実績というふうになってございます。

以上でございます。

〇菅委員長

阿部委員。

〇阿部良富委員

増えたか減ったかは、課長の判断にお任せいたしますけれども、例えば、捕獲の仕方ですね、白糠町では自衛隊200人出て、ヘリコプターを使って、捕獲頭数3頭という話聞いております。だから、この捕獲の方法、やっぱり少し考えていただきたいと思います。

以上です。

〇菅委員長

回答、要りますか。 (発言する者あり)

ほかに質疑ございますか。

西田委員。

〇西田輝樹委員

8 4ページです。目で林業振興費の中に負担金補助及び交付金の中で、全国森林レクリエーション協会負担金ということで2万円なのですが、この内容と、このものを利用するような方というのは、何か資格をもらうとか、そういうふうなことなのでしょうか、それまずお聞きしたいと思います。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

〇瀬尾農林水産課長

全国森林レクリエーション協会の内容でございます。

本部が東京にございまして、十勝管内では帯広にも支部がある協会でございます。中身に つきましては、森林の利活用を図るため森林のレクリエーションの普及促進、情報交換等々 研修会を年に開催をしている団体でございます。今、十勝管内では、9 団体加盟してございまして、資格等々でございますけれども、委員ご承知かと思いますが、森林インストラクター 等々の資格の窓口というのでしょうか、そういった事務も行っている団体でございます。 以上でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ありますか。

齊藤委員。

〇齊藤徹委員

82ページ、18節ですけれども、備品購入費の中で、今年度オートバイ購入なのですけれども、全体で何台あって、26、27年度はそれぞれ更新はしていっているのですけれども、今年度何台購入して、これが最終年度なのか、その辺をお聞きします。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

牧場用の管理オートバイでございます。28年度につきましては、3台の購入の経費を計上してございます。順次、更新事業行っておりまして、29年度で計画が一応一巡するというような形で、今、計画的にオートバイの更新を行っているところでございます。

全部の台数でございますが、今現在、13台所有してございます。 以上でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。 西田委員。

〇西田輝樹委員

88ページの水産振興費の19節でございます。ちょっと疑問な点といいますか、十勝管 内漁業士会負担金ということで5万円出ているのですけれども、どのような資格の負担金出 しているのか、それがお聞きしたいのが一つと、ちょっと疑問に思ったのは、よく農業何とか士とか林業何とか士とかという、そのように認定されている方もいるのですが、そこら辺のバランスは心配ないのかなというふうに思っているのですが、それが1点です。

それから、同じく88ページのワカサギの増殖事業の補助金とホッキ貝の増殖事業の補助金あるのですが、これは毎年、相当長く補助金出ていると思うのですが、ワカサギでもホッキでも増えれば、自分たちで産卵して増えていくと思うのですが、もっとどかっと入れたら、自分たちで自己増殖というのか、ちょっと言葉わかりませんけれども、そういうふうになっていくのではないかなと思うのですが、そこら辺のことをお教えください。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

まず、十勝管内漁業士会の負担金でございます。

今、大樹町内では、指導漁業士ということで2名の方が、この指導漁業士になってございます。十勝管内にでも指導漁業士という形で認定されている方、多数おりまして、食育等々の活動をされているところでございます。また、農業分野等々の各関連事業との兼ね合いという形でございますけれども、今現在、こういった漁業士会での活動を活発にされているのというのは、今、漁業士会が特に活発に活動されているのかなというふうに思っております。農業・林業関係は、こういった会もあるのですが、負担金等々の発生するような事業内容というふうには、ちょっと認識はしておりませんので、計上のほうも漁業の分のみ計上させているところでございます。

また、ホロカヤントウのワカサギ増殖事業の補助金でございますけれども、ホロカヤントウへのワカサギの受精卵の購入、または移植放流ということで、毎年、1億粒以上放流をして増殖を目指しておりますけれども、なかなかこれも事業に結びつくのは大変難しいということで、これも継続して支援をしていかなければ、産業として成り立たないのかなというふうに思っておりますので、引き続きこれについても支援をしていきたいというふうに思っております。

また、ホッキ貝増殖事業でございますが、漁場の高温のほかに、あと新しい漁場の探索というのを行って、ホッキ貝の資源調査、または漁場を開拓していくという事業でございまして、これらも先ほどのワカサギ同様、また産業に直接結びつくような成果には至っていないかというふうに思っておりますので、引き続き支援をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

わかりました。私の言いたかったことは、ワカサギでもホッキでも猿払村なんかの成功事

例は、相当予算額の1割とかというのは何年間かどんと海にホッキ貝の稚貝を入れて、ああいうふうな自然漁場ができていますので、漁場の自然状況とか何とかというの僕わかりませんので、ただ、毎年こういうふうにずっと同じ額で、なかなか増えてこないのだよというのは、永久にこういうふうなことをやるのだよというふうなことでの考え方だったら、それはそれでいいのですけれども、どうしても増えていかない場合のこともあって、費用対効果のこともありますので、そういうふうな検証もぜひ指導機関のご指導を得て、いろいろ本当に効果的な事業なのかどうかも考えていくことも、必要かなというふうなことで考えておりますが、そういうふうな客観的な評価というのは、どのように考えているのでしょうか。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

ここにつきましても、北海道を含む指導機関と連絡を図りながら適切に効果なっているか、事業を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。 齊藤委員。

〇齊藤徹委員

82ページの 14節ですけれども、牧場作業用車両の借上料ですけれども、805 $\pi8$, 000 円ですけれども、この借上料の積算根拠。多分これ牧草の収穫だと思うのですけれども、この積算根拠というのは地形的にいって起伏があり、四角い畑でないのでそういったことを考えると、あくまでも町で、JAで出しているコントラ事業の積算でいっているのか、地形的に考えるとそういうふうに収まらないと思うのですけれども、町独自の積算根拠で 805 $\pi8$, $\pi8$ 000 円を積算したのか、その辺ちょっと内容についてお聞きしたいのですけれども。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

この機械借上料でございますが、コントラの単価を積算して計上しているところでございます。

〇菅委員長

齊藤委員。

〇齊藤徹委員

地形に関係なく、コントラ事業の積算根拠でやっているということでよろしいのですよね。それで面積なのですけれども、例えば1番草、2番草で、どれぐらいの面積を借り上げするのか、ちょっと面積を知りたいのですけれども。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

〇瀬尾農林水産課長

町営牧場の面積でございます。1番草で192ヘクタール、2番草で46ヘクタールを予定をしてございます。

〇菅委員長

齊藤委員。

〇齊藤徹委員

それで192~クタールということは、一番草、採草地では全面積でいいのですよね、2番草では46~クタールなので、残りは直営というか、自分たちで収穫するという解釈でよるしいのでしょうか。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

今、委員のおっしゃるとおり、1番草についてはほぼ全面積、そして2番草についても残りは職員でという形で、作業のほうは予定をしてございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ありますか。

安田委員。

〇安田清之委員

86ページ、11節ここに萠和山維持管理費42万7,000円が出ているのですが、これ多分、草刈りだろうというふうに思うのですよ。状態はどんなになっているか、瀬尾課長、1度か現場に足を運んだことがあるかどうか、それをお聞かせください。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

〇瀬尾農林水産課長

萠和山森林公園につきましては、従前、植樹祭の会場というふうになってございます。また、この萠和山町有林の団地でございまして、間伐等々も行っている箇所でございます。事ある機会に、ついでというわけではないのですが、巡視のほうをして、萠和山の草の状態等々も確認をしているところでございます。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

どんな状態かといったら、ちょこちょこ行っていますと、状態は見ておるということで認識をしてよろしいですね。ここ公園なのですよ、公園というのはどういうものかという定義はあるのでしょう。ないの、公園の定義。これね、言葉発しられない、これ本当は総括なの

だけれども、時間までぴたっと終わらすから。現実的に42万円で公園整備なんてできないでしょう。42万円で。これ草刈りの1回分の値段だと思うのですが、違う、何をするための42万円なのか、それでは聞かせてください。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

すみません。ご説明が足りなく、大変申し訳ございません。萠和山森林公園のうち、下段のショウブ園があるのですが、そこの維持管理を中心に行っております。草刈りにつきましては、4月から8月を中心に5回程度行っている事業でございます。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

5回程度やっていると、公園の維持管理に本当にきれいだと思いますか、現場担当者として、あの場所が、魅力を何か感じる公園でしょうか。これ総括でやるか、だけれども、現実的に5回程度、草を刈っていると言っていますが、私、しょっちゅう行くのですよ。あそこにコイを見に、金魚を見に。まず人間が歩けない、長靴履いていかないと、雨降り。それから、草の刈り方、少なくてもこんなのだ、運動靴では歩けません。だから、予算をつけるときに去年と同じようなただ横並びで持ってこないで、状態をしっかりと把握をしていただきたい。これは総括で町長に行きますからもうやめます。しっかり町長、今、総括でと言っているので、前向きな答弁をしてくれるだろうと思っておりますので、やめておきます。

〇菅委員長

安田委員にお諮りします。

回答は要らなくて、総括でということでよろしいですね。 (「はい」の声あり) ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

〇西田輝樹委員

ページでいけば90ページで、見たことのない言葉が出てきていますので、二つありますので一つ、もうあと一つ林業費のこと、町有林費のことありますので、漁港管理費の中に19節130万円で、水産物供給基盤機能保全事業負担金という事業が、新しいのではないかなと思うのですが、このことの説明をいただきたいのと、その下に読めないのですけれども、横何とか台、横取台車用油圧装置整備事業というのがあるのですが、これの説明をお願いいたします。ちょっと読み方間違っていたらごめんなさいです。

あと、ページ85ページの町有林費の中で、予算が8,340万9,000円で、一般財源、 国庫補助、そのほかのもの引いて4,500万円ほど一般財源出ているのですが、ここ数年 のうちにというか、立木の売り払いとか収入のほうは全然、町有林というのはないのでしょ うか。ざっくりだけ聞かせてもらえれば。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

90ページの19節の負担金補助及び交付金の水産物供給基盤機能保全事業負担金でございますが、漁港の施設内の維持管理業務ということで、平成28年度に実施計画、そして29年と30年に実施を予定してございます。

内容につきましては、大樹・旭浜両漁港の船揚場、そして道路の整備を計画をしている事業でございます。また、その下の横取台車用油圧装置整備事業補助金でございます。この事業につきましては、昨年10月8日に台風の発生によりまして、旭浜に設置してございます横取台車の油圧装置が故障をしたところでございます。これらについても今、修繕に約300万円ほどかかるというような形も聞いておりますので、町といたしましてもこの分について、補助金の対象という形で推進をしていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

すみません。町有林の歳入でございます。歳出のほうで町有林の整備事業という形で、いろいろな経費のほう計上させていただいております。町有林につきましても計画的に支伐もしくは間伐のほう実施してございまして、それらの収入についても歳入のところで計上をさせていただいているところでございます。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

松本委員。

〇松本敏光委員

86ページの町有林の委託料、立木調査業務というのがあるのですけれども、262万5, 000円の何ヘクタールぐらい調査するのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

立木調査業務でございます。面積につきましては、22.97へクタール、3カ所、場所につきましては萠和地区を予定をしているところでございます。樹種につきましては、トドマツが皆伐時期に達したものですから、このトドマツ林を調査をいたしまして、立木処分のほうをしていきたいというふうに計画をしてございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

◎延会の議決

〇菅委員長

お諮りします。

本日の委員会は、これにて延会とし、明日16日は議事の都合により休会とし、17日より再開したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇菅委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会とし、あす16日は休会とし、17日より再開といたします。

◎延会の宣告

〇菅委員長

本日は、これで延会します。

閉会 午後 3時59分

平成28年度予算審査特別委員会会議録(第2号)

平成28年3月17日(木曜日)午前10時開会

〇議事日程

委員会記録署名委員指名

議案第25号 平成28年度大樹町一般会計予算について

議案第26号 平成28年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算 について

議案第27号 平成28年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第28号 平成28年度大樹町介護保険特別会計予算について

議案第29号 平成28年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について

議案第30号 平成28年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について

議案第31号 平成28年度大樹町水道事業会計予算について

議案第32号 平成28年度大樹町立国民健康保険病院運営事業会計予算について

〇出席委員(10名)

 1番 船 戸 健 二
 2番 齊 藤
 徹
 3番 杉 森 俊 行

 4番 松 本 敏 光
 5番 西 田 輝 樹 6番 菅 敏 範

 7番 髙 橋 英 昭
 8番 安 田 清 之
 9番 志 民 和 義

11番 柚 原 千 秋

〇欠席委員(1名)

10番 阿 部 良 富

〇地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長 酒 森 正 人 副 町 長 布 目 幹雄 総務課長 松木義行 企画課長兼商工観光課長兼地場産品研究センター所長 黒川 豊 町民課長兼税務課長 林 英 也 保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼 尾田こども認定園長兼学童保育所長 修 村田 農林水産課長兼町営牧場長 瀬尾裕信 建設課長 小 森 力 会計管理者兼出納課長 髙 橋 教 一

<教育委員会>

教 育 長 浅 井 真 介

学校教育課長兼学校給食センター所長 吉 岡 信 弘

<農業委員会>

農業委員会事務局長 森 博 之

<監査委員>

代表監査委員 瀬 尾 廣 美

〇本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 山下次男 係 長 鎌塚 喜代美

◎開議の宣告

〇菅委員長

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、本日の委員会を開きます。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 委員会記録署名委員指名

〇菅委員長

日程第1 委員会記録の署名委員の指名を行います。

委員会記録の署名委員は、規定により、委員長において、

3番 杉 森 俊 行 委員

4番 松 本 敏 光 委員

を指名いたします。

◎日程第2 議案第25号から日程第9 議案第32号まで

〇菅委員長

日程第2 議案第25号平成28年度大樹町一般会計予算についてから、日程第9 議案第32号平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上、8件を一括議題とします。

議案第25号平成28年度大樹町一般会計予算の6款農林水産業費の質疑が終了しておりますので、本日は、議案第25号平成28年度大樹町一般会計予算の7款商工費から質疑を始めます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇菅委員長

異議なしと認めます。

初めに89ページから94ページの7款商工費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

4目観光施設費、94ページです。工事請負費で、海浜トイレの解体ということで説明がありました。海岸の浸食が著しいということで保安上解体したいということですけれども、この解体した後、別なトイレというのは設置する予定でいますか。

〇菅委員長

黒川商工観光課長。

〇黒川商工観光課長

ご質問の件でございます。現時点では、新たにトイレを設置する予定はございませんで、 今年もそうだったのですが、ワカサギ釣りのためには元のキャンプ場の高台で今やっており まして、レンタルのもので今、対応しておりまして、現時点ではその対応で間に合うかなと 思っております。

また、海岸が浸食されておりまして、もともとキャンプの場として随分な利用があったのですけれども、最近はもうキャンプもできないような状況ですので、ちょっとトイレの設置は、今は考えてございません。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

冬期間でのワカサギ釣りののときには絶対、簡易的なトイレを設置するということでよろしいですね、わかりました。

〇菅委員長

質疑はありませんか。

安田委員。

〇安田清之委員

90ページ、TMOについてお伺いをいたします。

TMO、これ商工会で事業を行っているわけですが、今後の見通しといいますか、若干、経営もよくなってきている、それから仕方の問題等々含めて商工会との打ち合わせ等が行われているのかどうかだけお聞かせをいただきたいというふうに思います。

〇菅委員長

黒川商工観光課長。

〇黒川商工観光課長

TMOにつきましてでございますけれども、委員ご指摘のように売り上げのほうは徐々に伸びていると、また、先般の新聞では高規格道路が伸びたことによりましてお客も25%増というようなこともありまして、大分経営は一時から見るとよくはなってきていますけれども、自立までは到底至っていないという状況でございます。

商工会との話し合いの中では、商工会としてももっと力を入れていきたいけれども、違った形のことも協議したいということもありますので、指定管理とか、あるいはNPOとか受け皿があれば抜本的な考え方を変えるということも含めて協議を進めてまいりたいと考えております。

〇菅委員長

質疑はありませんか。

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

2番、92ページですけれども、需用費の説明の中で晩成温泉の中で維持管理費について 説明されたのですけれども、もう一度、その1,200万円の内訳、昨年かなりの増額なの ですけれども、内容についてお願いします。

〇菅委員長

黒川商工観光課長。

〇黒川商工観光課長

晩成温泉の修繕料につきましてご説明させていただきます。

8項目ございまして、いろいろあちこちいかれてきているところがありまして、去年も600万ほど補正させていただいて直したのですけれども、まだまだ追いつかないところがございまして、今できることはやってしまおうというところでの増額でございます。

それで、一つは浄化層の送風機交換修繕、3758,000円、それから浄化層の生物ろ 過槽の修繕、17459,600円、ジェットバスの熱交換機更新、1853,600円、温泉ポンプ更新、5158,400円、高温風呂のろ過装置更新、34052,000円、シャワー混合泉の交換修繕、555800円、管理棟等の暖房器修繕、23756,000円、その他一般で1505円見ておりますけれども、これは不測の事態のための備えでございます。

以上でございます。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

これだけ維持費がかかるということなのですけれども、それでこれはどの項目も出てこないのですがちょっとお聞きしたいのですけれども、高齢者割引ありますよね。それって1年間に入館して、高齢者割引の対象外と対象とどれぐらいの比率で、例えば27年度、26年度、来ているのかお聞きしたいのですけれども。

〇菅委員長

黒川商工観光課長。

〇黒川商工観光課長

月別にちょっと出ているのですけれども、年度トータルは出しておりませんが、例えば大体1人200円割引きをしておりまして、年間で大体130万円ぐらいの割引きになっております。

それで、人数的にはちょっと今、集計したものがちょっと手元にないのですが、今年の1月でいきますと月間の入館者数は4,110人でございます。そのうち、その70歳以上で割り引きをした人が485人というような割合でございます。年間は後ほどお示ししたいと思います。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

それの数字、年間130万円ほど割引きがあって、それでいろいろ温泉を楽しんでいるのですけれども、この数字って年々膨らんでいっているのか、横ばいなのか、低迷しているのか。

条例の中では、町外、町内という条例がないので一律200円割引きなのですけれども、町内、町外まではわかりませんよね。例えば、今回は年々増加しているのか、低下しているのか、ちょっとその辺だけお願いします。

〇菅委員長

黒川商工観光課長。

〇黒川商工観光課長

数字は後ほどお示ししたいと思いますけれども、若干微増であるというふうには認識を 持っております。

町内、町外につきましては、この割引制度は本来町内の、町民の70歳以上の方を割引きということですけれども、一々あなた町内ですか、町外ですかと確認できない部分もありまして、近くの方で覚えている方で私は70歳以上だと来て割引きを受けている方も混ざっているというふうには聞いております。こちらで会員証のような券とか割引券を発行しておりませんので、そこを深く追求はできないというようなところもありまして、ただ、それは全て指定管理のほうが負担しているということで、私どももそのままになっているのですけれども、今後はちょっとそこら辺の仕組みをちょっと考えなければならないかなとは思っております。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

ぜひ、多分、今の指定管理者、何かあと1年で契約切れなのですけれども、それに向けて 町内、町外の頻度、やはり町としても調べながら今後の契約につなぐのも一つの判断材料と なると思うのですけれども、それもぜひお願いしたいのですけれども。

〇菅委員長

黒川商工観光課長。

〇黒川商工観光課長

指定管理と協力しまして、可能な限り分析をしてみたいと思います。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。 **〇西田輝樹委員**

92ページの観光振興費の中で役務費、運搬料630万円ということでなっているのですが、どのようなことにお使いになるのか1点と、それから同じく94ページの18節で簡易自走ウロータリーモアというのは79万1,000円で観光施設費のところの目だと思うのですが、これは町で持つべき性質のものなのでしょうか、ちょっと契約内容もあれで、指定管理の意味合いというのはそういうふうな備品まで含まれているのか、そこら辺をお聞かせください。

〇菅委員長

黒川商工観光課長。

〇黒川商工観光課長

ご質問の運搬料でございますけれども、これはふるさと納税の宅配便の運搬料でございます。

現在は、納入業者さんが運搬料も含めて負担をしていただいて、それを町に請求していただいております。

新年度からは、運搬料は全てこちら一元でお支払いをして、業者さんは自分のところの製品の請求だけをしてもらうように仕組みを変えてございます。というのは、三者、ヤマトさんとかの比較をしまして一番安いところと、こちらグロスメリットを充てますので4,200円を見込んでおりますので、値引きというか、割引きもあります。それで全部役場が払うから安くしてください、あと仕組みもあります、ネットでいろいろやれるのです、請求から、帳票から。

そういったこともありまして、一元でやります。業者さんもそれぞれはこちらから送り状を渡しますので送ってもらうだけと、納品する生産者の方々も負担が軽くなる、私どもも支払う、送料が若干安くなるというようなメリットを見込んでございます。それが630万円ということでございます。

もう一つの自走のロータリーモアでございますが、これは現在、晩成温泉に配置している ものがあります。もともと町のロータリーモア置いてあります。乗用型の芝刈り機ですけれ ども、それがもう古くなって使えなくなったので更新ということですので、これは町が負担 するべきものと考えております。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。 安田委員。

〇安田清之委員

新しい町の青年が新ご当地グルメと実行委員会補助金490万、これ人数的にはどのぐらいをお考えになっているのか、この来町と言ったらいいのだろうか、券の販売、若干聞いておりますが、もう一度お願いをしたいというふうに思います。

それで、果たして配送というのですか、バスなんか間に合うのですか。お聞きした中では 2台程度ということで時間差でいくのか、どういうようなあれでいくのか、それから実行委 員会の皆さんのご負担も相当、日数も青年の方のご苦労をするのだというふうに思うのですが、町はどのぐらい関わりを持って協力をするのか、部分をちょっとお聞かせをください。

〇菅委員長

黒川商工観光課長。

〇黒川商工観光課長

実行委員会から出されました予算の見積もりでいきますと1万5,000人、2日間で、 1万5,000人の1万5,000食を売るという予定で予算を組んでございます。

大変な労力になるというのはおっしゃるとおりでございますけれども、町としての関わりというのは、できる限りの関わりはもちろんしますが、具体的な内容はまだこれからということでございますので、実行委員会で逐次決めてきたことで、町が関わる部分、もちろんテントを出すとか、観光協会としてのお手伝いもありますし、航空公園を使いますので航空公園のほうのお手伝い、あるいは航空としての何か盛り上げるようなことができないかというような現在、協議中でございます。

その航空公園の関係では、今回、施設の維持費を若干増額させていただいたのは、雑草やら雑木が結構あるので、そういったちょっと見苦しいところはきれいにしましょうと、この機会に、そういう部分では70万円ほどの増額を見込んでおりまして、少しきれいにして使っていただきたいというふうに考えておりますし、看板も少し整備したいと考えております。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

これだけの人数が来ると聞いている話では滑走路を駐車場と、あれ約1キロぐらいあるのだよね。普通、おじいちゃん、おばあちゃんが1キロ歩くというのは大変ではないかと、ここら辺も少し予算、若干は見ているのかもしれないけれども、そこら辺も考えてやったらいかがかなと思うのです。

大樹はすばらしかったなと、本当に心を込めて我々を迎えてくれたなと言っていただくようにゴルフカートみたい、1台ぐらいリースをするのか、それで巡回をしてやるというような、あれは約4名、運転手入れて4名なのです。それを走ってやるとか、あれは免許要らないので、現実的に。リースで借りてどのくらいなるかわかりませんけれども、そういう配慮もお願いをできたらいいのかなと、若干の予算が出ちゃうかもしれませんけれども、それは補正で、これだけのイベントをやって大樹でないのですよね、大樹を売る上でも必要なことかなというふうに思うのです。

それから、こういう経験を教育委員会もでしょうけれども、子どもたちにこういう楽しみ もあるよと、お手伝いも中学校なのか、高校なのか別にしてお手伝いもいただいて、町観光 協会もそうですが、我々も含めてお手伝い、要請をしっかりとしていただきたいなと。

その青年の方はかかりっきりになるのだと思います。だから雑用を我々なり、町民、子ど

もグループをつくってごみの清掃部門もあれば、物をぽんと投げていく方もあるでしょうから、そういうものをご検討いただいてもう少し予算を、万が一、これは総括でいきますけれども、だめであればもう少し増額をしてやって、一大イベントに大樹はすごかったと言われるようにやっていただきたいなというふうに思いますが、1キロあるところ僕でも歩くの大変だなというふうに思うので、そこら辺の検討はできるかどうかだけお願いをします。

〇菅委員長

黒川商工観光課長。

〇黒川商工観光課長

実行委員会から示されている現段階のレイアウトでは言われるように1キロの滑走路を 駐車場にして、芝生のところで本体をやるというふうに伺っております。

隣にハンドリングエリアという丸いところがあるのですが、そちらは JAXAのエリアではありますけれども、半分ぐらい使わせてもらえないかというような今、要請をしておりまして、そこが使えるとまた少し近くなのかなと思いますが、確かに1キロ向こうですと大変遠いので、ピストンバスの予算は若干組んでいるようですけれども、場内はバスよりは今、言われたカートなんかもいいのかなと思いますので、実行委員会のほうにこのような提案もありましたよというようなことは伝えたいと思います。

学校に関してはこれから要請をするというふうに実行委員会は子どもたちは交えてやり たいということは言っておりますので、そのようになるかと思います。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分 再開 午前10時21分

〇菅委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、93ページから100ページの8款土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民委員。

〇志民和義委員

98ページの8節、一番下のほうになりますが住宅リフォーム報償費ということですが、 今年度も現時点で今年はないかと思いますが、現時点での件数、金額、そして今年度、28 年度、来年度、最終年度になりますね。それについて、町民に対する PR どのようなものを 予定しているかお願いをいたします。

〇菅委員長

小森建設課長。

〇小森建設課長

ご質問のありましたリフォーム関係の事業の実績でございますけれども、今年度は46件、内訳ですが長寿命化の関係で67%、こちらのほうは外壁、屋根の改修等になります。 それから、住環境では20%、こちらのほうは風呂、トイレの水回り、それからバリアフリー等になります。

それから、もう一つ、省エネ関係では内窓設置、それから証明のLED化等で13%となっております。

来年度からにつきましては、一応、来年度で事業が4年間完了するということで、28年度になった段階で一応、協議して継続するかどうかという判断を今のところ考えております。

以上です。

〇菅委員長

志民委員。

〇志民和義委員

最終年度なのでPRの方法はどのようなことを考えているか伺います。

〇菅委員長

小森建設課長。

〇小森建設課長

最終年度のPRなのですけれども、現在と同様にホームページ、それから広報紙、防災無線等で周知のほうを図りたいと思います。今年度、広報紙のほうで4月号のほうに記載の予定でおります。

それから、先ほど金額のほうをちょっと忘れておりました。今年度の実績の総額では 429 万 8, 000 円の交付金額の申請額がありました。 工事の対象となる金額が 2, 329 万 7, 550 円でして、交付した額が 429 万 8, 000 円となります。

以上でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。 安田委員。

〇安田清之委員

94ページ、需用費でちょっとお伺いをいたします。

土木費の車輌維持管理費、それから新規ということで予算は出されているのですが、この 機械というか、何というか車輌というのか、相当古いものもあるようにお見受けをしている のですが、今後、入れ替えとか、そういうものはどういうふうにお考えになっているのか、 修理代がごんと上がる前に車輌を下取りというのですか、出したほうがいいのか、そういう ことを年数も相当古いでしょう、多分。聞いている中ではもう耐用年数は過ぎて、相当老朽 化しているものもあるというふうにお聞きをしているのですが、そこら辺は順次やっていく のか、このごろ除雪等も相当大雪に近いぐらい、それから降り方もちょっと変わった降り方 等々もあったり、機械の傷みも相当するのだろうというふうに思うのですが、そこら辺の計 画はどうかだけお聞かせください。

〇菅委員長

小森建設課長。

〇小森建設課長

今、ご質問のありました土木車輌の関係でございますけれども、議員ご指摘のとおりかなり古い車輌もございます。整備した車輌につきましては昨年、小型ロータリー機械、過去にさかのぼりますと平成14年にグレーダーを導入して以来、古い車輌がございます。

今回、予算に計上させていただいております除雪専用車のほうにつきましては現在、ダンプ3号の買い替えを予定しております。除雪専門ということで砂利の運搬等で今までは直営でやっていた砂利運搬等やっておりましたけれども、そちらのほうも概ね業者のほうで運搬していただくということで除雪専門に使える車輌のほうがいいのではないかということで補助を受けまして、今年度導入する予定でおります。

ただし、そのほかもう1台ダンプがありまして、こちらのほうも古い車輌でございます。 そのほか、ショベルにつきましても平成7年、それから先ほど申しましたモーターグレー ダーにつきましては平成14年、いずれにしましても20年以上経過しておりまして、昨年 も車輌の補正のほうで新たにさせていただいたところでございますけれども、ほとんど経年 劣化に伴う修繕がほとんどでございまして、民間の業者さんもその辺は大事に使っていただ いているのかなと我々も考えております。

更新計画のほうですけれども、過去に更新年度、一応計画したものがございます。予算の 絡みとか、補助の関係もございますので計画どおりには進まないと思うのですけれども、一 応、計画に沿って近いうちに順次更新をしていきたいなという認識は持っております。 以上でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。 西田委員。

〇西田輝樹委員

96ページの橋梁費の13節で橋梁長寿命化点検業務という科目といいますか、事業がありまして5,076万円ですか。

それで実はお聞きしたいのは、町の関与する全体の橋の数で前に106と、すみません100何ぼと聞いたのですが、ちょっと。

それと、この予算に計上されています点検業務というのは全体のことなのか、そのうちの何橋かと、できれば全体の経年年数というのでしょうか、その100何ぼのうちの、もう全部が50年以上たっているのか、そこら辺の経年年数なんていうのはわかればお願いしたいと思うのですが。

〇菅委員長

小森建設課長。

〇小森建設課長

ご質問の橋梁長寿命化点検業務の中身でございますけれども、現在、町で管理している橋梁が103橋ございます。国のほうでは5年ごとに橋梁の点検をしなさいということで、今年度が、28年度が前回から5年経つということで、今までは遠い距離からの点険でよかった部分もございましたけれども、今回から近視点検、近くで見て点検してくださいということで、町が管理しています103橋の点検をする業務でございます。

年数なんですけれども、古いのはかなり古い橋梁もあるのですけれども、点検の中で改修 が必要となった部分については昨年度から生花の16号橋とか、今年度でいいますと大進橋 のほうの改修をさせていただいております。

年数のほうにつきましては、今、手元のほうにちょっと1橋1橋ずつの何年経過したという資料をちょっと持っておりませんので、後ほどお示ししたいなと思います。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

ちょっと確認なのですけれども、では5年に1回のその年度に当たっていて103を全体 を点検するというか、点検方法も若干変わったので、これだけの高額なお金になったよとい うふうに理解してよろしいですね。

〇菅委員長

小森建設課長。

〇小森建設課長

橋梁の点検でございますけれども、今までは点検ということで年数定められていなかった のですけれども、今回、国のほうで新たに5年ごとに点検しなさいということで、そういっ た通知が来ております。

それで、橋梁の点検の事業費がかかるのですけれども、その中の需用費の国庫補助という部分が65%ございまして、その辺は半分以上は予算措置のほうをされるということで考えております。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。 松本委員。

〇松本敏光委員

94ページの土木総務費の中で14節の使用料及び賃借料の中で、土木積算システム使用料が去年から見たらぐっと下がっているのですけれども、業者的からいけば、何か中身がかなり厳しいという話も聞かされます。その中で、本当にその状況に合った積算をしているのかということも一つ、お聞きしたいのと、もう一つ、要するに96ページの委託料なのですけれども、これがやはり今までここ5年、10年前は町で要するに維持管理関係やっていたのですけれども、民間委託になってから委託料が要するにかなり金額が上がってきているのではないかなという感じもしないわけでもありません。

それと、そのかかるのはかかるので仕方がないのですけれども、やはり大樹町に建設業やっている事業所もある中で、きちっと大樹町がまとまった運営をやってもらえないかなというのが私の考えです。

それと、先ほど同じ備品購入で除雪専用車は1台購入されるようになっております。そうなると大樹町で維持管理する機械台数はかなり多いと思われます。その中で、大樹町で独自でやっていくのか、もしくは建設業やっている業者ともに運営を図っていくのかをお聞きしたいと思います。

〇菅委員長

小森建設課長。

〇小森建設課長

まず94ページの土木積算システムの使用料の関係でございますけれども、こちらのほうは新年度、28年度からシステムのほうがリニューアルされるということで、今まで業者の道のほうの単価を使っているのですけれども、パソコンとか全部、こちらのほうでリースして使っている機械だったものですから、今回、システムのリニューアルということで自分のパソコンで今度、積算できるということでウェブ上でクラウド方式というのですけれども、ウェブ上でそういった積算ができる中身となっております。

単価のほうなのですけれども、うちのほうは道単価に基づいて、必要数量に応じて設計しているのですけれども、業者さんのほうも設計のほうがちょっと僕のほうはちょっとわからないのですけれども、そういった形でしていただくしかないのかなという認識でおります。

それから、町道維持の関係で維持管理の業務なのですけれども、こちらのほうは毎年、若干ずつ維持管理費が増えているのですけれども、24年度あたりから人件費、作業員等の単価が3,000円、2,000円と上がってきております。それから若干、修繕する箇所も委託業務の中で修繕する箇所もございます。そういった中で若干、金額が増えている要因かと思います。

それから、専用車の購入の関係でございますけれども、今、町で建設重機のほうはある程度、準備して、業者さんのほうに貸与しているという形ではあります。グレーダー、それから除雪専用車、それからショベルなどにつきましては4,000万から5,000万購入するに当たり費用がかかります。

なおかつ、町内の業者さんも少しずつ減ってきているということで、なかなか業者さんで

も4,000万、5,000万する重機をそろえるというのが大変なのかなということも考えております。

また、建設業協会さんのほうからもそういった専用車両については、特殊車両については 町のほうで整備してほしいという要望もいただいております。

そういった中で今回、こういった除雪専用車、それから雪寒で使用しておりますショベルなどについてはやはり町がすべきかなという考えは持っております。

以上でございます。

〇菅委員長

松本委員。

〇松本敏光委員

そうすると、今のお話ですと、大樹町で予算そのものは町でできる、簡単にソフトは大樹町にあるということでいいですね。

それともう一つ、要するに町の維持管理そのものなのですけれども、やはり労働賃金から何から上がっている中で、積算的なものを考えると高いというよりもやはり要するに大樹町としての予算、要するに設計で入札してやってもいいのか、もしくは維持管理でどんどん管理費を積算するのか、そこのところが要するに今のところ、ちょっと私はわからないような状態、要するに維持管理で、要するに維持、補修するだけでやって今後いくのか、もしくは法人としての発注するほうを考えていくのかを聞きたい。

それともう一つ、今、この除雪専用機高いです。しかし、高いながら町で古い物を維持するとなると維持費、お金何ぼあっても足りない、はっきり言って。町としての専用車そのものを台数をやはり把握しながら、やはり臨時で雇うという中で、やはり安全面を考えると私は今の状態であると大樹町はだんだん厳しくなるのではないのかなというのが思われますので、そこだけ危惧しています。

〇菅委員長

暫時休憩。

休憩 午前10時39分 再開 午前10時40分

〇菅委員長

再開いたします。

小森建設課長。

〇小森建設課長

まず、1点目の町道の補修関係でございますけれども、道路の補修、ある程度、計画しているところにつきましては町道維持補修というか、町道補修の中で工事請負費として一応、出させていただいております。こちらのほうは1,000万円近い金額もある工事もござい

ますので、今年度、全体で3,000万円程度の町道の修繕費を計上させていただいております。

それから、町道維持のほうにつきましては軽微な修繕といいますか、維持内で行われるような修繕を今のところ想定して入れております。それらを積み上げてきた結果、今年度の予算額になっているわけでございます。

それから専用車の関係でございますけれども、やはり専用車、それからグレーダー等につきましては、購入も高額となります。業者さんが買うとなると、ちょっと冬期間専用の専用車を買うのはちょっと無理ではないかなという判断をしております。なかなか中古も出回らないということで、道、国の払い下げもそんなにない中で、やはりこういった専門的な車については町が確保して大事に使いながらやっていくのがやはり町の責務かなという認識は持っております。

以上でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

柚原委員。

〇柚原千秋委員

どなたか質問されたか、重複されたらごめんなさいと申し上げたいのですが、98ページの住宅管理費ですか、この中の空き家対策等支援事業、昨今、少子高齢化によって数年後には日本の国でも1,000万戸の空き家が出てくるのではないかと、大樹町も例外に漏れずそれなりのことが起きてくるのだと思いますけれども、この3万1,000ということについてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

〇菅委員長

小森建設課長。

〇小森建設課長

ご質問の空き家対策の予算の関係でございますけれども、今年度につきましてはとりあえず札幌であります説明会とか研修会などがありましたら空き家対策にかかる、そういった研修会がございましたらそちらのほうで職員がちょっと研修していただくとか、情報交換するというような旅費で計上させていただいております。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

すみません98ページ、公園維持管理費の関係なのですけれども、1,479万、昨年400万ほど増えているのですけれども、今年度についてはどの特色というか、こういった特別なことをやるという内容があればご説明いただきたい。

〇菅委員長

小森建設課長。

〇小森建設課長

公園維持費の関係でございます。

維持管理費で1,407万9,000円を計上させていただいております。公園につきましては芝維持管理のほうで若干、町民の皆様からも苦情もありますので、草刈りの回数を増やす、それらの経費が若干膨らんでおりますのと、年度ごとに単価のほうも上昇してございます。それらを含めて回数を増やした部分が増えているのと、それから樹木選定業務が毎年やっておりまして、3年ぐらい前から高木の危険木の剪定もしているところでございます。これらにつきまして、まだ残されている部分が図書館の前といいますか、学校にかかっている部分がありますので、そちらのほうの処理と、それから学習センターのほうにもかかる危険木があるということで、本来であれば教育費で見ていただくのが筋かなと思うのですけれども、一括でうちで発注したほうが経費等削減が図られるのではないかということで、そのうちの公園剪定業務の中で見ていただく部分でございます。

それから、パークゴルフ場の関係で来年度から水道管のほうの配水管のほうを増設してほしいということで、芝の渇水時期なのですけれども芝枯れの防止ということで、スプリンクラーがあればそういったことも対応できるということで、指定管理者のほうから今回、要望がございまして、今回、前回補正させていただいております調査設計した中で、河川管理者の帯広開発建設部の管理部のほうと協議しまして、図面等も出してくれるということで、そちらの部分の改修費、増設の改修費ですか、そちらのほうが若干高くなっていることが要因かなと思います。

以上でございます。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

はい、わかりました。

芝生の管理と町民から要望があったので回数を増やしていい公園にしていきたいと。

それと、もう一つ気になるのは、都市中の公園、街中の公園の、多分これは修繕の240 万、これ該当すると思うのですけれども、遊具だとかいろいろあるのですけれども、その辺 の修繕ってどの程度考えているのか、最後にお聞きしたいです。

〇委員長

小森建設課長。

〇小森建設課長

公園の一般修繕でございますけれども、公園内の施設、一般の修繕ということで、それらの小破修繕とか含めまして、それから環境整備、それからパークゴルフ場の芝の整備も補修等も想定しております、そのほかパークゴルフ場の一般修繕、それからパークゴルフ場の掲示板がちょっとさびて雨も当たって掲示物が見れなくなるということで、こちらのほうも交

換するということで、それらの額が修繕費。

あと、パークゴルフ場のカップも設置から20年たっておりまして、かなり錆のほうがひどくて、切り替えするとなかなか取れない状況となっておりまして、それら全部、一応、交換したいなということで120万7,000円ほどの予算を計上させていただいております。

それらを含めましての修繕費となっております。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

これをもって、質疑を終了いたします。 休憩いたします。

> 休憩 午前10時50分 再開 午前11時05分

〇菅委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、99ページから104ページの9款消防費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民委員。

〇志民和義委員

102ページのところで防災行政無線維持管理費なのですが、これについては今後、新年度そのままいくということなのですが、今のデジタル化に対応していくということなのですが、当面の間このままいくという話なのですが、このままいくつもり、この今までの無線機でいくつもりなのでしょうか。

〇菅委員長

黒川企画課長。

〇黒川企画課長

ご質問の件でございます。デジタル化につきましては検討を重ねているところでございまして、総合計画にも載っております。総合計画にもデジタル化は載っております。

時期につきましては財政事情もございまして、今ここで明確には申せませんけれども、早ければ28年度中に検討しまして、29年度実施設計、30年度からの工事ということも最短ではあるかなと思っておりますが、喫緊の課題であるというふうに認識はしております。

〇菅委員長

志民委員。

〇志民和義委員

もう一つですが、104ページの上の段の備品購入費、18節無線機と69万7,000 円ですが、どんな無線機なのかお願いをいたします。

〇菅委員長

黒川企画課長。

〇黒川企画課長

防災行政無線で使っております携帯の無線機でございます。今、15台ほどありますが、 更新をするものでございまして3台を見込んでございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

素朴な疑問でお聞きをいたします。

今度は事業組合と十勝広域消防組合というたくさんあるので、102ページを見ていただくかな。102ページの負担金補助金、今後これ、今までは大樹町南消防組合でやっていたのですが、今後も同じ負担をしていくのか、どういうふうなことになるのですか、これ。北海道消防協会負担金、今度、十勝負担金、それから消防団は別にしてもたくさんあるのです。防火とか負担交付金等々のところで、だからそこら辺がどういうふうになるのかだけお聞かせをまずお願いをしたいと思いますのと、続けて教育委員会、補助金ですので、大樹の消防署にかかわる経費は大樹町が独自に見るというふうになるのか、この負担金の中で行われるのか、物を発注する上で早くいえばいろいろなことあります。事務用品等々含めて、こういう問題はどういうふうに組合でやるのか、大樹の消防団なのか支所なのかでやるのか、入札関係等々含めてどういう動きになるのかだけお聞かせください。

〇菅委員長

黒川企画課長。

〇黒川企画課長

ご質問の件でございます。負担金につきましてといいますか、消防団の運営費につきましては、今まで南十勝消防事務組合が持っていて、そこに町が消防署の運営費と一緒に負担していたのですけれども分かれて直営になるということで、中身は変わらず負担していくものだということでございます。

それから、とかち広域になった場合の消防署の施設の維持費等々でございますけれども、とかち広域の共通経費はもちろん負担金の中に入ります。それから大樹消防署の維持経費も一部、負担金としてとかち広域に払いまして、とかち広域から払われると、入札工事等々につきましても広域組合が行うことになりますので、町が広域に払って広域が執行するという形になろうかと思います。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

大樹のことは現実的にいろいろなものは広域でやると。そうすると、地元業者が今までいろいろなことをやっていた過去があるのですが、その場合の選定は組合に選定を任すのか、こうなると問題はいろいろ出てくるのかなと、どういう選定基準があってどうなるか、わからない部分も今後、会議があるのでしょうから、そういうものも含めてやはり線引きが必要ではないかと、大樹の一般財源から負担金を出すわけです。要望があって、地元業者が入れない等々という問題があるのかどうか、そこら辺を一つだけお聞かせをいただきたいと思います。

〇菅委員長

黒川企画課長。

〇黒川企画課長

ご質問の件でございますけれども、手続き的には十勝を通るのですが、実際には小さい物、 今買っているものはの今までのようにそれぞれの消防署が発注をして地元から買うという ことになろうかと思います。

十勝になったことによって、地元発注が減ることはないものと予想しているといいますか、想定しております。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

想定なので、はっきりした決めがないのだろうというふうには思っているのです、僕、現実的に、書き物であるわけではない、なんであるわけではないので、そこに辺を厳格なら厳格でも構わないと思うのですが、なるべくうちの消防署といいますか、属は組合のほうに属するわけですが、一般財源を出しますので、そのあたりのことは組合のほうにも申し入れをしていただきたいなと。

我々、これ中身見れないものですから。消防負担金でいっちゃうので何に使われているか、 現実的にどういう項目があるのか、どういう発注をしているのかというのは我々、うちの議 会からは出ておりますから、その議会方は見られているのだろうと思いますが、議会議員と しては中身がなかなか見れないといいますか、ものだろうというふうに思っていますから認 識はしておりますので、どうか町の業者の方に負担というか、損にならないといいますか、 不利益を被らないような形で協議をしていただきたことを願ってやめます。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。 **〇西田輝樹委員**

104ページの18節の防災用備品なのですが、それぞれ前にも決算関係のほうでお聞き

したか、予算か忘れたのですれども目標を持って積み上げていくというか、そういうふうな順次積み上げていくというようなお話なのですが、一つお聞きしたいのはこの備品の141万6,000円の中身についてお伺いしたいのと、あとは需用費的な乾パンですとか、水ですとか、そういうふうなものなどはこの中に入っているのかどうかをちょっと、消耗備品という言葉もありますので3・11のずっと番組を否が応でも見ていましたら、やはり大変なことだなというふうに思っておりますので、その整備計画的なことの予算的な内訳を教えてください。

〇菅委員長

黒川企画課長。

〇黒川企画課長

ご質問の件でございますが、備品につきましては間仕切りセット、体育館で仕切りをする 段ボールの間仕切りセットというのがございまして、これらを20個、あるいは避難用マット、寝転んだりするときのマットですね、5枚。それから避難所用資機材として発電機2台、 それから石油ストーブ、これは電気の要らないものです。これを2台。それからハロゲンライトセットを2台計画しております。

この備品につきましてもまた消耗品、先ほど言われました乾パンとか水類は需用費のほうで見てございますけれども、こちらも防災計画に基づきまして例えば食料ですと26年度は3,560、27年度も3,560とか、28年度についても3,264個というような計画を33年まで今、持っておりまして、その計画に基づいて水、あるいは食料を導入しているということでございます。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

よく冬期間の災害のことが話題になっていますし、いろいろ北見のほうの赤十字大学の先生などもご専門でテレビなどでも出ていて冬は大変だよというふうなことでお伺いしているのですけれども、特に発電機とか石油ストーブとか、うちの避難所の数あると思うのですが、そこには一巡、使用備品については一巡したというふうに思っていてよろしいのでしょうか。

〇菅委員長

黒川企画課長。

〇黒川企画課長

特に重点的にコミュニティーセンター、尾田、中島、歴舟、それから生花、晩成生というところは、尾田はちょっと違いますけれども、津波の心配もございますので、特に備品類は充実しておりますが、避難所におきましてはまず発電装置が発電機ではなくて、コミュニティーセンターにおいては発電装置がございます。停電になれば電気が入るということでございます。ちょっと運用で今、取り扱いをるる決めるところでございますけれども、そういっ

た装置はございます。

仮に、電気が発電もうまくいかないというときにも、電気の要らないストーブも配備して おりますし、電気を使ったストーブも配備しているところでございます。

まだ100%ではございませんけれども、全くないというところはございませんで、とりあえずはという状況で、これからも充足させていくということでございます。

〇菅委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

これをもって、質疑を終了いたします。 暫時休憩いたします。

> 休憩 午前11時17分 再開 午前11時18分

〇菅委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、103ページから132ページの10款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

柚原委員。

〇柚原千秋委員

一つ質問させていただきます。

三つほど質問いたしますけれども、まず一つ目、お願いします。

〇菅委員長

吉岡学校給食センター所長。

〇吉岡学校給食センター所長

牛乳給食、大樹のあるということで、大樹のミルクですか、牛乳をということなのですけれども、大樹工場では牛乳はつくっていないのかなと思っております。

この牛乳の関係なのですけれども、小中学校義務教育の国の補助の関係もございますけれ

ども、全道調整する中で道教委を通じまして道の畜産のほうで調整をしていただいております。

そういう関係で、十勝においては全域よつ葉乳業の牛乳を配送しているという形になって おります。

〇菅委員長

柚原委員。

〇柚原千秋委員

そういうことだから何もこれ以上、質問のすることもないのですが、わかりました。 続いて、二つ目なのですが、ふるさと給食というのですか、この中でこれは26年の資料 を見ているのですが年2回、実施しているということなのです。

これは地元の、これを読むとですね大樹町の食材を中心とした献立のふるさと給食を提供していると、これは一体どれぐらい金額というのでしょうか、給食材料費3,100何万とあるのですけれども、どのくらいのウエートを占めているのか、その辺をお聞きしたいです。

〇菅委員長

吉岡学校給食センター所長。

〇吉岡学校給食センター所長

ふるさと給食につきましては、町のほうから助成ということで110万円を予算化させていただいておりますけれども、実際のその中で3回ぐらいふるさと給食やってほしいのだということでございます。30数万ぐらいになるのかなと、1回ですね、と思いますけれども、その中で食材を購入するようにしておりますけれども、中には年2回というときもございました。

今年度につきましてはふるさと給食と銘打っているのは2回でございますけれども、それ 以外にも地元のものを購入して何度かふるさと給食という名目ではないのですけれども、特 にこれを使っているよということで給食の日程表などでは表して、大樹の食材を使っていま すよというPRもしているところでございます。

〇菅委員長

柚原委員。

〇柚原千秋委員

わかりました。大樹はこういうすばらしいメニューを見るとサケのクリームシチューだとか、ホエイ豚、それから長芋を使ったり、さきさきチーズも使ったとかと大樹の特徴を表しているのだなと思います。

三つ目なのですが、大樹町、和牛の生産地、大樹町の歴史は60年ぐらいの歴史があって、 肥育農家も優秀な肥育農家も数戸おられます。

そこで、ぜひ先だって、1週間ぐらい前ですがテレビで出ていたのですが兵庫県但馬町、 ここは和牛の産地ですから、主産地ですから、日本の優秀な肥育などはここの血液入ってい なかったら、それだけのものが取れないというぐらいのところですから、そこの学校で卒業 記念にステーキを出していたのです。その子どもたちの嬉しそうな顔というか、テレビだから特にクローズアップして映すのですが、ぜひこれを1年に1回、卒業記念か何かでぜひ食べてもらって、そしてやっていただいて地域を、ふるさとを思う気持ち、そういうのも大いに役立つのではないかと私は思うのですけれども、このこともひとつ考えていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

〇菅委員長

吉岡学校給食センター所長。

〇吉岡学校給食センター所長

今、大樹の和牛関係なのですけれども、これまでもふるさと給食の中で牛丼という形と、 それからハンバーガーという形で大樹で販売を行っているところから大量になりますので 仕入れて出してございます。

そのステーキとなれば、和牛ステーキですから相当な値段になるのかなということで思います。

そういう中では、ふるさと給食の中では賄うとしたら今の中では1回か、もし1回ぐらい その中でできればいいなということでは思いますけれども、そのようなふうでもし今後、そ の中でできれば検討していきたいと思います。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

106ページの委託料の関係ですけれども、一番下が北海道公立高等学校校務支援システム、管理業務ですけれども、この業務、もう3年、4年続いているのですけれども、毎年、管理業務で約37万円から38万円ほど拠出しているのですけれども、この続けてきている成果ってあるのでしょうか。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

以前にもこの使っているのかという中で、ご説明させていただいているところでございますけれども、なかなかこの北海道、以前の現在といいますか、校務支援システム、北海道教育委員会で作成したもので、基本的には道立高校の関係が使いやすくなっているシステムかなということで来ておりました。

そういう中で、大樹中学校ではできるものから使うということで校内研修をしていただいて、少しずつやってきた経過がございます。

大樹小学校でも去年から少しずつ研修を始めているところなのですけれども、全道導入している中で、そういう道立高校の関係なものですから使い勝手なものですから、小中学校、 今、十勝なりで使っているそれぞれエクセルのものを使っているのですが、そういうものと なかなかスムーズに移行できないという中で、来年はこれ試験運用していたのですけれども、全道の中で試験運用していたのですけれども、全国シェアナンバー1の小中学校で利用できるソフトを利用するということで、道でその試験をやっておりまして、大樹町につきましては来年度からそれを導入していくと。

道内で校務支援システムあるところにつきましては、順次これに移行するのかなということで、今後はそれぞれ中学校、小学校で道、あるいはそのシステムの会社から説明に来て主要の研修を行っていますので、いっぺんにということにはなるかどうかわからないですけれども、28年度からは利用勝手がよくて、利用されていくのかなと思っております。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

それで、これで3年、4年継続して続いていく、結局、これは先ほどの説明の中にありましたように、公立高校に合ったシステムで、義務教育の小中学校ではなかなか適用しないということで、先生方もなかなか活用されないということで、それでこのシステム最終的には今年度で終わるということでよろしいでしょうか。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

部分的には使い勝手の悪いところをエデュコム社のソフトを利用するということで、全体的な校務支援システムの利用するということには変わりはございません。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

そうしますと、また新しいソフトを入れて、またそれに移行しながら校務支援システムには完全に廃止はできないとなれば、またこれも37万、38万という管理業務が発生するのですけれども、これ学校現場でも合わないと言っているのですから、この部分はやめること、きっぱりとやめて、今、次年度の新しいシステムに交換はできないのかということをお聞きしたいのですけれども。

〇委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

繰り返しなりますけれども、全てが合わないということではなくて、部分的なものでございまして、その部分的なものにつきましてそのエデュコム社の製品ソフトを利用するということで、全体的には利用されていくのかなと思っております。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

システムのどのぐらい、何割がうまくその校務支援システムを活用されているのか、どの ぐらいの程度、されているのか、約2分の1採用、利用されているのか、3分の2利用され ているのか、それとも3分の1しか利用されていないのか。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

いろいろい業務中身ありますけれども、その28年度から新しく替えようとしていることにつきましては、学校の指導要領の作成、それから通知表の作成、それから個人調書を作成する中身のそのソフトを新しいものにしようと、それを活用していくということにしております。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

同じく委託料のスクールバスの関係ですけれども、これ毎年、26年、27年、28年と 毎年200万ずつ増額になっているのですけれども、この契約内容と課外活動の少年団、部 活動の回数をちょっと知りたいのですけれども。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

まず、金額の関係でございますけれども、26年度につきましては、それまで業者の行為によりまして、26年度、消費税のアップをしていなかったという中で、今度、27年度から見直しをされて、またいろいろ途中であれもお願いしたい、これもお願いしたいという中でいろいろやってきてもらっている関係もございました。

そういうことも全部、一応精査させていただきました。26から27にかけて、そういうことで単価アップということで、消費税も入っているということでございます。

それから、27から新年度ということになりますけれども、そういう中で27年の予算も中学校の部活動、もう少し部活動時間をとりたいのだという中でもうちょっとスクールバスの迎えを遅くしてもらえないかという中で、時間の延長ということで金額も増やしてございます。

それから、少年団活動でございますけれども、一少年団 2 回バス運行をいいですよという ことにしてございます。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

少年団2回ということは、これは多分、例年と変わらないのですけれども、多分これは随

契でいくのですけれども、この単価ってこっちのほうで積算した単価を提示しているのか、 それとも向こうから提示された積算単価を検証して予算に上げているのか、これも聞きたい のですけれども。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

積算については、もう何年もなるわけですけれども、当初はいろいろお話を聞きながらこ ちらのほうで積算してまいったと思います。

それを交渉した中で毎年の状況を勘案しながら、それをもとに変わってきているものと考えております。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

これで最後ですけれども、これは町有バスの委託も関係するのですけれども、契約にあたって、例えばこの町有バスの運行管理仕様書を見ても契約の中で、特に一番気になる運転手の健康管理についてですけれども、これについてちゃんと委員会としては周知しているのか、どの程度、相手委託業者、運転手の健康管理をされているのか、その辺ちゃんときちんと把握されているのか、また、協議されているのかお聞きしたいのですけれども。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

運行の関係ですけれども、まず業者から免許証の写し等、漏れがないかと、切れがないか ということで免許証の写しなど提出していただいております。

それから、文書ですけれども、安全運転管理内容のこういうことをやっているよということの文書はいただいて確認をしております。

その中で見ますと、朝集合して点呼、健康管理の確認すると、その中にはよく言われておりますアルコール関係の確認をしているということでいただいております。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

それで、そういった検証をしているのですけれども、例えば運転手の健康管理だとかそういった場合、定期的に委員会としても運転手の健康管理というのはちゃんと把握されているのか、多分、人間ドック行ったときのそういった結果内容をきちんと委員会も把握されているのか、ただ、全部業者にお任せしてこういうことをやっていますよで終わってしまっているのか、ある程度、定期的に検証しているのか、運転手の、委員会として、この辺を最後お聞きしたいのですけれども。

〇委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

健康管理、業者のほうでは人間ドック等実施され、あるいは初めて雇う場合には初任者の 研修ということもやっておりますし、そういう実施したということで結果をいただいており ます。

また、各4月から年間の研修会等をやっているということで、こういうことを実施しているということをいただいております。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

108ページになります。3目の教育振興費、19節の相馬市の少年親善使節派遣について伺います。

まず、派遣の日程と人数、対象としている学年についてお願いいたします。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

派遣の日にちは大体7月の末から8月の初め、7月末から3泊4日で夏休み中でございますけれども、人数は以前はいろいろたくさん行っていただいたのですけれども、学校数も減って子どもたちも各夏休みですから少年団活動等がありまして、なかなか最近はたくさん行っていただけないと、最近は3人とか4人とか6人とか、そういうような状況でございます。

今年はたくさん行ってくれればなと思っております。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

まず日程は確定していないということですね、それから人数についてもまだわからないと、そういうことですね。

それで、派遣する少年なのですけれども、どんな方法で選考しているのでしょうか。例えば、公募だとか、推薦だとか。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

相馬につきましては大樹小学校、小学生ということで大樹小学校にお話ししまして先生方から募集をしていただいております。その中で、校長先生の推薦ということでございます。

〇菅委員長

吉岡課長、事項別明細に100万円の経費が計上されているので、積算根拠を求められていますので基礎になる、例えば20人掛ける何万円で100万円になりますよというのをちょっと説明できればお願いいたします。

〇菅委員長

暫時休憩。

休憩 午前11時42分 再開 午前11時42分

〇菅委員長

再開いたします。

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

大体予算、生徒10名、それから随行は教育委員会、あるいは学校と合わせて3名程度の 予定で積算をしてございます。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

この相馬ですけれども、少年親善使節さんとなっいますけれども女の子もいるのですよ ね。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

髙橋委員の言っているとおり、少年少女とは昔からなっていなくて、少年なのですけれども、少女も入っております。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

確かに少年という言い方をするのですけれども、これはやはりシンプルに子ども親善というような、子どもにしたらいかがでしょうか。そのほうが自然的ですし、親しみやすいと思うので、その辺検討できるかどうか。

○菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

確かこちらから豊頃町一緒に行っているわけです、行くときは一緒、帰りも向こうから来

る年はそれぞれ分かれて向こうから一緒に来るという中で、三者で協議しなければならない ということで協議させていただきたいと思います。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

可能ですよね、少年を子どもにするだけだから。ぜひ、そういったことでご検討をお願いしたいと思います。終わります。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

〇西田輝樹委員

出遅れてあれなのですが、4点ほどちょっとありますので順次お願いいたします。

一つは104ページの13節で公立学校施設台帳の作成業務、何年か前から委託になっているのですけれども、これは実際には教育局のほうに書類を出すと思うのですが、前は自力施行でずっとやっていたのですけれども、何か委託しなければならないような特別な事情というのがあるのでしょうか、まず1点目です。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

平成11年から国への報告なのですけれども、国にこの施設台帳出すように委託をさせていただいております。

それまでは手書きだったようでございます。その後、手書きでなくてネットの中でやるという中でこういう管理をするということの方向になったようでございます。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

その手書きというのは図面のほうがその昔は手書きだったけれども、今は設計図のような 形でないと受領をしてもらえないというような、そういうふうな意味なのですか。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

データをフロッピーで送るという中で、11年からやらせてもらっているわけですけれど も、そういうデータを業者のほうで管理していただいている中で、今までこういう流れで やってきております。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

通常、役場でも、どの部局でもそうだと思うのですが、今、CDでデジタル化して報告もしていると思うのですが、その元資料の分は、では教育委員会でつくっておられるということなのですか。例えば中身的には多分、使用の教室の状況ですとか、児童生徒数の人数ですとか、そういうふうなものが情報としていくのですけれども、今、おっしゃっているのはデータ管理をしているからそこの業者でないと局のほうに送れないよという、そういうふうな意味合いなのですか。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

基本的には効率化を図ったということだと思います。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

納得ではないのですけれども、またそのうち現物を見せていただいたり、いろいろなぜかということもちょっと調べさせていただきたいと思います。

2番目、106ページの1節の学校医、薬剤師の報酬42万円と、それから同じページで106ページの13節で学校医委託業務と出ているのですが、学校数は確かに2校になりまして、学校医さんと歯科医さんと学校薬剤師さんそれぞれ必要でないかなと思うのですが、その予算の42万の積算内訳と13節のこの委託業務というのは学校医委託業務というのは、これは関連するものなのか、別業務なのか、その業務の内容というのでしょうか、それを教えてください。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

まず、報酬のほうですが、報酬ですので個人名ということでございまして、町内の歯科医、 それから薬剤師に3人分で支出をします。

それから、委託料につきましては個人でなくて、小中学校分けておりまして、大樹小学校は町立病院、それから中学校につきましては大庭医院ということで、法人といいますか、そういうことで委託という形になって、個人と法人の形の違いで報酬委託ということの分け方になってございます。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

それぞれ健診、あるいは何かあったときの相談ということでございます。また、薬剤師につきましては、そういうアドバイス等ありますけれども、特にフッ素、大樹小学校でフッ素

扱っておりますけれども、フッ素の試薬といいますか、それを毎週、水曜日あるわけですけれども、それをつくって配達していただいているということの業務も含まれております。

学校医、それから委託の大庭医院、それから町立につきましても子どもの健診等の業務を していただいております。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

ちょっと僕は疑問だったのは通常、学校医ですとか、学校歯科医というふうなことで委嘱 お願いしていれば、何か学校健診のほうもワンセットではないかなというふうに思うのです が、今のお話の中でいくと学校医だとか、学校歯科医の先生については歯科検査やっていた だいていると思うのです、学校歯科医の今のご説明からいくと。

そして内科健診なんかは学校医の指定された先生でなくて、それぞれの町立病院、大庭医院のほうにお願いしているというのは、何というか統一性が図られていないのではないかなと思うのですけれども、先ほどの薬剤師の先生のフッ素の調合などについても多分、13節の委託費でなくて1節の報酬で込み込みで作業をやっていただいているのではないかなと思うのですけれども、そこら辺の矛盾点というのはないのでしょうか。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

委託がいいのか、報酬がいいのかという中では、そういう業務内容、それぞれ報酬であれ、 歯科医師さんなりにはそれぞれの歯科検診等いろいろ業務を行っていただいておりますし、 委託料という中ではそれぞれ学校医のほうに健診業務、それぞれ行っていただいている中で は出所はこういう形で分けておりますけれども、矛盾というか、こういう形でやらざるを得 ないのかなと思っております。

〇菅委員長

休憩いたします。

休憩 午前11時55分 再開 午後 1時00分

〇菅委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

質疑はありませんか。

西田委員。

〇西田輝樹委員

108ページの19節に十勝管内学校保健協議会負担金ということで、わずかな額なので

すが 5,000円ほど計上されているのですが、これは大樹町の学校保健会というのもある と思うのですが、実際的に活動しているというか、動いているのでしょうか。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

十勝管内の学校保健協議会の関係です。負担金5,000円ですけれども、学校保健に関する管内の連絡組織ということで、学校保健の研究大会、あるいは講演会等を開催しているようです。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

そこで、その母体となる大樹町学校保健会の活動はどうでしょうか。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

今のところ年1回ですけれども、就学時、新就学時等の関係と病院、あるいは歯科医、学校歯科医、あるいは校医、薬剤師、それから各小中学校の関係者そろって会議を開きまして 意見交換をしているというところでございます。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

ちなみに会長さんというか、委員長さんというのはどなたがなっているのでしょうか。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

大樹町の保健の関係では、大樹小学校の校長が会長、委員長と会長になってございます。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

学校給食費の116ページ、11節で賄い材料費、3,100万ほど計上されているのですけれども、この町内の調達についてのパーセンテージというか、そういうふうなことの心遣いなどについては現況どのようになっているでしょうか。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

余り分けた資料は出しているわけではございませんけれども、地場産でいけば野菜と夏場

になってしまうわけですけれども、若干ですけれども4.1%、道内産が55%、国内産が40.8%、冬場は大体国内産になってしまうかなと、道外産になってしまうのかなと思っております。

それから、先ほどもふるさと給食の中で話しましたけれども、なるべく地場産のものを使 うようにふるさと給食とはまた別として、常日ごろから地場産、あるいはその地場産なけれ ば十勝、十勝でなければ北海道というような形で発注をするように心がけております。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

船戸委員。

〇船戸健二委員

2点お聞きしたいと思います。

まず1点目は、112ページの小学校の学用品通学用品援助費からクラブ活動費援助費までの扶助費の1点をお聞きしたいと思います。

お聞きしたいのは世帯数、あと対象人数についてお聞きしたいと思います。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

扶助費の関係でございます。まず、学用、通学用品の関係でございますけれども33人分でございます。

それから、修学旅行援助費は8人分、新入学児童学用品につきましては6名分、体育実技につきましては1年生と小学校4年生の関係でございますけれども、1年生6人、4年生5人となってございます。

学校給食費の援助につきましては、小学生33人、医療費援助費につきましては3,000円の10名、それからPTA会費等の援助費ですが、PTA会費33世帯分、生徒会費はございません、小学校はございませんのでありません。

クラブ活動費の援助費でございますけれども、小学校クラブ活動ではございませんけれど も、少年団1人当たり33人分の金額を見ております。

〇菅委員長

船戸委員。

〇船戸健二委員

もう一つなのですけれども、中学校費の116ページ、20節扶助費についてもお聞きしたいと思います。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

中学校費の扶助費でございます。まず学用品、通学用品の関係でございますけれども、1

年生が8人、2、3年生で14人、修学旅行の関係では9人と、新入学生生徒学用品でございますけれども、8人分、それから学校給食費の関係ですけれども、22人分、医療費の関係につきましては先ほど言ったように10人分、それからPTA会費関係ですけれども、PTA会費が22世帯分、生徒会費が22人分でございます。

クラブ活動費につきましては22人分も見ております。 以上でございます。

〇菅委員長

船戸委員。

〇船戸健二委員

もう一つ質問させていただきたいと思います。

124ページの15節、工事請負費8,807万6,000円、今年度で修繕が終わるのかどうかと、来年度、更新する予定があるものがあるのかどうか、その2点をお聞きしたいと思います。

〇菅委員長

西川係長。

〇西川社会教育係長

それでは、工事請負費ですけれども4項目、計上させていただきまして、1項目め、防犯カメラの設置のほうについては、今年度で設置完了の予定でございます。

屋上防水と屋根の改修工事ですけれども、全面ではなくて半分というか、一部、改修ということで29年度も引き続きタイルの調査ですとか、カーテンウォールとか、そこら辺の改修も29年度執り行う予定でございます。

中央監視装置とコスモスホール照明については、中央監視装置のほうは今年度、28年度 出終了する予定でございますけれども、コスモスホール、舞台照明設備、これに関しては一 部設備更新ということで、30年度、ちょっと未定ですけれども、30年度以降から随時更 新していく予定でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

〇安田清之委員

教育だけではなく、いろいろな部署にまたがっていることでちょっとお聞きをいたします。

施設清掃とか、いろいろあるのですが、その積算根拠というのは町独自に積算根拠をお持ちなのか、お持ちでないのか、どういう積算をされているのか、中学校もありますし、小学校もありますし、その根拠。多分、雑駁にお話ししますと、道があってというような請負ですから積算根拠があるのです、多分、道の中には。町はそれを準じてやっているのか、積算根拠をしているのかだけお聞かせください。

〇菅委員長

吉岡学校教育課長。

〇吉岡学校教育課長

一般的といいますか、普通、見積書をもらって業者の見積もり等になりますけれども、それの見積もりによって適正のものということで計上してございます。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

業者からもらっているからということではなくて、やはり適正かどうかという部分が、これは町長だと思うのだけれども、やめておく。町長に聞きます。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時13分 再開 午後 1時15分

〇菅委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、131ページから132ページの11款災害復旧費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、131ページから132ページの12款公債費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、133ページから134ページの13款諸支出金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、133ページから134ページ、14款予備費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時17分 再開 午後 1時18分

〇菅委員長

休憩を解きます。

続いて、一般会計の歳入、3ページから26ページまで、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田委員。

〇安田清之委員

歳入で一般財源、町税、昨年よりは増えているのですが、1ページの町税。7億3,283万1,000円ということで、昨年は6億6,800なのですが、比率で言うと6,400万ほど上がるという根拠は何を根拠にして上げているのか、消費税が上がったり、消費税は消費税なので、町の経営がみんながいいのか、収入がみんな上がって町税が上がってきているのか、ここら辺の積算というのはどういうような考えに基づいて総務課長されたのか。

〇菅委員長

林税務課長。

〇林税務課長

説明させていただきます。

税収につきましては歳入の説明のときに総務課長のほうから申し上げた部分もあるのですけれども、例年の積算に比較して決算時における歳入により近い形で予算の見方を少し見直しをさせていただいたということで、特段、経営が云々とか、そういう形での材料というものではなくて、実際の毎年入ってくる実績により近い形で予算の部分としては積算をさせていただいたということによる影響が一番大きくなってございます。

ただ1点、大きな要素として今回、税額上げている理由の一つに固定資産税の償却資産の

部分がございます。こちらにつきましては、一つは償却資産として課税するものが多くなったと、その理由の大きなものは1点は雪印のチーズ工場の新設を平成24年に建てられたものですけれども、こちらのほうが過疎における固定資産税の減免の適用を受けてきたものが3年間の減免期間が終了しまして、28年度から課税の対象になったというのが一つ大きな部分。

それから、もう1点、町内で大型の太陽光発電、ソーラー発電の施設ができておりますが、 これらが28年度から課税される部分がかなり大きな影響を与えているということでござ います。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

前年度の収入に基づいて積算しましたということなので、それはそれとしてということは、未納というか、町税の未納が減ったというふうにとってよろしいのかどうかお伺いをいたします。

〇菅委員長

林税務課長。

〇林税務課長

町税の徴収につきましては、職員含めて鋭意努力をしているところでございますが、現実的には徴収率が極めて高くなったという状況にはございません。現状の中では、前年度よりは多少いいかなぐらいの実績であるかと思います。

今回の部分は徴収率が特に上がったということよりは、例年、一定の徴収率で収入している、その実績額に近い形で予算化させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

〇菅委員長

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

〇志民和義委員

25ページですが、臨時財政対策債、町債のところですが、これは交付税の振り替えということになっていますが、臨時臨時といって随分続いていると思うのですが、これは限度額いっぱい借りているものなのでしょうか。

〇菅委員長

松木総務課長。

〇松木総務課長

臨時財政対策債でございますけれども、発行可能限度額というのが示されまして、過去、 限度額いっぱいにお借りしている状況にあります。

以上です。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。 西田委員。

〇西田輝樹委員

10ページの地方交付税で予算によりますと8,000万ほど増額になっているのですが、その主な理由といいますか、積算の根拠を教えていただきたいと思います。

また、興味ある生涯学習センターは公民館等の類似施設ということで、多分、地方交付税の算定の中になっているのではないかなと思われるのですが、例えば認定こども園ですとか、学童施設ですとか、特養とかの福祉施設なんていうのも、これは積算根拠の中に入っているのでしょうか。

〇菅委員長

松木総務課長。

〇松木総務課長

まず、普通交付税の額の8,000万円アップした理由でございます。

実際、普通交付税、平成28年度分につきましては、現在、地方交付税法の改正途中でございますけれども、単位費用というものが示されてきてございます。実際に、それを27年度の地方交付税法に基づきます算定に当てはめますと、実際としての数字は落ちないというのがまず1点、想定されるところでございます。

実際、私ども過去、万が一、先ほどの税収もそうなのですけれども、万が一にも歳入欠陥を起こさないようにということでかなり弱めに見てきた経過がございます。ただ実際、この数年、31億円、平成23年が31億円でかなり少なかったのですが、普通交付税ですね。それ以降、24、25、26。24、25につきましては33億から34億という数字で推移してございまして、実際、平成27年度が普通交付税額の決定額も31億1,077万5、000円でございます。これを平成28年度に示されました単位費用に当てはめますと、基本的にはこれに近いベースで想定できるのではないかと。

また、臨時財政対策債の発行可能額、普通交付税の振り替え分ですが、それについても伸びがないということでございますので、ある程度の確保ができるということで普通交付税額を30億100万円という計上にしたものでございます。

ですから、特にどの費目の部分が増えたという部分では、はっきりは申し上げられず、実際は確実に収入が見込めるベースで、なおかつそれを若干弱めに計上したのがこの数字でございます。

なお、特別交付税につきましても2億7,000万から2億9,000万という推移がございまして、この中に例えば中山間地域直接支払い交付金の大樹町負担分に対する特別交付税とか、余り数字の変わらない費目が特別交付税対象となりますので、今回、2,000万のプラスの2億2,000万にして計上したという経過がございます。

施設関係でございますけれども、例えば公債費、いわゆる借金で後年度交付税措置のある

ものは当然、それを参入した上で普通交付税を参入しております。

それから、先ほど申しました認定こども園であるとか、保育所であるとか、そういったものは例えば児童構成費の部分は社会福祉費の中の児童福祉費という中で、トータルで算定される部分がございます。

また、認定こども園の場合、幼稚園部門もございますので、それはその他の教育費というところで算定されるもので、その他の教育費の測定単位と言われる基礎になる数字が実は人口でございます。ですから、その認定こども園に何入っているかというよりは、その人口全体を見た上で、あとはその地域がどういうところかというところを補正係数を掛けながら、人口ベースに算定しているものでございます。

ですから、間違いなく参入はされているのですけれども、具体的にそうしたら認定こども 園に対して力を入れるから、例えばうちが力を入れるからいくら増えるのだとかという、そ ういうような計算にはならない状況にございます。

以上です。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の全般において、事項別明細書に記載されている内容で質疑漏れのあった方で、特にここでお聞きしたい方がおりましたら質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

これをもって、歳入歳出全般の質疑を終了いたします。

歳入歳出の質疑が終わりました。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民委員。

〇志民和義委員

総括でぜひお聞きしたいのは、いわよる十勝圏複合事務組合負担金滞納整理機構ですね。 これで私の考え方では、今までずっと私も見ているのですけれども、この滞納整理機構に送 らずとも今の私は職員の体制でかなりいろいろな問題でも解決してきているというふうに 考えています。それだけの力を持っていると私は理解しているのですけれども、私はそこへ 送ることなく、町の職員で私は対応できると思うのです。そういうふうに考えていますけれ ども、いかがでしょうか。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

ただいま志民委員から十勝圏複合事務組合で運営しております滞納整理機構に対する町 の対応についてのご意見をいただいたというふうに思っております。

委員には、今までも同様のご指摘をいただいているところでもありますし、私どもの答弁 も同様のものになるということはご了解をいただきたいと思いますが、私どもも決して軽々 に滞納整理機構に案件を出しているというつもりはないというふうに思っております。

滞納関係につきましては、副町長を委員長とする滞納プロジェクトチーム、役場全体で情報を共有しながら対応に当たっているところでもありますし、相手方の町民の皆様から徴収に対する、または納税に対するご相談等については、私どもも誠意を持って対応させていただいているというつもりでおります。

ただ、残念ながら私どものご相談の呼びかけにも応じていただけない、計画的に徴収計画を立てたにもかかわらず徴収が思い通りにいかない。また、そういう部分について申し訳ないのですが、不誠実な対応等があった場合についてのみ、その中でもどうしても私どもの手に負えないので、滞納整理機構に案件として送らざるを得ないということで対応しているところでもあります。

税金については公平性からいっても、それぞれの方々がご負担をいただくということが国 民としての責務であるというふうに思っておりますので、今後も必要な案件が生じた場合 は、中身を厳選精査させていただいた上で、滞納整理機構のほうに送るということは取り組 んでいきたいと思っております。

〇菅委員長

志民委員。

〇志民和義委員

軽々しく送っているというふうに私も理解しておりません。

今の職員の体制で送らずとも私はできるというふうに考えているのです。今までもいろいろな問題あって、よくやっていたなという気持ちは非常に強く持っているのです。そういうことを解決していろいろな税金の取り過ぎていた問題とかいろいろありますよね、その対応とか。

そういうことを考えると、こういうものも私は、それは時期は整理機構に送ったほうが早いかもしれないけれども、私は町民を区別することなく、この整理機構に送ることなく、やはり職員で対応したほうがいろいろな面で私は得るものが大きいかなというふうに考えていますが、そういう点についてはいかがでしょうか。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

再度のご質問をいただいて、私の答弁も再度の答弁となることをお許しいただきたいと思

いますが、私も町民を区別している、差別しているという思いは全くありません。税金という性格上、納めるということが当然の責任でもありますし、その方法については私どももご相談をさせていただいておりますし、計画も作っていただいて、金額の大小にかかわらず計画的に進めていただくのであれば、私どもはその計画に基づいてきちんとご相談なり、いろいろな部分でのお手伝いをさせていただければなというふうに思っております。

ただ、残念ながら、そういう部分が思うようにいかない、また滞るというような部分、やむを得ないというこちらが判断をした段階では、税金を納めるという町民の皆様の公平性からいっても然るべきところにそういう形で案件として提出せざめるを得ないということはご理解いただきたいと思います。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。 安田委員。

〇安田清之委員

今、同僚委員と関連をいたします。

税というのは公平に収入があり、使ったものに水道、保険税含めて公平にとられるものだろうと、これが現実的には決算のときにの未納額でがっちり出てくると。

何年にわたって未納になっている方、これ払っている方と払わない方、それから現実的に はもう補正で落としてしまう、未回収で、7年経つとやっちゃう。これはやはり、払ってい る方と差別をしているというふうに僕は思うのです。

やはりもう7年、もう何年も少なくても3年経ったらもう機構へ送るのだという形も必要ではないかと。だって、町の職員が努力をしても対応してくれてない方のみ今、送っているということですが重複しているのですよね、水道料も含めて、あらゆるもの、決算のときやりますと莫大な金額であります。

これ、払っている方は、きちっと税の公平を重んじて所得によって、それから固定資産も同じです。持っているからきちっと払っている、持ってても払っていない方もいる、これでは福祉に回すお金も老人ホームが足りない、何が足りないと言いながら、こういうものを野放しにするわけには、野放しとは言いませんが、ちょっと言葉上悪いかなと思いますので納めていただけない方と払っている方、これはやはり基準を設けたらいかがですか、副町長。トップでやっているのですから、毎年、これを決算のときに我々の目に見せていただくわけですが、これはやはりきちっともう3年経ったらいきますよと、今後。本当は、こういうときにぶんや入ってもらわなければいけないのだよ、現実的に。

だから3年、3年経ったらもう整理機構へ全部送るという意識は町長なのか、委員長なのか、ちょっと委員長の考え聞いてみたいなと思いますので、まず1回お願いいたします。

〇菅委員長

布目副町長。

〇布目副町長

滞納プロジェクトの委員長ということで仰せつかっております。

今、確かに滞納整理機構に送り込む、ことしは12件で、28は予定しているということなのですけれども、ここに送る、おっしゃられるように年数の決めは確かにございません。確かに今まで送っているものは町長、先ほど申したようになかなか我々の手に負えないという人、不履行、約束を守れないというのを結構、年数の長い人がどちらかという送っているというような状況に今、ご指摘のとおりあります。

正直、短い人はやはりそういうキャッチボールをやっていく中でそういう年数がということになっているものですから、その3年がいいのか、もう少し例えば1年でも約束が全然守れないと、これはどうにもならないというものであれば、本当におっしゃられるように早目に我々の手から離してきちっとやっていただくと。

そして、正規な徴収業務に精を尽くすといいますか、そちらのほうにというのも一つの確かにありますので、今、全体的にも少しやはりそういうだんだん未納の傾向にも年数増えていけば溜まっていきますので、そういうこともやはり一つ視野に入れながら検討していく必要があるのかなと、今ちょっとお話を聞いていて思っていますので、先般、プロジェクトの会議もしましたけれども、また近々またやる予定をしておりますので、その辺ちょっとご意見もいただきましたので、次の糧にしたいなというふうに思っております。

以上でございます。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

現実的に国税ですと延滞金というのがつくのです。今、町やっていませんよね。現実的に 整理機構へ送られたらこういうふうになりますよという通知も必要だと思いますよ。整理機 構は必ず延滞金つけるのですから。

だから、その前に払っていただくと、町はここまでは皆様の心を払っていただけるものとして努力をしているわけですから、それでなかったら、もうきちっと延滞金を23ぐらいでした金利はつけさせていただきますよと、そうすると少なくても何ぼと、それから働いている方であれば、給料の差し押さえ、町もできるはずですから、もうやるというぐらいのお考えをいただいたほうが払っている方と払っていない方の平等というもの、税の平等についてできるものだというふうに思いますので、今、副町長がもう1回検討したいということですから、再度、しっかりとこの論議を踏まえてやっていただくと、本当に体が悪くて何かの事情によって火事があったとか、事故があったとかという方はわかりますが、もう延々と続いている方、我々は決算で見せていただいていますから、税の公平を期していただくよう、それから整理機構にしっかり送っていただくようお願いをしてやめておきますので、十分、論議をしていただきたいというふうに思います。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

町有バスの運行の関係をちょっとお聞きしたいのですけれども、資料請求の中で町有バスの運行管理仕様書をいただいたのです。積算根拠とかいただいたのですけれども、この走行距離の関係ですけれども、管理仕様書の中では福祉バス運行日数72日、走行距離1万500キロ、マイクロバス運行日数76日、1万8,700キロ、こういった形で契約されているのですけれども、大体1日、何百キロを目安にして設定されているのか、まずそこからお聞きしたいです。

〇菅委員長

黒川企画課長。

〇黒川企画課長

1日の走行距離は、行き先によるので平均で出すのではなくて限度で出しておりまして、 300キロ以内でお願いしているところでございます。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

それで、この300キロというのは相当前からの申し合わせ事項というか、来ているのですが、それどの時期から300キロになっているのか、また300キロという根拠があるのかちょっとお聞きしたいのですけれども。

〇菅委員長

黒川企画課長。

〇黒川企画課長

平成22年の申し合わせでは300キロ以内という申し合わせをしてございます。その前に、職員のほうの出張の限度も300キロというふうにまず、職員が300キロという決めをしまして、その後、バスのほうにも300キロを適用させたというようなことでございます。

これがどうかという部分は、当時は道路事情がちょっと違ってはいたのですけれども、事故があってはということもありまして、昨今、観光バスの起きた事故もございますので、安全を図る上ではやはり札幌往復日帰りとか、それを1人の運転手さんにさせるというようなことも当時、それに近いようなこともあったと思うのですけれども、それはやめようということでの300キロという決めをしたというところでございます。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

それでは、最後に町長にお聞きしたいのですけれども、国の一つの取り決めとして貸し切りバスの運行の関係、これ1日約500キロ、夜間で300キロで、休憩時間も入るのです

けれども、今日の道路事情を考えるともう300キロはもう少し距離を延ばしても、例えば 1割、330キロ、350キロという延ばしてあげると、もっと利用者も結構いいとこ視察 できるのではないかと思うのですけれども、その辺の調整というのは今後していただきたい と、私はそういうふうに1割程度距離を延ばしてもいいのではないかと、道路事情を考える と、その辺について最後に町長にお伺いしたいです。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

ただいま町有バスの走行距離の関係で、大樹町としては上限として300キロということを定めてきたという経過について説明をさせていただいたところでもあります。

たしか過去300キロを越すと運転手の乗車を2名にするとか何とかということの項目 もあって、そういう手配もつけないということで1名にしてきたということもあったように 記憶をしているところでもあります。

ただ、委員おっしゃるとおり、昨今、高速道路等のインフラ整備、道路整備も進んだということもありますので、そういう部分ではキロ数だけではなくて、道路網等の整備等も含めて上限のキロ数を延ばすということも検討は必要かなというふうには思います。

ただ、それに生じて運転業務が大きな障害になるとか、運転される方に負荷がかかるというようなことも想定される心配もありますので、そこら辺も含めて十分加味しながら安全走行が確保できるような手立てをもちろん講じた中で距離数の上限については検討したいと思います。

〇菅委員長

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。 〇志民和義委員

特定健診の受診率の高さについては前回伺ったのですが、さらなる向上向けてどんな取り 組みを考えているかお伺いをしたいと思います。最近、私の知人がついこの間、一週間前に 退院してきたばかりで、この健診によって助けられたと、健診結果ですぐ保健師さんが駆け つけてすぐ行くようにと、こういうように丁寧なご指導をいただいたので、はっきり言って 命拾いしたと、こういうことだったのです。

それで、ぜひ、この向上の取り組み、どんなことをさらなる取り組みについてお伺いをいたします。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

ただいま志民委員から特定健診の受診率の向上の方策についてのご質問をいただきました。

先般もご説明をさせていただきましたが、国民健康保険に加入されている方については特定健診の受診率の向上というのが非常に重要な役割だというふうに思っておりますし、大樹町の受診率についても58%程度いっているということで、国の定める目標の60%にもう少しで到達できるという状況にあります。

全道的にも、管内的にも決して低い数字ではないというふうに思っておりますので、今後もこの健診率の向上については鋭意取り組んでいくということが町民の皆様の健康、また国保会計の健全化にもつながるというふうに思っておりますので、しっかりやっていかなければならないというふうに思っているところでもあります。

向上に向けての詳細な取り組みについては、保健福祉課長のほうから説明を行いますので よろしくお願いいたします。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

特定健診の取り組みについてですが、今まで健診を受けていただいた方につきましては、 その数値結果に基づきまして個別勧奨ということで保健師から連絡をさせていただきまし て、その方のデータの読み方、そのデータに基づいてどのような生活習慣の改善をしていっ たらいいかということにつきましては、保健師と管理栄養士等も含めまして、全般的な生活 の見直しをお願いしているということでございます。

更に、今後の取り組みということなのですけれども、特定健診は国保だけなのですが、国保以外の方も含めてということですけれども、特定健診、あるいはそういった早期の健診の必要性の部分をもう少し啓発で皆さんに知っていただく必要があるのではないかというふうに考えておりまして、そこの部分にもう少し力を入れて新年度以降、取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇菅委員長

志民委員。

〇志民和義委員

啓発に努めるということですが、具体的にはどんなことを考えているのでしょうか。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

国保会計も含めまして、やはり若いうちから健康教育という部分が必要だということも含めまして、例えば事業所とか、そういった方たちにできないかということを内部で検討しておりまして、そういった方たちにやはり早いうちから健診を受けていただいて、自分の数値とか生活習慣に興味を持っていただけないかということへの啓発へ取り組んでいこうということで今、検討しているところでございます。

以上でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。 髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

懸案となっております大規模構築物、建物ですけれども、学童保育所、それから図書館、 そして役場庁舎と、いずれも喫緊の改築等が必須となっております。

その中にあって、先に示された過疎地域自立促進計画では、学童保育所、図書館の改築事業が盛り込まれております。

それによりますと、学童保育所は平成30年までに、図書館は平成32年までにそれぞれ整備、改築が計画されております。二つの事業の総額は8億7,500万円、非常に高額です。

今後、事業内容が検討されていくとは思いますけれども、建設場所だとか規模、そういった構想の段階から議会にもお示しいただきたいと、まずそのことをお願いしておきます。 それから次、役場庁舎の現時点での考え方を町長からお答えください。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

ただいま髙橋委員から町有施設の改築の計画についてのご質問をいただいたところでも あります。学童保育、図書館等については先般の過疎計画の中でも年次と大まかな事業費、 概算の事業費を示させていただいたところでもあります。

役場庁舎内でも、今、総合計画等に盛り込んであります施設の改築の順番、または優先順位等も含めて内容の検討を鋭意進めているところでもあります。

その中で、職員の中からも学童保育については今のところではなくて、新たなところで しっかりとやっていくべきだという意見も出ておりまして、鋭意進めているところでもあり ます。

また、この役場庁舎でありますが、公共施設の耐震診断を行った中で、この建物について は耐震不足だということで耐震補強をしなければならないという施設であるというふうに 診断が下っているところでもあります。

現在、使用している施設の中で、唯一残っていると言ってもいいかなというふうに思っておりますし、多くの町民の方が出入りをする、または職員も常時、数十名が勤務をしているという建物、そして災害のときには対策本部になるという重要な施設でもありますので、しっかりと対応していくということが必要だというふうに思っております。

過去に耐震診断を行った中で、この施設を耐震補強をしなければならないということで、 概算の耐震補強にかかる経費について示されております。

耐震補強だけでは約3億程度の金額がかかる、また施設自体も40年以上たっている施設

でもありますので、配管等腐食している、いろいろ老朽化によって修繕しなければならない ところも含めると、4億を超す、総計ですけれども4億を超すような費用がかかるというふ うな試算もされているところでもあります。

ただ、私どもちょっと、今のところこの施設を正式に耐震改修をして使える施設なのかど うかというところの判断をする材料がないというところが非常に大きな課題かなというふ うに思っております。

この建物を改修して今後もある程度の時間、期間を使えるというようなことが判断できるのであれば、私は改修もありだというふうに思っておりますし、費用をかけてもこの建物はそんなに寿命がないのだということであれば、やはりこの建物を改修するのではなくて、改築に向けての検討が必要かなというふうにも思っているところでもあります。

決して、これから少子高齢化、または人口が減っていくという中で新たな施設をつくりたいという思いは私はありません。使えるものであれば、費用をかけてでもこの建物が使えるのであれば今後、使っていくということも大樹町としての役場庁舎の在り方にとっては、一つの大きな方向ではないかなというふうに思っております。

今後、内部で検討を進めた上で、この建物が本当に耐震補強をすれば使えるかどうかというところも含めて、何らかのそういう調査の手間をかけて判断していくということが必要かと思っておりますので、そういう部分も含めて検討していきたいと思っております。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

私も今言った三つの施設、優先順位をつけさせてもらうならば、今、仮住まいしている学 童保育所、図書館、それがまず優先的だと、これは計画的に盛り込まれているのでそういっ たことで進んでほしい。

役場庁舎についても、やはりこの場所が一番適当かなと、改築、耐震性、耐震化ですか、 そういったことも視野に入れて早急にそういった方向性を見出してほしいと。

あわせて福祉センターがあるわけですけれども、これについては今後どのように考えているか。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

髙橋委員から再度のご質問をいただきました。役場庁舎については、ほかの町村でも耐震補強を行って、現庁舎を活用しているというところが見受けられます。緊急防災対策事業という国の制度がございまして、役場庁舎を耐震不足のところを改修する、耐震補強をするという場合には補助制度があるということであります。

いかんせん、改築、新たに建て直すという部分では補助制度がないというようなことがあります。また、よそでも見受けられるのですが、減築、面積を減らす、この建物を例えば4

階構造を例えば2階とか3階にして、負荷をなくせばそんなに大きな補強をしなくてもできるという可能性もあるのかなというふうに思いますし、減らした部分の面積を新たにこの建物に付随した形で増築していくというようなことがあれば、その部分についても補助が適用になるということもありますので、そういうことも含めて検討していくということが正直、合理的なのかなというふうに思っております。

この議場も一番高いところにあって、建物にとっては非常に負荷がある場所かなというふうに思っておりますし、仮にフロアーを減らすというようなことがあれば、この部分についてもそこの対象になってくるというようなこともありますので、そういう部分も含めて今後、検討していきたいというふうに役場庁舎については私も思っているところでもあります。

あと福祉センターでありますが、福祉センターについては耐震診断の結果、一番上にあった塔屋といいましょうか、展望のところが大きな負荷がかかっているということがありましたので、あそこをとって、あと全体をちょっと一部直しましたけれども、それによって耐震補強はあるという施設になっております。

ご承知のとおり、福祉センターと学習センター、用途がかぶるというような部分もありまして、それぞれの活動で活用いただいておりますが、いかんせん福祉センター、利用の日数等もご承知のとおり空いている時間もあるというようなこともありますので、あの施設の活用を今後どうしていくかということも大きな課題であるというふうに思っております。

今後、あそこの施設をどういう形で利活用していくかとうこと、ひょっとするとこれから検討、改築、または大樹町に新たにつくっていかなければならない施設等をあそこの場所で活用して、あそこを一部直した中で活用していくというような方法もあろうかなというふうに思っております。

福祉センターも役場同様、昭和46年ぐらいの改築、新築だと思いますが、内部もかなり 老朽化しているというようなこともありますので、そういう部分のリニューアルといいます か、修繕も含めて新たな目的に応じた、新たな役割を担えるような、そういう施設に改築す るのも一つの方法でもあると思いますし、使える施設はこれからも大事に使っていくという ようなことも必要だというふうに思っておりますので、福祉センターにつきましては今後の 利活用に対しまして、議会、または町民の皆様に多くのご意見をいただきながら、早い段階 で方法を見出していければと思っております。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

いろいろご答弁いただきました。

福祉センター、役場等も含めてひとつ、そういった方向で、なるべく早い時期に増改築ができますことをお願いして質問を終わります。

〇菅委員長

休憩します。

休憩 午後 2時00分 再開 午後 2時15分

〇菅委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

総括質疑を続けます。

質疑はありませんか。

西田委員。

〇西田輝樹委員

何点かお願いしたいと思います。

前回、個別というか、事項別のときに総括だよということですので、シルバーセンターのことなのですが、資料をいただきますと実績なども下がってきていますし、就労の方についても人数なども少なくなっているのですけれども、それを打破するためには多分、一般財団法人に法人格を取得して、ある程度どんなお仕事にでも対応できるような、そういうふうに生まれ変わらなければならないかなと思っているのですが、そのことについてどのようにお考えをまずお聞きしたいと思います。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

ただいま、西田委員からシルバーセンターの関係についてのご質問をいただきました。 私も副町長時代、社会福祉協議会の常務という役割が充てられておりますので、社会福祉 協議会、またはシルバーセンターの内容等について、その常務という立場からいろいろ検討 を進めてきた経過があります。

委員がおっしゃるとおり、シルバーセンターの活動、高齢化になってきて会員の数が減少しているという点、またシルバーセンターが担ってきた仕事の中身で請負と委託というそれぞれの性格の仕事があるのですが、今のシルバーセンターの組織では請負は可能なのですが、委託という業務については対応できないというようなこともございまして、そういう部分で仕事を精査したというようなことで、会員の減少とともにシルバーセンターの活動が規模が小さくなってきたというのが実態かなというふうに思っております。

それを改善していくためには委員がおっしゃるとおり新たな法人化というような組織を作くりかえて対応していくということが必要だというふうに思っておりますし、そのためには会員自らがそのシルバーセンターを運営していくというようなことが必要になってくるということだと思います。

目指す方向として、そういう方向に行ってもらうということが非常に大切だなというふう

に思っておりますし、新たな会員の方を増やしていくということもシルバーセンターの活動 を継続していくためには大切な役割だというふうに思っております。

いかんせん 6 0 歳を過ぎてそれぞれの仕事を退職された方々もまだ現役と同様に社会で活躍されているというようなことも含めて、新たな会員が増える要素がなかなか見込めないというのも今の現状かなというふうに思っております。

委員おっしゃるとおり、そういう形、法人化なり、組織を新たに直してそういう業務を拡大できて、自分たちで運営できるというようなことがシルバーセンターの役割としては非常に方向としては重要かなというふうに思っております。

いろいろな職種、業界等で人手不足が叫ばれている中、シルバーセンターが果たしてきた 役割も当然、大きなものもありますし、今後も大樹町の経済、またはいろいろな産業を支え る上で役割としては貴重な役割だというふうに思っていますので、今後ともシルバー世代の 皆様がシルバーセンターの活動を通じて輝けるような活動を行えるような、そういう組織づ くりを進めていくべく、町としても社会福祉協議会などと連携しながら進めていきたいとい うふうに思っております。

〇菅委員長

ほかに質疑は。

志民委員。

〇志民和義委員

遺伝子組み換えの食品について、学校給食の問題で遺伝子組み換え食品について、これについてきちんと把握しているかどうかお伺いいたします。

この遺伝子組み換えについては、今まで人類が経験したことのない食品だということで、 やはり遺物に当たるというふうに言われておりますので、その点について学校給食に取り入 れていないと私は思いますがいかがでしょうか。

〇菅委員長

浅井教育長。

〇浅井教育長

遺伝子組み換えの食品の関係のご質問ですけれども、学校給食では安心な安全な食材の提供を心がけておりまして、当町では遺伝子組み換えの食品、一切使っていないところであります。

〇菅委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

〇西田輝樹委員

予算書の用式ですので、総括というふうなあれ、どうかなとは思うのですけれども、ちょっと具体的なことでちょっとお話させていただきたいと思います。

そのほうがより町民の方もいろいろ予算のことご理解いただいたり、コストのことも理解

しやすいというふうに思っていますので、ちょっとすみません79ページ、事項別のお開きください。牧場の経営がどうのこうのというふうな意味ではありませんので、申し添えてお話させていただきます。

牧場費の目で牧場費なのですが、ここで、この予算書上では一般財源 2,500万円ということで記入されております。ちょっと後ろに端数はありますが。

それから、これは予算の大綱をお示しいただいた一番後ろの資料のところに牧場のことの 説明もしていただいております。これによりますと、一般財源4,765万9,000円と いって、その差は何かというと人件費だと思うのです。

それで、さらに農林課から資料をいただいたら起債なども含めた総合トータルのコストは何ぼだといえば、これだけですよというふうなことでお話いただいておりますけれども、そこの起債のところまでは僕は今の地方の自治法上のルールで、そこまではそれぞれの目の中に人件費を配置したらいいとは言えませんけれども、せめて、例えば今の具体的なことで言えば、それぞれ保育所のこと、何とかのこととかと言えば目レベルで人件費の入っていないものがありますので、テクニック的にどうしてもそういうことが法的に無理なのか、そこら辺、ぜひ事業の中で人件費、割り振りできるものがあれば当初予算の中で割り振りというか、記入すべきでないかなと思うのですが、そのことについてのお考えをいただきたいと思います。

〇菅委員長

松木総務課長。

〇松木総務課長

ただいま西田委員のご指摘は、各当該事業にかかるものについては、そこの予算計上しているところで人件費を計上するという意味合いで理解してございます。

前回もそういうご指摘をいただきました。実際に私どもの町の予算上、2款1項1目一般管理費の中に通常職員を計上してございます、まとめて。例えば、発達支援センターのように5町村からの負担金で運営するようなもの、これにつきましては歳入歳出を明確にとんとんにするために、その事業費で組んでいると、もちろんこの中に事業費で支弁するものにつきましては、当該事業費、例えば補助事業で人件費が出るもの、そういったものは各目に計上しているのですけれども、私どもの過去の流れからいきますと、各事業体に人件費を割り振ってきたことがなかったという経過がございます。

以前、そういった形で計上できるような検討も行うというご説明もさせていただいている 経過がございます。すみません、実は実際の予算を執行していく上では、今の形態が一番や りやすいというのが私どもにとりまして本音でございまして、各市町村によっては職員管理 費という一つの目を設けて、そこにまた計上するのもあるのです。

実は、わかりやすくということですので、お示しする手法といたしまして、地方財政状況 調査、いわゆる決算統計と呼ばれるものなのですけれども、総務関係費でいくら、畜産関係 費でいくらというような人件費の割り振りをいたします。それと同じような資料をつくった 上でお配りさせていただくというような形での人件費の明確化というのは、もしかしたら可能なのかなとも考えているところでございます。

先ほど牧場管理費を例にとっておっしゃいましたけれども、この中の人件費と一般財源の部分ですね、この中の人件費には臨時職員並びに準職員と呼ばれる方たちの人件費が入っているのですが、いわゆる定数内の職員については入ってございません。

それから、公共施設の維持管理経費の比較表をお渡しししておりますけれども、あれにつきましては一応、公債費が入っている入ってないがあったのですけれども、公債費につきましては財産を形成するためのものですから、どうしても経常経費というか、施設の維持管理のほうではなく投資的経費のほうで区分をすると。

そういった形で、複数種類があってわかりにくいというのが確かにそのとおりだと思いますので、今後、議案の必須資料としてではなく、各目単位で事件費として想定されるもの、そういったものの資料を整理して添付するということは可能ですので、そういったご判断で構わなければ、今後、そういった形にさせていただければと考えます。

ただ、申し訳ございません、目単位でばらばらにやると、例えば今まで3人やっていたところ、2人になるとか、そういった折に実際の予算執行の中でかなり混乱といいますか、手間がかかってしまって、その処理のためにまた貴重な労力がとられるというケースもあるものですから、運用上といいますか、扱い上は区分はできるのですけれども、できればこのままで進めていくのが事務執行上としては一番効率的なのかなとは考えているところでございます。

以上です。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

ありがとうございます。いろいろ人も増えていかないし、どんどん減っていきますし、時間外やったら、また時間外やったよということで大変な時代ですので、ただ、私、言いたいことは議員だとか、職員だとか、そういうふうにして関係する人は今みたくいろいろな資料などもいただいてあれですので、一つは透明性をもっと高めましょうというのが一つです。それから、あと僕も38年間、職員でいましたけれども、他の町村の予算書や決算書って

見たことなのですよね。僕は財政とかにいたことないものですから、今、総務課長のおっしゃっている部分についてはそうだろうなというふうに思っていますけれども、全部見てくれとは言いませんので、お互いに予算書などをやりとりしているような、町村レベルでも結構ですので、1回、本当にできないよと言っているからできないのかもしれませんけれども、ぜひ本当にうちだけが特殊なのか、今、目で処理している職員費でしているところもあるののだよというふうなお話ですので、そっちのほうがもっとわからないとは思うのですけれども、そういうふうなことをぜひ努力していただくことをお約束してもらって、きょうこの総括の質問を終わりたいと思うのですが、この項目に対する。

〇菅委員長

松木総務課長。

〇松木総務課長

この場でお約束することは私の立場ではできないのですけれども、どういった形がいいかというのは、議員並びに監査委員さんも含めましてご相談させていただければと思います。ただ、間違いなく、例えばこういったところの仕事にいくらの人件費がかかるのだという資料要求なり請求なりいただければ、私どもそこを隠して云々という話ではございませんので、別の形の資料で提供するというのはいつでも言っていただければ対応できるということを申し伝えて説明に代えさせてもらいます。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

齋藤委員。

〇齋藤徹君

今、牧場の関係が出ましたので、私のほうから町営牧場の関係で、機械借り上げの関係と 今後の運営についてちょっとお聞きしたいのですけれども。

機械の借り上げで、今年800万ほど計上しているのですけれども、先ほどの質疑の中で、 1番192へクタールで、2番の46へクタールを賄うのだと、残りは自分たちで直営で収 穫するのだと、これ将来的にことは年々増加しているが、将来的にこれは全部借り上げで賄 うような形になるのか、この窓口というのはどこでやっていただいているのか、これから先 の考え方についてお聞きしたいのですけれども。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

齋藤委員から、町営牧場の粗飼料の収穫に関する作業の在り方と今後の牧場の方向性についてのご質問をいただきました。

町営牧場、従前は私が畜産を担当していたころは尾田の利用組合等があって、そちらに収 穫の作業をお願いしていたという経緯があります。

ただ、そういうものが叶わなくなった段階で牧場のほうである程度の機械をそろえて、直営でやっていたということであります。

ただ、牧場で導入した機械等も老朽化をしたというようなことで、更新がなかなかままならないというようなことも含めて、平成28年度から大樹町のコントラのほうに作業をお願いするということで予算の計上をさせていただいたところであります。

今後、牧場の餌の確保に向けては当面、そういう形で行っていくということになろうかな というふうに思っているところでもあります。また、町営牧場、大樹町の酪農の発展に育成 牛の維持管理、大樹町の酪農にとって大事な育成牛を供給していくという役割は過去から鋭 意努めてきたところであります。 その役割は、牧場としてもある程度の役割を担ってきたというふうに思っているところで もあります。

ただ、残念ながら昨今、いろいろな事情がありまして入牧の頭数が減ったというようなことで、今後、町営牧場をどういう形でやっていくのがいいかというところについては検討を しなければならない時期にきているというふうに思っております。

幸い、町営牧場の運営委員会という組織で生産者の皆様、また経済団体、農協等の皆様も 含めて牧場の運営に関する検討する委員会と組織がございますので、その場で少なからずこ こ数年、検討はいただいているのですが、さらにその制度も高めていただいて、ある程度の 方向についてぜひ牧場の運営委員会のほうで見出していただければなというふうにも思っ ているところでもあります。

町営牧場造成、または草地整備、また機械等、施設等も含めて、ある程度、補助事業等を使って整備を進めてきたところでもありますし、その施設については今後も活用できればなというふうに思っているところでもあります。

事務所、また、住宅等もかなり老朽化しているというようなこともありまして、それをどうしていくかというところも早急に検討していかなければならないというふうに思っているところでもあります。

施設、または牧場自体の運営のあり方等についても、ぜひ検討をいただければというふう に思っておりますし、ある程度の方向が見出された段階で、また必要な部分については議会 や町民の皆様にもご相談、お示しをしながら進めていきたいと思っております。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

これからコントラ事業に移行していくのだと、今の残っている面積の約146へクタール ほど今、直営でやっているのですけれども、その期間に関してももうそろそろ耐用年数とか きていると思うのです。

そういった段階で、これもどうせやるのであれば施肥の段階からコントラ事業に任せたほうがいいのではないかと、職員は乳牛の事故の軽減と繁殖の向上に専念してもらうというのが一つの方法だと思うのです。

また、過去にJAさんと一度協議した経過もあるのですけれども、利用者はほぼ100% 組合員なので、もう1回、JAさんと協議しながら双方で負担するというか、そういったものもこれから必要でないかと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

町営牧場、また人的な部分、また機械的な部分も含めて充足しているというふうには思っておりませんので、今、委員がおっしゃるとおり選択と集中というのは必要だと思います。

限られた労力でありますので、外注できるもの、アウトサイダーにお願いできるものについてはお願いをしていく、そしてその必要な部分、確かに主要管理というのは非常に大切な部分でもありますので、そういう部分に力を注ぐ、意を注ぐというのは大切だというふうに思っております。

また、町営牧場、光地園と晩成と2カ所にあります。預託数が減ってきたということで、 今後、2カ所の牧場を維持していくことが本当にいいかどうかというところもあるというふ うに思いますので、牧場の今後の在り方、所有の仕方も含めて検討していきたいと思ってお ります。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

杉森委員。

〇杉森俊行委員

ちょっと関連するのですけれども、牧場のオートバイのあれで、3台を購入するということになっているのですけれども、全部でいくらという感じで質問いたします。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

牧場管理用のオートバイを購入を進めているところでありますが、本年度については3台で87万5,000円の予算を計上させていただいております。

全体で、13台のバイクがありまして、年次ごとで更新を進めておりまして、29年度を 最終年として更新を進めているという段階であります。

〇菅委員長

杉森委員。

〇杉森俊行委員

13台ということになると、職員は何人いるのでしょうか、そこが聞きたいのですけれども。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

〇瀬尾農林水産課長

正職員、臨時職員含めまして、今14名でございます。夏季でございます。夏場でございます。

〇菅委員長

杉森委員。

〇杉森俊行委員

これは14名ということで、13台ということは馬は使わないですから、これ全員が乗っているという感じになるのですけれども、これ全員が乗っているのですか、それともバイク

をあっちに置いたり、こっちに置いたりしてやっているのですか、その点をお聞きしたいです。

〇菅委員長

瀬尾農林水産課長。

〇瀬尾農林水産課長

基本的には個人の専用車というわけではないのですが、ある程度バイクはあてがっております。

ただ、必ずしも毎日全員がオートバイを使うという形ではないものですから、この範囲内で使い回しというような形で活用しているところでございます。

〇菅委員長

杉森委員。

〇杉森俊行委員

ファミリーサポート事業というのがあるのですけれども、これは68ページの上のほうです。これはいつから行っているのかというのと、ファミリーサポート事業というのはいつからこうなっているのかというのと、それから……

〇菅委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 2時39分 再開 午後 2時40分

〇菅委員長

休憩を解きます。再開いたします。

杉森委員。

〇杉森俊行委員

いつから使っているのかと、助成金は幾らかというのと、それと使っている人たちというのはどういう人たちが使っているのかということをお聞きいたします。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

ファミリーサポート事業につきましては、27年度から実施をいたしております。ファミリーサポートにつきましては、具体的には入所している例えば保護者の方、あるいはその方たちに対してサービスを提供してくれる一般の方を対象にした制度ということになっております。

利用した方につきましては、その利用の援助してもらった方に対して一定額のお金をお支払いするということでというような制度でございます。

委員が今、ご指摘になりました68ページのファミリーサポート事業助成金の部分なのですけれども、こちらにつきましては実際、そのファミリーサポート事業につきましては、今言ったように1時間、30分を単位に一応200円ということで決めておりますけれども、この中で例えばひとり親の家庭につきましては、その実際200円払うのですけれども、その分の半額を助成するというようなことでの、町が助成するというための制度もつくっておりまして、そのための費用として24万円を予算計上させていただいているということでございます。

今年度につきましては、実際やっておりますのは尾田認定こども園への送迎ということで、子どもさん、正確な数ではないのですが8名から10名程度使っております。それにつきまして、一般の方が車で送迎をするというような形でのファミリーサポートということで実施をさせていただいております。

以上でございます。

〇菅委員長

杉森委員。

〇杉森俊行委員

27年度ということになっているのですけれども、27年のいつごろからこれはやっているのですか。これは27年度からやっているのですけれども。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

制度自体は27年4月からつくって、そういう形で周知等をさせていただいております。以上でございます。

〇菅委員長

杉森委員。

〇杉森俊行委員

問題児っておかしいですけれども、ある方だけを対象にしているのですか。それを対象に していないで、全員を対象にしているのですか、そこのところを聞きたいのですけれども。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

ファミリーサポートにつきましては、例えば保育園の送迎とか、学校が終わった後、例えば仕事があって子どもを見てほしい方、あるいは冠婚葬祭等で家を空ける際に誰かかわりに子どもを見てほしいというような方で、特定ではなく誰でも使えるような形での制度ということでつくらせていただいて周知をさせていただいているところです。

以上でございます。

〇菅委員長

杉森委員。

〇杉森俊行委員

誰でも使えるということになれば、みんなが使うということで保育所と保育園の違いでやっているのか、保育園と保育所は違いでやってないで誰でも使えるのだということになれば、誰でも使えるということでやっているのであればちょっと問題があるのではないかという感じがするのですけれども、それであればこれに乗せないで、補助金に乗せないでやるのであればいいのですけれども、補助金に乗せるとなるとちょっと問題があるのではないですかという気がするのですけれども。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

ちょっとすみません、ご説明が足りない部分があったかと思います。

ファミリーサポートにつきましては、まず手続きといたしまして協力をしてほしい親、例 えば学校終わった後、ちょっと迎えに来てほしいとか、家で見てほしいという、その協力を してほしい親がまず私はこういう協力がしてほしいのだという登録をしていただきます。

一方で、私はこの時間が空いているから、こういうことであれば手伝いができるよという ことでの協力していただく方も登録をさせていただくというふうになっております。

そのお互いのサービスがうまく合うように調整をさせていただきまして、サービスを提供 するというふうになっております。

今、68ページに上げさせていただきましたファミリーサポート事業助成金というのは、 そのサービスを受けられる方が、例えばひとり親家庭の場合についてはサービスを受けたと き、通常30分200円を相手方に渡すのですけれども、そのうちの半分を町のほうで助成 するというような制度でつくらせていただいてというものでございます。

以上です。

〇菅委員長

杉森委員。

〇杉森俊行委員

これはひとり親とかいうのだったらわかるのですけれども、これが2人親とかということになると、ちょっとおかしいのではないですかという気がするのですけれども。これでまともな人たちが入ってきて、そのまま進めるということになるのではないですか。

〇菅委員長

暫時休憩。

休憩 午後 2時46分 再開 午後 2時50分

〇菅委員長

休憩を解きます。

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

ファミリーサポート事業の助成金の対象者ということですけれども、こちらの対象者につきましては重度心身障害者医療の助成を受けている家庭、あるいはひとり親の医療費の助成を受けている家庭で、住民税の非課税の方がファミリーサポートを使った場合に利用分の2分の1を助成するというようなことでさせていただいているものでございます。

以上でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑ありませんか。

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

らいふの健康増進室に設置されている運動機器使用料ですけれども、これを無料化できないかというちょっとお願いなのですけれども。というのは、この使用料というのは10年ほど前だったと思うのですけれども行革をやったとき、他の体育施設と同様に料金をとるようになったと、ところが他の体育施設とは若干意味合いが違うと思うのです、ですからこれはやはり無料にして、開放して、多くの町民の方に使っていただいて健康増進してもらうということで、そういった考えができないかどうかちょっとお伺いいたします。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

髙橋委員かららいふに置いてあります健康器具等の使用料に当たって無料化を検討できないかということでのご質問をいただきました。

確かに、ほかの体育施設と違ってあそこの健康器具を使われている方の目的は高齢者の方もいらっしゃいますし、それぞれ健康の維持等に活用していただいているというということがあろうかと思います。

昨今の利用の状況については後ほど担当の課長のほうから説明をいたさせますが、高校生から、かなりご高齢の方まで、特に冬期間も含めて多くの方々に活用いただいているというふうに私も思っておりますので、今後、どういう形がいいか、どういう形が大樹町としてあそこの活用に当たって望ましいかは検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

詳細については、数字等については担当の課長のほうから説明をいたさせます。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

健康増進室の利用状況についてですけれども、平成27年2月末までの数字でございますが、1,548名の方が利用しております。このうち、新規が来られた方、27年度新規で来られた方が53名、また高校生も23名使っております。

料金につきましては1回100円ということで、高校生までは無料で使えるようになってございます。

以上でございます。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

今回の予算を見ますと、13万8,000円ということで、100で割り返せば1,380人なのです、有料で使う方。1日6人程度利用されていると思うのですけれども、そういった中でやはりこれは健康増進のためにやってもらうということで、無料化にして健康維持に努めてほしいということで、どうか内部で検討していただきたいと思います。

〇菅委員長

ほかに質疑ありませんか。

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

先ほどファミリーサポートの関係でまた新たに聞きたいのですけれども、これ利用される方、協力する方、協力する方は一般の方と先ほど同僚委員の答弁に言っていたのですけれども、12月から行っている事業って間違いなくファミリーサポート事業と理解してよろしいのでしょうか、そこから聞きます。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

ファミリーサポートという形で実施させていただいております。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

この事業って多分27年度から取り組んでいるのですけれども、昨年度、町でファミリー サポート会員の募集をしていますよね。期間設けて。

それで、依頼会員の数と協力会の会員、この数ってどのぐらいあったのでしょうか。

〇菅委員長

休憩します。

休憩 午後 2時55分 再開 午後 3時08分

〇菅委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

ファミリーサポートの登録の人数ということで、協力をしていただける方、サービスの提供をしてくれる方ということで2名、サービス援助を受けたいという方の会員が9名の登録になっております。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

協力する方が2名で、会員が9名、協力してほしい人が9名いるのですけれども、協力者 というのは一般町民という解釈でいいのか、例えば営業されている方ではないのですよね。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

ファミリーサポートということで事業の協力していただいている方ということで一般町 民の方ということでございます。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

本来のファミリーサポート事業の説明ですけれども、昨年の臨時議会で認定こども園1回 否決されましたよね。その後に、議会運営委員会を開いて、当時の課長さんと、当時の副町 長さんが見えて説明されたのです。

その中で、課長の説明はお母さん同士の中で手が空いている人が送迎できるような助け合い制度をつくっていくと、そういうことを保護者に説明したと。ただ、例えば、幼稚園に行く人の中で4人いたら、今月は私が送迎するから来月はあなたねと、そういう仕組みの制度だと、保護者の理解を求めたと。事故があったときどうするかという問題があるので、その事故の責任は町が皆さんの分を保険で賄いますと、そういう説明でしたよね。

それで、認定こども園の保護者説明会、昨年、おととしの11月にやったと思うのですけれども、そのときに親の意見として必ず送迎の話が出ると、そのときに町側は基本的には送迎はしないのだと、納得した上で自分たちで送迎するという了解のもとに尾田認定園を選んでもらったということを説明されましたよね。

そうしますと、この間の新聞記事の中でいきますと、保護者から冬道の送迎に不安を感じる、燃料代かかるなどと送迎バスの運行の要望が町に寄せられたとあったのですけれども、 今現在やっているファミリーサポート事業は、例えば運転手、町が委託している産業者の1 業者ですよね。車は町の送迎バスですよね、補助職員必ずつきますから、これは朝の送迎、 昼の送迎、夕方の送迎とも臨時職員で賄っているのですよね。これって本当のファミリーサポートって言うのか、町民は誰見ても町が送迎している人しか思わないのです。これが本当にファミリーサポートっていうのか、ちょっとお聞きしたい。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

齋藤委員のご質問の中で、昨年のご説明も、昨年の認定こども園の経過もありましたので、 そこも含めてご説明させていただければと思います。

昨年度、委員からご指摘のありましたとおり、認定こども園、尾田のほうで開くというふうになった場合に保護者の方からやはり送迎をというような希望がありました。

ただ、そこの部分については町のほうではできないということで、こういったファミリーサポート事業をつくるので、こういった形で利用してほしいということで説明をさせていただいたのも齋藤委員のお話のとおりでございます。

確かに今年度、実際にそういった形で市街地から尾田に通う保護者の方たちから、やはり 冬になってきて、そういうことで心配だということで、何とかならないかという相談も実際 ございました。

その中で、やはりこれはあくまでもそういった親同士、あるいはサービスが提供できる方とか、そういう必ずしも親同士でなくてもいいのだよということも含めての説明をさせていただいたり、あるいは一緒に乗っていく、例えば補助員ですか、そういった方もお母さん同士でというような話もさせていただいたところです。

ただ、なかなかお母さん同士の中では、では私が運転していくとかというような形にならなかったというのも今の形態になっているということでの事実でございます。

実際、そういった中で、では私のほうでそういった形で手伝ってあげるよというような形で言ってくださった方がおりまして、その方につきましては今、委員がご指摘あったような方たちにお願いをしているということもございます。

ただ、一方でその方たちはあくまでもそこのファミリーサポートの部分につきましては、 実際行っている部分は保護者からの利用料金をもらってやっているということ、あるいは時間帯をきちっと区分してやっているということで、そこの部分がきちっと明確になるように やっております。

ただ、一方で見方によってはそういうふうになってしまう部分も実際問題としてはご指摘 のような部分もあるのかなとは感じております。

今回、やっておりますファミリーサポートにつきましても、今回、初めてということもありまして、今月いっぱいでという、とりあえず1回おしまいというようなお話もしておりますので、委員からご指摘のあったような部分も確かに誤解を招くような部分もあったのかなということで、ちょっとそこの部分は今後、取り組むに当たっての反省点にしていかなけれ

ばいけないというふうに思っておりますので、そこの部分も含めて今後、またファミリーサポートのほうをうまく活用していければというふうに思っております。

以上でございます。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

やはり最初の説明の軸と、今の課長の説明の軸はずれているのですよね、やはり。最初、 親御さん同士で行くのだよと、話をしたけれどもいなかったと、でも、いなかったらそこで その事業は終わりなのですよ、普通。何でそこでやってしまうかということなのです。これ、 終わる話なのでいいのですけれども。

この事業、もう1回きちんと見直してほしいのと、やはり町民はどう見ても先ほどお話ししていましたけれども、例えばうちの町の車の燃料だとか経費、そういうのをどうしているのかということ、いろいろ疑問点が出てくるのです。料金は、多分、今、らいふの窓口で支払いしていますよね。

総合してしまうと、どう見ても町民は町が送迎していると誤解してしまうのですよ、これ。 そういうことはしちゃいけないと思うのです。一応、これは3月25日でこの事業は終わる と思うのです。多分、3月25日が最終日だと聞いています。4月以降どうするかわからな いのですけれども、4月以降、またこのファミリーサポート事業に対してそういうことを踏 まえて今後どうしていくのか、最後に町長にお聞きしたいです。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

ただいま尾田の認定こども園に関するファミリーサポートの事業の在り方についてのご 質問をいただきました。

確かに、昨年、私、副町長のときに議員協議会のほうにお邪魔させていただいて、認定こども園の関係の事業の中身、ご説明させていただきました。

その中で、送迎の関係では町としては取り組まないで、ファミリーサポートで対応したい のだということの説明をさせていただいた経緯があります。

昨年の4月以降、認定こども園がスタートして、それぞれの親御さんが送迎をされて秋までまいりましたが、これからやはり冬期間にかけて不安があるというようなことで、ファミリーサポートの取り組みを進められないかというご相談もうちの担当のほうにお受けをしたところでもあります。

その中で、いろいろ協議をしてまいりましたが、親御さん同士ではやはり不安があるというようなこと、また他人の子どもを乗せて走るというようなことに対する心配な面もあって、今回の形でのファミリーサポートの運用が昨年12月からスタートしたというようなことであります。

確かに補助員として乗車している方については、臨時の管理栄養士として保育所にお勤めいただいている方でありますが、ファミリーサポートの添乗員として乗っている時間帯は、その部分ではない時間帯で対応しておりますので、ただ、同じ方が同じ二つの業務をこなしている、それぞれの任務でこなしているということで、端から見れば大樹町がやっているのではないかと、ファミリーサポート事業を運営しているのではないかという誤解を招く結果に至ったというところはあったかというふうに思っております。

この事業、今年度3月25日をもって今年度の分が終わりますが、明年度以降も尾田の認定こども園の円滑な運営、または通所に向けてファミリーサポートの役割はあるというふうに思っておりますので、今後、また新たな保護者の皆様とともにファミリーサポートの在り方については町としてもできる限りの対応をしていきたいというふうに思っております。

〇菅委員長

ほかに質疑ありませんか。

杉森委員。

〇杉森俊行委員

ファミリーサポートというのは何かわからないのだけれども、だから町で何も関係しなければいいのではないのと思うのです。町で関係するからこういうふうになってくるのでないのと、子どもたちを父兄の人が見送ったりするのだよと、そういうのは言って悪いのですけれども、きちんとした人と話をしてファミリーサポートをやるという人と話をしたのですね、私は。それやったらだめだということになっているのですけれども、そういう話をして自分たちできるからということで、ではあなたたちは、あなたたちで頑張りなさいと、私は私で保育園のほうでやりますからという、街場でやりますからということで、そういう話をしたのです。

何か騙されているみたいな気がして、これのあれでやっていくと1回つくってしまえばできるのだよという感じでやっているみたいな感じがするのです。何かそういうのがわからないくせに、それは村田課長もそうだけれども、何かごまかされているみたいな感じがしているのですけれども、そこのところはちょっとやってもらわないとあれだし、3月31日で終わるからいいよという感じで、またお願いしますとか、町の車を使ってやっているのであれば、町でやっているみたいなものでしょうと。

そこのところ何かはぐらかされている感じがするのです。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

ただいま杉森委員から、ファミリーサポートの事業の取り組み方、町の対応の仕方についてのご意見をいただきました。

齋藤委員のご質問にもお答えしたとおりでありますが、今年度のファミリーサポートの取り組みについては先ほどお話ししたとおりの対応となったところであります。

ファミリーサポート事業自体は認定こども園に対する送迎以外の部分も含めてサポートが必要な方とサポートが提供できる方を取り持つという役割は町の保健福祉課にある児童保育係が担っているということでありますので、今後もファミリーサポート事業のそういう運営については町として関わっていく責任があるというふうに思っております。

今回の尾田の認定こども園に対する送迎の在り方については誤解、または当初の説明と違う形での運用となったことについては私からお詫びが必要であればお詫びを申し上げたいと思いますが、ファミリーサポート事業をやったこと自体は私は間違えてないと思っておりますし、通園されている保護者の皆様も安心して通えるような体制ができたというふうには思っております。

ただ、誤解を与えた点も含めて反省すべきところは反省をして、明年度の事業の在り方に しっかりと反映していきたいと思っております。

〇菅委員長

杉森委員。

〇杉森俊行委員

何かちょっと間違っているみたいな感じがするのです。私は、認定こども園ですか、それは向かう人たちの話をして、その人たちがいいというのであれば、それは冬になればみんなも交通事故とかあるので、あれだめだよという感じになるというようなことを言ったのですよ、それでもいや私たちはやりますからということでやるということになったのですよ。

そういうことをやっているのであれば、ちょっと3月いっぱいで終わるというならあれだけれども、ちょっとあれですよね、これはちょっと考えものですよ。

それであれば、今度はきちんとした対応をして町長なり、どういうふうな改善策をつくっていくのかということを今度聞きたいと思います。答弁はいいです。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

ちょっと関連もありますし、この部分と福祉幼稚園の関係、保育所の関係でちょっと質問 をさせていただきます。

今、同僚委員からいろいろファミリーサポート事業、今年3月で終わるということですから、現実的には過去のことは過去のこととして、町民に誤解を得ないように、町長お願いを したいと思います。

それで、今後どういうふうな形をやるか、誤解をというのは議会も誤解しちゃっているのですよ、現実的に。どういう運用をするのか、一般質問でやればいいのか、こういう取り組みで進みたいというふうに我々にご説明をいただけるのか、そこら辺は町長よろしくお願いをしたいというふうに思います。

村田課長のとこにまたぶつかるわけですが、法人の助成の問題、私は疑念を持っている部分、法人が現実的に今まで町が徴収業務をやっていた部分、四十数万等々がなくなりました

ら減額をしましたと、補正でお話をいただきました。だけど、法人は現実的に課長、いただいた資料の中にこういう項目ないのですよね、徴収業務って、現実的に。補助の中に。

今後、町は一般財源から持ち出していたけれども、今度、この中で国の基準の算定方法しかないのです。これはやはり、町から若干持ってやるべきだというふうに思うのです。町は一般財源で持ってやっていた、これは今度は法人がやるからやらないよと、これはちょっと疑問を私感じます。子どものためにも。それから法人のためにも。

積算根拠を出していただいて、若干、私わからない部分があったのですが、町からの助成といいますか、何もないに等しいのですね。法人がいただけるお金、そのままに算出をして、そのまま助成という形になっているのです。これはちょっと町が委託しているのですといいながら、現実的、町は窓口だけで何の助成もしていない、ここら辺は若干考えるべきものだろうというふうに思います。

ですから町長、やはり必要な幼稚園、保育所です、今度、子ども認定園もやると、町の肩がわり部分もあるのだろうというふうに私は認識をしておりますので、どうか今年度は今年度としても法人とよくお話を、お互いに心を子どものために法人も子どものために運営をするのだと、職員の賃金も含めて格差があります。役場の職員と町がやっている運営と、そこに使われている方の賃金格差が福利面に、特に多いのは福利面だと思うのですよ、社会保険、年金等々の問題も含めて、十分協議をしていただきたいなと思いますし、もしできるのであれば徴収部分、しっかりサポートしてやっていただきたいなと。これもらえなかったとき町長どうするのですか、その子を現実的にお金を払っていただけません、無収入になりました、子どもやめていただきます、そうしたらそのとき町が肩がわりをして連れていくのか、どういうふうな対応をするのかだけお願いします。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

認定こども園に関する関係のご質問をいただきました。

私の言葉足らずなところは担当のほうから詳しく説明をしたいというふうに思いますが、 社会福祉事業会が認定こども園となった場合、入所に関する部分でありますところは町が行 うということになりますが、認定こども園という形で園が直接保護者と契約を行って入所を するというようなことになりまして、その関係もあって保育料につきましては認定こども園 が徴収をするという形をとるというのが今のルールであります。

よって、今まで保育所のほうに大樹町が従前は入所する保育所の入所料を歳入としてお受けして、その分も含めて法人にお支払い、補助をさせていただいていたのですが、今後はいただく部分についてはいただかないので、それを減額した部分を法人のほうにお送りをするということで、助成が減るとか、そういうことではありません。

ただ、今まで保育所に通う部分の入所料にかかる費用については、直接法人が保護者の皆様から契約に基づいて徴収するということになりますので、その法人が徴収を行うという部

分で私ども町として何かお手伝いできることがあれば、それはさせていただくということであります。ただ、ルールとしてそう変わってしまうということはご理解をいただきたいと思います。

もう1点、滞納した場合のご心配でありますが、大樹町のほうでも今現在、1名の方が何らかの理由で滞納されている方がいらっしゃいます。ただ、その方については私ども含めてきちんといろいろなご相談、または計画的なものも作成をさせていただいておりますし、金額の大小はありますが分割でお支払いをいただいておりますので、今後もその方とは良好な関係のもとに滞納の整理に向けて取り組んでいきたいと思っております。

至らない部分は担当のほうから追加で説明をさせます。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

町長の答弁だけで十分ですので、詳しいことはまた勉強させていただきますので、町長、 法人も、それから町もお互いに力合わせて子どものために尽力をしていただきたいというふ うに思います。

減額はしていないと、町長は法人ともよく話し合うと言っていただいたので、これでやめますが、よろしく子どものことですのでみんなが笑顔になれるよう、町もよくやってくれたと、法人というのはたくさん収入があればいいわけですが、そうにはならない部分もありますが、お互いに心分かち合ってお話をしていただいて、子どものためにお力をお出しをいただきたい。我々も頑張って支援をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

〇菅委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

〇西田輝樹委員

ちょっと心配事の一つに十勝バスの路線の維持ということで、当初、何年か前は100万で、今は400万のオーダーになっておりますよね。人口減少とか、いろいろ社会の変動でこれからもさらに会費というか、維持費を町も出していかなければならないことが想定されると思うのですが、どこか財源的にそういうふうな基金でも、こういうふうな基金から将来はどうしようもなくなったときには充当するよというふうな今ある基金を利用できればいいのですけれども、そういうふうな基金で対応するような基金がなければ、ぼちぼちそういうふうな新しい基金なり、交通対策基金というのか、そういうふうなものも1,000万、2,000万なる前に基金の準備をしていったらと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

ただいま西田委員から十勝バスに関する地元負担の増額の部分、または今後の対応についてのご意見をいただきました。

十勝バス、利用者が減ってきているという現実はあるというふうに思っておりますが、大 樹町から帯広市へ向かう唯一の公共交通機関でもありますし、帯広の高校等に通っている 方、または通院等で利用されている方もいらっしゃるというふうに思いますので、存続に向 けては鋭意今後も取り組んでいかなければならないのかなというふうに思っております。

確かに地元負担の金額が多くなってきているということも含めて、今後の対応は検討しなければならないかなというふうに思っております。

基金化をして見える形で、その存続に向けての対応を進めるというのも方策の一つではあるかなというふうに思っておりますし、やはり利用者を増やすという取り組みも必要かなというふうに思っております。

一部、町立病院への通院の関係で、例えば広尾方面、豊似、野塚のほうから町立病院に通うときに、あそこを停留所等で回っていただければ利用したいのだけどね、さらに利用が広がるのだけどねというお話も私もいただいておりますので、町立病院の近くまでの乗り入れ等も含めて検討していかなければならないかなというふうに思っているところでもあります。

ただ、その部分では単純になかなかいかないというようなこともありまして、距離が伸びる、または走行距離が伸びれば応分の負担が地元にかかるというようなこともありますので、一概に費用だけのことを申すつもりもありませんが、そういうトータル的なことも含めて、十勝バスの利用については今後も皆様のお知恵をいただきながら検討していきたいと思っております。

基金については、今今やりますという明言はいたしませんが、方法として検討したいと思います。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

あとこれで終わりですので、28年度の予算書を見せていただきましたら公用車何台か購入されるようですし、非常に安い価格で入っていることは、それはいいことだなというふうに思っています。

半面、例えば今、電気自動車の軽自動車のような、そういうふうな小さいものもあって、 それぞれ役場で使う車ですから、そんな1日に何百キロも走ることは想定されませんので、 そういうふうな電気自動車なんかもなぜ選択肢の中に入れなかったかなというふうなこと で、少し新しいのもを取り入れていく努力というのはどうなのでしょうということでお聞き したいと思います。

あわせて、たまたま新電力の会社が潰れてしまって大変な思いをしている市町村もありま すので、大樹は賢いなとは思っているのですが、説明の中では新電力なんかの利用のことに は言及されていないし、僕ももしかしたら聞き漏れなのかもしれませんけれども、その新しいことの取り組み、もしかして新電力、できていないのだったらなぜ自動車と新電力なんかのことについての取り組みをされなかったのかを教えていただきたいと思います。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

今年度、28年度の予算にも公用車の購入の予算を計上させていただいております。

大樹町の公用車、乗用車タイプのものを含めて30数台実はあります。行財政改革等の関係もあって、近年、更新をしてこなかったということで、15年を経過するような古い車も見受けられるところでもあります。

ここにきて計画的に更新を進めるということを取り組んでおりまして、年間 2、3 台ずつ 更新をしていくというようなこと、また保健福祉課等で例えば車椅子対応の車であるとか、 そういうものも公用車として配置すべきではないかというようなこともありますので、それ ぞれの担当のところに応じた、必要な、用途によっては必要な車を入れていきたいというこ ともありますので取り組んでいるところでもあります。

委員ご指摘のとおり、電気自動車等の更新についても検討してまいりましたが、基本的に可能な限りハイブリットな車を導入しているところでもあります。ただ、用途によってはないというような車もありますので入れていませんが、そういう部分では公用車の更新に当たっても環境に優しい、そういうエコな取り組みについては進めていきたいと思っております。

電気自動車、平成28年度の導入は検討しておりませんが、今後、まだ更新が続きますので、必要に応じて検討していきたいと思っております。

新電力の関係でありますが、大樹町での役場、また関係するところで高圧を使っているところについては導入の検討はしてまいりました。ただ、まだまだ不安があったというのが正直なところでありますし、今回、こういう形で新電力の会社が破産なり、そういう形になるということは私ども想定はしておりませんでしたけれども、検討は進めてきたところであります。

ただ、費用的な部分でのメリットは少なからずあったかなというふうに思いますが、私どもとしては安定的に供給をいただける北電の電気を使って、万が一のときの災害対応にも備えていきたいというような思いもあって切り替えはしてこなかったという経緯があります。 また、南十勝の北電の営業所が大樹にある、大樹に北電の方々が居住をいただいていると

今後、新電力のほうが明らかに差があるというようなことがあれば、また検討はしていく 必要はあるかなというふうに思っているところであります。

いうようなことも含めて、私どもとしては判断をしたところであります。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

例えば役場ですとか、病院だとか、そういうふうなどうしても電気が絶対だというようなところについては、今の町長のお考えというか、町の執行方針で納得ですけれども、例えばそうでないような車庫がいいのか、どこがいいのかわかりませんけれども、そういうふうな小さな外にあるようなものだったら、そういうふうな比較的安定化に欠けるというようなこともありませんので、そこら辺、29年度に向かって、今の北電の営業所があるというのも本当に何か重要なことだと僕は思っておりますので、何か逆なでするようなことも、それはもちろんできませんけれども、ちょっと山の中のこのような施設だったら新電力でちょっと目つぶってくださいというのも可能でないかと思いますので、そういうふうなことを総合的にお考えいただいて、少しでもコストが下がっていくようなことも運営のほう、よろしくお願いいたします。

以上です。

〇菅委員長

ほかに。

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

海浜公園周辺の整備の考え方についてちょっとお伺いいたします。

海浜公園周辺の海岸線の浸食については、午前中、担当課長のほうから説明がありました。 私も確認はしておりますけれども、従前は、海岸線まで車で乗り入れて、ホロカヤントウに 行けたのですけれども、今は通行止めになっております。

この場所は冬期間、ワカサギ釣りで非常に賑わっています。ところが、駐車場から沼までおりるのに道が遠いばかりでなくて、非常に悪路になっているということで、決していい評判ではないと。

それで、もう少し沼に近いところで道をつけられないかと。道をつけるといっても、ただ 崖を削るだけでいいと思うのですけれども、その辺について考え方、お聞かせ願います。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

ただいま海浜公園、大樹町の沿岸部の関係の浸食の状況も含めて懸念される項目について のご質問をいただきました。

確かにホロカヤントウにつきましては、私ども中学校時代にあそこでキャンプをやったというようなところで、非常に幅の広い砂地が形成されておりまして、夏場のキャンプ場にとっては非常にいい環境だったかなというふうに思っております。

ただ、残念ながら昨今の天気の関係だと思いますが、温暖化の関係なのかもしれませんが 浸食が進んで、ホロカヤントウと海岸にあった砂の場所がほとんどないという状況、また、 砂の下が盤なのですが、もうそれが露出してしまっているような状況でちょっと大雨ですぐ 切れるという状況にあるかなというふうに思っております。

生花湖も同様でありまして、あそこ年に何回か切れるという状況にありますが、その後、 漁組等であそこを砂でもう1回塞ぐというような作業を行っておりますが、砂が減少してき ている、または幅がなくなってきているということで、その普及に関する作業も大変、苦慮 しているということも漁組が聞いているところでもあります。

今後、ホロカヤントウにつきましては冬期間のワカサギの格好の釣り場というようなこともありますので、その冬期間のワカサギの釣り場としての利活用に関係する道路等の整備については、今後、検討していかなければならないというふうに思っておりますが、何分、保安林ということでもありますので、どこら辺までの開発が可能かというところもあります。北海道等ともよく相談をした上で、ワカサギ釣りの来ていただける方に利便性が図れるような対策は講じていきたいと思っておりますので、今後、検討していきたいと思います。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

来町者も非常に多いわけですので、ぜひそういったことで前向きに検討お願いしたいと思います。

〇菅委員長

ほかに質疑ございませんか。

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

晩成温泉の関係で聞きたいのですけれども、先ほど高齢者割引き、70歳以上200円ですけれども、先ほど資料をもらって微増ながら増えているのです。

平成26年度で5,927人ですけれども、この200円という今のところ助成だけなのですよね。町の持ち出しはないみたいなのです。もうそろそろ委託業者も、今の委託業者、あと1年で契約切れるのですけれども、そういった中で自分たちで無料の送迎バス出したり、またタオルを出したりしている、そういった企業努力して入館料も増えていると、入湯税も上がっていると、そういったことを考えると、町村によっては高齢者割引き分、町が負担してあげているという町村もあるのですよね。

晩成温泉も36年を経過して、来年以降どうするのかという、来年、今の状態でいくと、ひょっとしたら今の委託業者、手を引く可能性もあるのです。やはり、これから1年、将来、 晩成温泉をどうするのか、料金を含めて、高齢者割引きも町の条例では町内、町外関係なく 70歳以上なのです。それらをきちんと整理しながら来年の委託業者に何とか誰になるかわかりませんけれども、いい観光資源ですので、そういったことを今後、考える必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺の町長の考えどうでしょうか。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

今、齋藤委員から晩成温泉の今後の在り方、そして高齢者の割引制度のあり方についての ご意見、ご質問をいただきました。

晩成温泉、指定管理で管理業務をお願いしてございますが、平成28年度で最終年ということになります。平成29年度からまた新たな指定管理というようなことになっていくかなと思いますので、来年度中に、平成28年度中にはまた新たな方に指定管理をお願いすべく手続きに入っていくというようなことになっていこうかと思います。

晩成温泉の高齢者の割引きにつきましては、町が施策として行っているということであります。私も指定管理等の関係で副町長時代からその業務を担当してまいりましたが、確かに町の施策として行っている部分で指定管理を行っていただいている方にご負担をかけるというような形に今今なっているというのは理解をしているつもりであります。

新年度に向けて、この高齢者の割引制度を継続するかどうか、またするのであれば、その 部分を誰が担うのかというところは早い段階で整理をした上で新たな方の指定管理の募集 の作業に入っていきたいというふうに思います。

その段階では、そこは明確にする必要があるというふうに思っておりますので、いろいろな方にご意見を伺いながら、指定管理に関する主要のお示しする段階までにはっきりした形でお示しをしたいと思っております。

また、晩成温泉本体もご承知のとおり老朽化をして、維持管理に多くの予算をかかるというような状況にありますので、今後の晩成温泉の在り方等も含めて検討していかなければなりませんし、指定管理をお願いする段階では、ある程度、その方向性も見据えた中で、新たな方に再度、また指定管理を募集をかけるというようなことになると思いますので、その辺も鋭意、早い段階で進めていきたいと思っております。

〇菅委員長

ほかに質疑ありませんか。

杉森委員。

〇杉森俊行委員

寿町団地の1号棟に対して、道路のあそこは開放しないのでしょうか。道路用地を開放しないのですか。寿町団地、道路の開放をしないのですか。

〇菅委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 3時48分 再開 午後 3時53分

〇菅委員長

休憩を解きます。

杉森委員。

〇杉森俊行委員

どうも失礼しました。私が道路用地と思っていたやつが道路用地、5メーターぐらいある と思ったら2メーターぐらいしかないということで今、説明わかりました。

それでは、寿町団地1号棟、川南団地の1号棟、2号棟に準じてつくられていると、川南 団地の2号棟は1号棟よりも進んだつくりをしているが、廊下の窓、1号棟は2号棟をつく るときに窓をしたと、そして路面もつるつる路面をじゃばらにしているということではすご い進んでいると、ただ、部屋の中のバリアフリー化は進んでいないということはこの前の説 明でしたのですけれども、それは誰か頼んで直したということでいいのではないかと。

それなのに、30センチぐらいドア引っ込めているでしょう、今度新しいこの寿町団地は その30センチを引っ込めているのはなぜなのかということですね。

〇菅委員長

小森建設課長。

〇小森建設課長

寿町団地の関係の質問かと思います。

バリアフリー化の関係でございますけれども、現在、建設が完了しました川南団地、こちらにつきましてもユニバーサルデザインということで、ある程度、高齢者で介護の必要な方も障害者の方も利用できるような住宅の機能という状況で建設しております。

今回、寿町団地につきましては、入り口の部分がへこんでいるというか、前回の川南団地のほうもへこんでいるのですけれども、こちらのほうは来客者とかあった際にプライバシーの関係もございまして、誰がじろじろ見られるのも嫌だなという方もおられます。そのほかは通路とか通る人もおりますので、体1名分、大人1名分が入れる程度のスペースで玄関のドアのところに設けさせていただいております。

以上でございます。

〇菅委員長

杉森委員。

〇杉森俊行委員

その30センチというのは、こんなものですよ。それを何できちんと平行にやらないのか ということなのです、私は。

これはプライバシーということもあれば、逆に隣の人を見やすいという感じではなですか、それが1メートル幅をとらなければならない、そんな毎日、人来るわけではないのですから。そういうことがあるのではないですか、隣の人を逆にこういう人が来ているのだ、こういう人が来ているのだという、あるのですよ。

これが、例えば1メーターとか、70センチとか引っ込んでいるのであればわかりますよ、 プライバシーというのは、たかが30センチですよ。そこのところを考えてもらったほうが いいのではないですかと思うのですけれども、いかがなものでしょう。

〇菅委員長

小森建設課長。

〇小森建設課長

入り口部分の関係でございますけれども、申し訳ありません30センチではなくて、私の 説明が悪くてちょっと申し訳ありません、90センチ程度の幅がございまして、その部分で 体が隠れるというような形になろうかと思います。

それで、通路とか通られる人もおりますので、そういった方に邪魔にならないような形で 来客者が来られても支障とならないような形で雁木の部分になりますけれども、通路の部分 で設計させていただいております。

以上です。

〇菅委員長

杉森委員。

〇杉森俊行委員

この幅じゃないでしょう、これは90センチもあるの。30センチでしょう。

〇菅委員長

小森建設課長。

〇小森建設課長

失礼しました。ちょっと図面のほうも見間違えまして、奥行きのほうが45.5センチの幅になります。幅が1メートル82になります。

〇菅委員長

杉森委員。

〇杉森俊行委員

それはドアになっているのですか、それとも引き戸なのですか。

〇菅委員長

小森建設課長。

〇小森建設課長

前回の今年完成したドアが、ドアというか手前に押し引きするようなドアでございます。 今回、ご指摘をいただいておりますので、今回、寿町団地につきましては引き戸でのドアの 設置を考えております。

〇菅委員長

杉森委員。

〇杉森俊行委員

引き戸ということであればいいのですけれども、私はドアという感じがしましたので、これで設計や管理を、これを自分たちでできないのか。例えば、設計は岡田設計でぶん投げているでしょう、やっているみたいな感じなのですけれども、これを自分たちで管理をやれば2割ぐらいは持つということ。岡田設計で出せば1割とかというふうに戻ってくるのではな

いかという気がするのですけれども、そこのところはどういうふうに考えていますか。

〇菅委員長

小森建設課長。

〇小森建設課長

設計の関係でございますけれども、当町にも1級建築士がおります。これ専門でかかれば ということであれば可能なこともあろうかと思います。

ただし、ほかの課にもまたいで建設の建築関係の業務がございまして、もう1名、建築係がおりますけれども、こちらのほうも別な建築の業務のほうで忙殺されている状況でございます。

今2名体制でやっているのですけれども、これらの工事とか一切なければ設計もできない わけではないかなと認識しております。

〇菅委員長

杉森委員。

〇杉森俊行委員

中学校の体育館の場合は自分たちが設計して、自分たちがやったのではないですか。それは違うのですか。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

ただいま町有施設の設計、または建設にかかる管理の業務の在り方についてのご意見、ご 質問をいただいているというふうに思います。

今、建設課長のほうからも説明をさせていただきましたが、建築に係る職員については現 在、係長と係と2名体制で行っております。

それぞれ建築士の免許を持っておりますので建築は担えるというふうには思っていると ころでもあります。

ただ、町で各年度で行う建築に関する建物、それぞれございまして、発注の時期等も含めて適切な時期に発注を行うということも含めて、直接担当する業務、または委託等でお願いする業務というふうな振り分けをしているところでもあります。

可能な限り、担当職員がおりますので、できる範囲では進めているという現状にあります ので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

〇菅委員長

杉森委員。

〇杉森俊行委員

中学校のことは私が勉強不足でございました。

できましたら設計も共同でやるという感じで半分ぐらいは金をもらってくるという方法もあると思いますので、そういうことも考えてください。

〇菅委員長

ほかに質疑ありませんか。 安田委員。

〇安田清之委員

多分、私が最後だというふうに思います。多分、もういないだろうなと、時間3分で 終わらせます。

私は常々議会のたびに思っているのですが、監査委員の報酬、それから町長の報酬、 議会の報酬含めて、それからちょっと科目は変わるのですが総括ですのでまとめてやら せていただきますが、名誉町民の30万等々含めてお話しを短く。

監査委員、代表監査委員、我々と同じような出勤をされております。現実的には、それ以上の仕事をしていただいているのだろうと、十勝、それから道の役員と多忙を極めているという、していただいているというふうに思っております。

そこで、ちょっと報酬が少ないのではないかなと、どうか町長、報酬等の審議委員会もありますので、役場内で町長も含めて、それから我々も議会は12人予算を出せるのですが、来年度なのか、今年度なのか別にしても、審議委員会を開いていただいて協議を、議会は議会としてさせていただきますので、したらいかがかなと各町村がされておりますので、それはしていただくということでお願いをしておきます。

それから名誉町民、これはずっと30万円、なかなか長生きをするようになりましたので、現実的には一時金にしたらいいというふうに私は思っております。どうか、1期目町長ですから決断をしていただくのがありがたいかなと、なかなかもらうものを嫌とは言えないだろうと思いますが、どうか英断をお願いをしたいというふうに思います。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

ただいま安田委員から大きく2点のご質問、ご意見をいただきました。

1点目、特別職、議会議員、また監査委員、各種委員の報酬についてのご意見をいた だいたというふうに思います。

管内行財政改革の一環で、それぞれの報酬等については据え置く、または減額するというような対応を進めてまいりましたが、昨年来ぐらいから管内的に見直すという動きが見えてまいりました。

南十勝も、この定例会に向けて近隣で改定を行うというような情報も得ておりますが、 詳細についてはまだわかってございません。新年度に入りまして、それぞれの町村で改 定の内容等が見えてくるかなというふうに思っておりますし、ただいま委員からもお話 しがありましたとおり、それぞれの委員にあっては管内的に見ても低いレベルにあると いうようなことも、私も認識はしております。

大樹町にも特別職報酬等審議会という組織がありまして、特別職等の報酬についての

在り方についてご審議をいただける場がございますので、まずは管内の状況、改定の状況がそろった段階で審議会を開いていただいて、状況についてはご説明をしたいという ふうに思っております。

その後、審議会の委員さんの中から検討すべきだというご意向があれば、また審議会 のほうとも検討させていただいた上で、ご答申等をいただければなというふうに思って いるところであります。

もう1点、名誉町民の年金につきましては、年額30万円という形で今、制度を条例 等で定められているというふうに認識をしております。

ご承知のとおり、名誉町民というお立場は大樹町にとってご功績があった方をお認めいただいて、その功に対して町としてお礼も兼ねて年金という形でお支払いをさせていただいているという経過があります。

なかなか見直すというのも何なのでございますが、またそれぞれ多くの皆様のご意見を伺いながら検討は進めていきたいと思っております。答弁になっていないところお許しいただいて、答弁とさせていただきます。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

自分の口からはなかなか言いづらいだろうというふうに思っておりますので、名誉町 民の関係ですね、多分、前町長あたりは名誉町民に推挙されるのだろうというふうに思っ ておりますが、酒森町長のときにしっかりと英断をお願いをしたいと。

それから監査委員については、現実的に特別職ではございませんので、お考えをいただくということでとってよろしいかどうかだけお聞きをしたいと。

今年度は予算あれしておりますので、補正でもよろしいので、十分、中身について検 討していただいて、町議のほうから出ている監査は別にして、代監だけやっていただけ れば結構だと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

特別職等、等がつきますので、監査委員さんもその場で検討させていただく対象になり得るというふうに思っておりますので、管内的な状況も含めて、よそがどうだから、うちがどうだということでは決してないのですが、ただ、管内の状況はあるというふうに思いますので、その辺も改定の状況も整理をした上で報酬等審議会のほうでご議論をいただきたいと思っております。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

志民委員。

〇志民和義委員

ただいま提案されております平成28年度大樹町一般会計予算に反対の討論を行います。 予算の中の徴税費十勝圏複合事務組合負担金の滞納整理機構への支出でございます。町民の中のこの滞納の問題、大変重たい問題でございます。町職員の日ごろの努力も私どもも聞いておりまして、大変、勢力的に努力をされて、そして今の高い収納率を誇っているというふうに考えております。

また、滞納の回収に当たりまして大変な話ももちろんありますが、今回、私お伺いしませんでしたが、恐らく何年もかかっても回収されて大変嬉しい話も幾つもあると、前回聞いたときもそう、前の町長言っていましたが今回もあると思うのです。

そういうことも含めたら、私は最後まで町の職員でやるべきだなというふうに考えております。

私は今の職員の力を考えたら、それは十分可能だというふうに考えております。 よって、本予算案に反対をいたします。

〇菅委員長

次に、賛成討論の発言を許します。 齋藤委員。

〇齋藤徹委員

議案第25号平成28年度大樹町一般会計予算案について、賛成の立場で意見を申し上げます。

本予算は、地方創生の推進と地域活力の維持、増進が求められている中、安全・安心な住民生活のための町道の改良舗装や橋梁の修繕、町営住宅を計画的整備する予算を初め、産業や経済の活性化のための予算も引き続き確保されております。

教育予算においては、特別支援教育支援員や外国語指導助手の増員、スクールバスの更新など、住民福祉の増進に配慮された予算が計上されております。

また、財政の健全性に関しては、公共施設の整備費用に対し特定目的基金の繰り入れを計上しているものの、財政調整基金の繰り入れはなく、地方債においては借入額を償還元金額内に抑えるなど、持続的な財政運営に配慮した姿勢が認められると思います。

また、十分評価するものと考えております。

以上のことにより、平成28年度一般会計予算案は、住民要望に十分応えられる内容であると考えますので、本予算案に賛成をいたします。

〇菅委員長

次に、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第25号平成28年度大樹町一般会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇菅委員長

着席してください。

起立8人。

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

〇菅委員長

お諮りします。

日程の都合により、本日の委員会はこの程度にとどめ延会したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇菅委員長

ご異議なしと認めます。

本日の委員会を延会とすることに決しました。

◎延会の宣告

〇菅委員長

よって、本日の決算審査特別委員会を延会します。

延会 午後 4時15分

平成28年度予算審查特別委員会会議録(第3号)

平成28年3月18日(金曜日)午前10時開会

〇議事日程

委員会記録署名委員指名

議案第25号 平成28年度大樹町一般会計予算について

議案第26号 平成28年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算 について

議案第27号 平成28年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第28号 平成28年度大樹町介護保険特別会計予算について

議案第29号 平成28年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について

議案第30号 平成28年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について

議案第31号 平成28年度大樹町水道事業会計予算について

議案第32号 平成28年度大樹町立国民健康保険病院運営事業会計予算について

〇出席委員(11名)

 1番 船 戸 健 二
 2番 齊 藤
 徹
 3番 杉 森 俊 行

 4番 松 本 敏 光
 5番 西 田 輝 樹 6番 菅 敏 範

 7番 髙 橋 英 昭
 8番 安 田 清 之
 9番 志 民 和 義

10番 阿 部 良 富 11番 柚 原 千 秋

〇欠席委員(0名)

〇地方自治法第121条により出席した者の職氏名

 町
 長
 酒森正人

 副
 町長
 布目幹雄

 総務課長
 松木義行

 町民課長兼税務課長
 林英也

保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼

尾田こども認定園長兼学童保育所長 村田修

水道課長兼大樹下水道終末処理場長 鈴木敏明

会計管理者兼出納課長 髙 橋 教 一

病院事務長 伊勢厳則

特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービス

センター所長 瀬 尾 さとみ

<教育委員会>

教 育 長 浅 井 真 介

<農業委員会>

農業委員会長 鈴 木 正 喜

<監査委員>

代表監査委員 瀬 尾 廣 美

〇本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 山下次男 係 長 鎌塚喜代美

◎開議の宣告

〇菅委員長

ただいまの出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の 委員会を開きます。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 委員会記録署名委員指名

〇菅委員長

日程第1 委員会記録の署名委員の指名を行います。

委員会記録の署名委員は、規定により、委員長において、

5番 西 田 輝 樹 委員

7番 髙 橋 英 昭 委員

を指名いたします。

◎日程第2 議案第25号認定第3号から日程第9 議案第32号まで

〇菅委員長

日程第2 議案第25号平成28年度大樹町一般会計予算についてから、日程第9 議案第32号平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

議案第25号平成28年度大樹町一般会計予算については、昨日終了しておりますので、本日は、議案第26号平成28年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算についてから審査を始めます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇菅委員長

ご異議なしと認めます。

日程第3 議案第26号平成28年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算 についての件を審査します。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民委員。

〇志民和義委員

国保会計で特定健診、この大変、大樹はいいほうの部類に属しているというお話はお聞き をいたしました。

そこでさらに伸ばすためにどのような方策を考えているのか、その点についてお伺いをいたします。

〇菅委員長

林町民課長。

〇林町民課長

説明させていただきます。

今、国民健康保険の該当者で特定健診、先日から何度か数字が出ていますけれども58.3%ということで、管内でも比較的高い位置にいると。ただ、これで十分ではなくて、委員ご指摘のとおりもっと伸ばしていくということが必要かなというふうに思っています。

保健師さんのほうの業務としてお声かけいただくというのが一番大きな推進役担ってい ただいているかなというふうに思っています。

その中で、今、保健師さんのほうでも考えていただいているのが地区ごとにそういった取り組みをもう少し強化していけないだろうかということをやっていただいております。

状況としましては、各行政区ごとに受診率を示したような表を今つくっていただいておりまして、各行政区などへお話しに行かれるときにそういった資料などを提示しながら、この辺の地区は大樹の平均よりもちょっと受診率悪いよとか、そういうようなお話しも地区の集まりなどの中でお声かけをしていただいているというような状況になります。

それから、そういった中で行政区によりましては、その地区におかれております福祉委員さんのような町内会の役員の方が、そういうことであればということで保健師さんがその受診を進めて歩くというような活動をするときに、町内会としても一緒にそういうお声かけの活動に協力しますよというような町内会も今、中には出てきているようにも聞いておりますので、そういった活動などを通じて今まで特定健診、参加されていなかったような方にも、少しでもそういった部分を受診していただくような形で取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

〇菅委員長

志民委員。

〇志民和義委員

わかりました。今、初めてお伺いしました、その地区ごとの、しかも福祉委員さんって私 自身のところも把握していなかったものですから、これから私の地域などにおいても、なる ほどそういうこと、自分もかかわっているものですから、やはりそういう取り組み大事かな と思っていますので、そういうようなことを全行政区に広げていただくよう強く要望して終 わります。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第26号平成28年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第27号平成28年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についての件を審査します。

予算の歳入歳出全般について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民委員。

〇志民和義委員

後期高齢者医療、これは制度できるときにいろいろから高齢者自体を分離して、あの当時、 差別と言ったけれども、そうではないと、個別だと。

また、会計高齢者医療の状況についてわかりやすくするのだということだったのですが、

そう簡単に医療費がそう削れるというものではないとうことは、何かいろいろな報道でも出てきているのですね。

そのようなことで、ほかの保険制度も何か国保も一緒にしていくという方向になっていく のに、なぜこういふうな分離したのかなと非常に疑問を持っているのですが、その点につい てお伺いをいたします。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

ただいま、後期高齢者の医療特別会計、制度の在り方についてのご質問をいただきました。 この制度ができたときから、この後期高齢者という言い方に対してもいろいろご意見があるところではあるかなというふうに認識をしております。ただ、これからさらに高齢化が進んでいくという状況を鑑みますと、ある程度、こういう制度を用いて医療を進めるということも国の政策としてはあるかなというふうに思っております。

今後、この会計を通じて後期高齢者の医療の充実が図られること、それを本当に大樹町と しても私としても望んでいるところであります。

大樹町といたしましても、この会計をしっかり維持し、運営していくということで後期高齢者の皆様の医療が安心して受けられるような体制づくりに努めていきたいと考えております。

〇菅委員長

志民委員。

〇志民和義委員

もちろん、総体的には高齢者の医療、安心した医療を受けられるということなのですが、 こういうふうに分離して保険料も今まで取られなかった人も取られたりとかということも 出てきたので、相当大きな批判があったと私も聞いておりますが、その点についてはいかが でしょうか。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

繰り返しの答弁になりますが、あらゆる制度をしっかりやっていくということ、この後期 高齢者制度も目的があっての新たな制度になっているというふうに思います。

この制度を通じて、高齢者の皆様の医療、安心して受けられるような医療が図られること、 それが目的だというふうに思っておりますので、その目的を達成するためにもこの会計を しっかりやっていくということが肝要だと思っております。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

志民委員。

〇志民和義委員

ただいま提案されております平成28年度後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論を 行います。

後期高齢者医療制度が発足してから、発足する当初から、この制度は高齢者を区別する、 中には差別すると、こういう意見も、多く出ておりました。

また、保険料についても、今まで払っていなかったのにというご意見、また年金天引き、 こういうことから非常に大きな批判を浴びて一部、手直しされたところもございます。

そもそも保険制度は広く、大きく、大勢の人で支えていくということから考えますと、この高齢者だけ分離して、さらにまた他の会計から支援金と、こういう複雑な制度にすることは、私は必要ないというふうに考えております。

かつてのような老人保険制度で市町村単位でやっていくのが一番高齢者の状況をつかみ やすいと私は考えておりますので、本意見、本予算案に反対をいたします。

〇菅委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

松本委員。

〇松本敏光委員

ただいま議題となっております、議案第27号平成28年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。後期高齢者医療制度につきましては、急速に少子高齢化が進む中で、国民の医療費が増加する状況にあり、特に増え続ける老人医療を安定的に賄うための医療制度として、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう構築されたものです。

北海道では、道内の全市町村が加入する、北海道後期高齢者医療広域連合が、この制度の 運営主体を担っており、8年を経過し安定した事業運営が行われています。

後期高齢者医療特別会計における町の事務としては、保険料の徴収、対象者の勧誘、脱退の届け出、保険証の引き渡しなど、被保険者の身近な窓口業務を遂行しているところです。 本会計においては、事業を円滑に進めるための適正な予算編成がされているとあります。 本予算に賛成いたします。

○菅委員長

次に、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第27号平成28年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についての件を 起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

〇菅委員長

着席ください。

起立9人。

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第28号平成28年度大樹町介護保険特別会計予算についての件を審査 します。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田委員。

〇安田清之委員

ちょっと疑問を感じておりますので、ちょっだけ聞かせていただきます。

これ認定業務という部分がありまして、これ認定をするのには本人の申し出によって認定が1から5という中で行われるのかなと思うのですが、現実的には高齢で、この趣旨がわからない方っていないのですよね。自分で申し込んで、保健婦さん等々が巡回をして申請したほうがいいよとか、というようなやり方をしているのかどうかだけお聞かせをください。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

介護保険の認定の申請の件でのご質問でございます。

今、一番申請で多いのはご本人から来ている分が最近は多いという傾向がございます。ただ、議員がおっしゃるようにご本人がちょっと申請、あるいは制度自体わからないような場合は、家族等からの申請があるというようなこともございます。

以上でございます。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

現実的に、たくさんの方がおられるのでしょうから、現実的には本人の申し出によって認 定をされるという趣旨もわかりますが、全体を見ていると1人でおられる方って相当おられ るのですよね、うちの町内も含めて。家族とか何とかではなくて、やはり見回りというか、 予防というのか、保健婦さんの業務も忙しいのでしょうけれども、どう見てもたまにあそこ を通ると回っている方は何人かで、みんなあの中で業務、何をやっているのかわかりません が、処理関係をやられているのだろうというふうには遊んではいないのだろうと思うのです が、保健婦さんってやはり外に出なきゃだめかなと思っているのです、現実的に。

あの施設の中でお座りになって業務をやっているというのはわかりますが、現実的にやは り予防部分、これは増えてはきているのでしょう。認定、現実的に。

ということは、その前座、林課長のほうではいろいろな取り組みを始めていますよというお話しもありましたが、この予防の部分が全然見えてこない。本当に職員の方、あそこでお忙しいのだなと、大変なのだなというふうに思いますが、現実的にはこれは認定ですので本人からの申し出、この予防前というのはどういうようなお考えをしているのか、増えてきているということは、どういうことで増えてきているのだけお聞かせください。

〇委菅員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

介護保険の認定者数についてということてのご質問だと思います。

やはり、どうしても高齢者がどんどん増えていくということに伴いまして、認定率も上がっていくというような状況もございます。

昨日の中でも特定健診等の話もありまして、若いうちからの生活習慣病の予防ということ の部分でも力を入れてやっておりますが、やはりどうしても総体的な人数が増えていくとい う意味では、今後も介護保険の認定者数が増えるというふうに予測をしております。

ただ、一方で、委員おっしゃるように介護予防の部分も十分大事だというふうには考えておりますので、そこの部分につきましてはやはり全国的に見ると週1回は30分くらいの運動をやったほうがいいということで、全国的な統計とか、研修とかでも厚生労働省のほうが調査した結果を発表しておりまして、そこに向けてやはり家から出てもらって運動してもらうというような方向を新年度に向けてちょっと取り組んでいきたいと思っておりまして、そういった部分も含めて介護予防のほうを進めていきたいというふうに思っております。

〇菅委員長

以上でございます。

安田委員。

〇安田清之委員

何らかの取り組みをするということですから、現実的につくるだけつくっても集まっていただけない。声掛け倒れというようにならないように、やはりよくテレビ等でぴんぴんころりだったかな、元気でころんと死ねたらいいなといって、テレビなどでそのためにはどうするかと、全然、この予防をきちっとやっているところもあるのです。そういうところも視察をしていただいて、介護を受けなくて住めるような町にしていただくということをお願いを

しておきます。

老人が増えるから介護が増えるのだという言い方は僕はちょっと疑問を感じております。 町の対応のまずさが増やしているのだろうというふうに思っていますので、職員があれだけ いて保健婦さん等々、あれだけいるのに、あの室内にずっといるというのはどういう理由で あれだけいるのかだけ聞かせください。

回っている日数って1人頭何時間ぐらい、これは総括ではないのだよね、わかっている、 わかってて聞いたのだけれども、現実的には本当にきちっと介護できるようにしていただか ないと困りますので、老人が増えるからこうなるのだというのはちょっと疑問を感じます。 そこだは言っておきますので、どういう形でいつごろやられるのかだけお聞かせください。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

高齢者の運動事業につきましては、今のいきいき健康クラブということで月2回、実施しております。これを新年度から早い時期に月4回にするような形で取り組んでいこうということで今、予算も含めてお願いしているということでございます。

以上でございます。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

〇西田輝樹委員

地域支援事業、12ページの委託料のほうを見てください。

介護予防包括任意事業業務ということで1,200万ほど予算計上されているのですが、 まずその全体の内容についてお伺いしたいと思います。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

介護予防包括任意事業業務ということでお願いしている予算の中身ということでのご質問だと思います。

ここにつきましては、今、安田委員からもご質問がありました部分も含めての予算計上ということになっております。大きく二つに分けて、ここの部分は事業のほうの取り組みを考えております。

一つ目が生活支援という部分での取り組みでございます。ここにつきましては、地域における互助事業、例えばお隣さん同士の助け合いとか、そういった形。あるいは、ある程度の介護の専門職を持った方にお手伝いをしてもらうということも含めまして、実践介護講座という介護サービスを実際、使うまでのものではないのですけれども、ある程度、専門的な研修を受けて隣近所のお手伝いをできるような方を育成するというメニューが一つ。

あとは、もう一つは介護職員の初任者研修講座ということで、これは昔の2級ヘルパーと かという研修制度があったのですけれども、今はこの全部、初任者研修ということになって いるのですが、これは実際、専門的な介護サービスを行えることができるような人を育成し ようということで研修分の費用ということで見込んでおります。

もう一つが、安田委員からもご質問がありました運動事業の部分でございますけれども、 介護予防ポイント事業ということで考えておりまして、まずはその運動事業を手伝ってくれ る方の要請、あるいは出てきてくださった方へのポイントを差し上げるような形で少し出て もらえないかなということで考えておりまして、そういった方へのポイントの付与の分とい うことでの大きく二つに分けての予算ということで、今回、1,200万ほどの経費を見込 んでおります。

以上でございます。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

内訳を教えて、金額的な内訳を分けられるのだったら教えていただきたいのと、特に知りたいのは初任者研修の費用について興味がありますので、分け切れないのだったらその初任者研修についての費用を教えてください。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

研修部分につきましては、大きく今、西田委員からご指摘があった部分が一番メインでご ざいます。そこの部分をご説明させていただければと思います。

介護職員の初任者研修につきましては2回を予定しておりまして、2回、トータルの額で308万5,360円を予定しております。

このほかに実践介護講座ということで、簡単なほうな講座でございますけれども、これを 3回予定しておりまして、この部分が99万ということになっております。 以上でございます。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

回りくどい言い方はしないことにしますので、ということは初任者研修、昔でいう2級講座を130時間の講座を2回やるということで理解してよろしいのでしょうか。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

はい、そのように理解していただいて結構です。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

300万ということで1回150万の金額になりますよね。講師の先生方は委託だから ちょっと、報償費ではないのだから委託だからどこかの事業者の方にお願いするのか、そこ ら辺の内容を教えてください。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

介護職員初任者研修につきましては、委託ということで業者のほうにお願いして、その期間の講師もそちらのほうで手配してもらうということで予定しております。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

ちょっと僕、不思議だなと思ったのは、今まで社会福祉協議会で旧2級の講座というのは 5回実施されているのではないかなと思うのですが、そのときには大谷短大の先生も5人来 ていただくとか、コア学院の先生にも来ていただいたり、あとは残りの講師の先生について は町立病院の先生から、保健師さんから、地元の福祉施設の実際にお仕事されている介護福 祉士の方々、全員で講義130時間、それからその施設の実習ということで、非常にこんな 大きな金額もかかっていないし、業者の方が地元の職員というか、らいふなり何なりの方を 依頼するのかどうかわかりませんけれども、なぜ丸投げという言葉はでしたら一部でも自分 たちの努力の中でやっていけないのかなということ、それが不思議でならないのですけれど も。その理由はどうなのでしょうか。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

まず、一つは講師の先生のお願いなのですけれども、やはり大樹町で開くということになると、帯広のほうから来ていただく、通っていただかなければいけないということで、やはりそこの部分がお願いするのが非常に難しいということが一つございます。

あともう一つは、自分たちでできる部分はということなのですけれども、やはりここの部分を自分たちでできる部分はやるという方法もあろうかと思いますけれども、そうするとそこの部分で職員がこの介護の研修のための部分で時間が割かれるという部分も正直出てくるというのも実態でございます。

ここの部分だけを高齢者担当、そういった専門職の方もやっているわけではございません ので、ここの部分、なかなか時間を割いていただくのもほかの例えば認知症対策とかいろい ろ取り組まなければいけない事業もございまして、そこの部分も非常に難しいというような こともございまして、そういった判断で今回は業者のほうにお願いをするということにさせていただきました。

以上でございます。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

確かに帯広から来ていただく先生というのは、大谷短大の先生と、それからコア学院の先生、来ていただきましたけれども、せっかくあるつながりを切ってしまうことが解せないなと思うのが一つと、あとは他町村のことを言ってはあれですけれども、広尾町さんの社会福祉協議会のホームページを見ると、100%、確か町外から講師を広尾の社協のほうに聞いてみたら町外講師依頼しているのは何名だというふうなことでお話しを聞いたら1名ですということでのお話しなのです。

どれぐらい努力して町内では講師の編成できなかったかというのは、そこら辺わかりませんけれども、でも町の職員でも社会福祉士の資格を持っている人や、それから町立の施設ではありませんけれども老健さんだとか、それぞれひなたぼっことか、または私たちの直接の施設でいけば特養なりデイサービスセンターなり、僕はもう十二分に講師資格に耐え得る人がいると思うのです。

日常業務はいっぱいでできないのだというのだったら、広尾の人方が日常業務に余裕があるからできるので、私どものほうはできませんよという理由になるのか、そこら辺ちょっとお答えをいただきたいと思います。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

広尾は社会福祉協議会で、確かに初任者研修講座というのをやっております。広尾町の社会福祉協議会は実際、事業所も持って、そういった専門職の方も社会福祉協議会にいらっしゃるということで、その時間の調整がしやすいというようなことは聞いております。

一方、うちのほうは社会福祉協議会にそういう方もいないので、基本的に町内で集めるということになると、委員がおっしゃるようにいろいろな業者の方にお願いをするというようなこともしていかなければいけないということもございます。

ただやはり、そういった専門職の方をそこでまた拘束してしまうのがいいかどうかという 判断もございまして、今回はこういった形でのお願いをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

〇菅委員長

だんだん内容的には総括のほうに入ってきたので(発言する者あり) では、総括で再度。 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

これもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

西田委員。

〇西田輝樹委員

総括ですから、ちょっとテクニック的なことから少し考え方のほうに移行させてもらいます。

僕は、今、課長のほうのご答弁もあって日常業務に非常に影響を及ぶのだといいますけれども、確かに広尾の社協についてはいろいろな事業をやっていますし、講師のやりくりもできるというふうなことは、それは事実でしょうけれども、でも保健師さんやいろいろな栄養士さんやそれぞれ、確かに町立病院ですとか、特養ですとか、自分が所管する以外のとこの職員さんもいますけれども、自分の部下だけでも十二分に保健師さんに活躍いただく部分もあるから、そんなに広尾の方もきっと日常業務はお持ちな部分は十二分に持っている中でやれているのだから、本当に、そうしたら特養や老健さんや町立病院や、そういうところにお願いしたいというような、そういうふうな協議ということをされて、どうしてもうちできませんよというような、そういうふうな古にかった。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

ただいま、今年度、予算の中で計上させていただいております介護初任者研修のあり方についてのご意見をいただいております。

過去にも社協が主催で2級ヘルパーの講習をやっていたという経過があります。ただ、制度が変わって地元ではなかなか対応、その研修を持続できないということで中断をした時期があります。

新年度に向けて大樹町内の介護力を高めるというようなことも含めて、初任者の研修について予算を計上させていただいてお認めいただければ実施をしたいということで進めているところでもあります。

今回、大樹町が今、進めております介護の初任者研修につきましては、高校を会場に高校 生を対象としてやっていきたいという思いがあります。そういう意味では、時期的な限定が あるということはご理解をいただきたいと思います。

また、先ほどからも介護予防に当たる職員の町民への対応等のこともご意見をいただいているところでもあります。私も保健師も含めてケアマネジャー、大樹町の職員が現場に出る

時間が限られている、事務に負われているというようなことはないと思っておりますし、可能な限り町民と接して介護予防等に尽くしているというふうに思っているところでもあります。

今後もそういう対応についてはしっかりやっていきたいということでありますので、だからといって今回、提案をしている初任者研修につきまして職員でさらに頑張れと、対応しろということであれば、それは可能かもしれませんが、今回、新たな形で町民、多くの皆様に初任者介護の研修を進めるという中では専門の方にお願いしてはどうかということでの予算計上させていただいているところでありますので、ご理解をいただければと思っております。

〇菅委員長

西田委員。

〇西田輝樹委員

どうしてもできないというのですから、それは仕方ないことでしょうけれども、僕は福祉に携わる人の高い志とか、そういうふうなものが今回のこれについて何か感じられないというか、やはり福祉、ケア計画プランをつくったり、何かするだけではないと思うのですよね。やはり温かい心の中で自分たち頑張ろうという、そういうふうな自らの高い志というか、エネルギーというか、そういうようなものがないのが残念だなというふうに僕は思ったのです。

当初はどうして大樹でできないのというふうな話にお話しすると、カリキュラムの変更でうちでは対応できませんというような、そういうふうな社協の話でしたけれども、実際、では私、時間数が130時間が300時間になるとか、すごい何時事例のそういうふうな旧1級でやっていたような、そういうふうななかなか地元では対応できないような、そういうふうな難しいカリキュラムになっているのだなと思って、自分はそのように理解しましたけれども、今、たまたま広尾町のホームページ見させていただいたら、昔の130時間とちょっと全部は突合したわけだけではありませんし、旧2級の分のやつを全部突合はしていませんけれども、何か見たような科目がずらずらというふうにありましたので、ここでとやかく言ってもどうしようもないことなのでしょうけれども、私の言いたいことはそういうふうなもっと頑張っていいのではないかなというふうな、そういうふうな5時になったららいふの人がみんなお疲れさまってお客さんがそこで話をまだもう少ししたいのに帰ってしまうような、そんにらいふに近いように感じた、ちょっと言葉は言いすぎかもしれませんけれども、やはり福祉の仕事ですから、僕も何ぼ自己犠牲を強いれとは言いませんけれども、そう少し体温あってもいいのではないかなというのが僕の今回の意見です。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

私どもも、この介護職員の初任者研修を直営でやらないということが職員の意識、モチ

ベーションが低い、仕事に対する熱意がないというふうには全く捉えておりません。

必要な部分があれば十分対応させていただいておりますし、それは福祉の職員に限らず、 大樹町の職員というのは町民のために仕事をするためが職員の目的でありますので、その部 分についてはこの介護職員の初任者研修にかかわらず、職員全体でしっかりとモチベーショ ンをキープして、町民のために努めていくことをお誓いをしたいと思います。

〇菅委員長

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

〇安田清之委員

今、同僚委員がいろいろ言っておりましたから、すばらしいことやっているのだなと、ただ初任者研修、受けた方を活用していただかないと困るので、ただ受けて終わりですでは困るので、ここら辺のお考えというか、何かを福祉にかかわる問題をやっていただいているのか、少なくても5回程度やって30名、150人、これいいことやっているのですよ。だめだなんて職員の時間もこれだけの人数が増えてくれば大変なので、町長これは初任者研修を受けた方の今後というか、活用というのか、これをどういうふうにお考え。

ただ受けたはいいけれども何の活用にもならないのなら予算を設ける必要もないのかな と思っておりますので、そこら辺だけお聞きをしたいと思います。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

今回、この介護職員の初任者研修を実施するということに当たりまして、一番、私は目的 としたいのは地域包括、町民の皆様がそれぞれ介護に対するスキル、思いを醸成させていた だくということが大きな目的かなというふうに思っております。

在宅で高齢者、両親等を見守っていただいている方も多くいらっしゃいます。そういう方、 お一人お一人にもこの介護の研修を受けていただいて、在宅での介護の力を上げていただけ ればなというところも思っているところでもあります。

また、若い高校生世代にもこの介護に対する知識、認識を広めていただく、持っていただくということも長い目で見て大樹町の介護力の充実に大きな力になるというふうに思っているところでもあります。

今、行政だけではなく、民間サイド、または社会福祉協議会等も含めて地域での包括的な 介護予防の力を醸成する必要があるというふうに思っております。

この研修を通じてボランティア等でそのお力を発揮して、町のために使っていただける 方々がいらっしゃれば、そういう中で、地域の自立支援、そういう活動を通じてお力をお出 しをいただきたいというふうに思っているところでもあります。

これとは別に認知症に対するヘルパーの講習も今年役場の職員を対象に実施をしたいと、 新年度から実施をしたいというふうに思っております。職員全体で認知症に対する知識も深 め、その部分も含めて大樹町の介護力の向上に努めていければと思っております。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

町長、十分これを活用していきたいと、住民が住民を見る世の中をつくりたいのだという 思いだろうというふうに思うので、職員だけではなく町に住んでいるみんながこういうこと を、早く言えば起こし方、接し方、器具の使い方等々をやるわけですから、ぜひこの受けた 方を名前公表はできないのかもしれないけれども、町内会にはこういう方が受けましたよ と、みんなで支え合える、町をつくるためにご協力をいただかないと受けただけで活用でき ないというのではだめなので、どうかこれを活用していただくようお願いをしておきますの で、今年度は今年度でいろいろまた事業も今、質問したことを含めて検討していただけると いうふうに思っておりますので、どうかお願いをして終わります。

〇菅委員長

ほかに質疑ありませんか。

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

今、保健師だとか栄養士、歯科衛生士、それぞれ一生懸命やっていると思うのですけれども、前町長が特に気にしていた昨年採用した精神保健福祉士ですか、多分、去年4月に採用しているのですけれども、1年間見ててもせっかくいい資格を持っている方おられるのにうまく職務に就かれていないのかなとは見ています。

そういった中で、せっかくいいそういった資格を持っている方おられますので、それをどうこれから活用されているのか、せっかくいいその精神保健福祉士持っていますので、どうやってその人のためにも生きがいのある職場づくりというのは今後、必要ではないかと思うのですけれども、それの今後の取り組みについて再度お聞きしたいのですけれども。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

昨年、大樹町に精神福祉士の資格をお持ちの方がいらっしゃるということもありまして、 今現在は正職員ではありませんが、昨年の4月に採用させていただいたところでもありま す。

らいふに席を置いて日々の業務に当たっていただいているところでもあります。詳細につきましては私もちょっと説明が至らない部分もありますので、担当のほうから活動の内容と 業務の内容等については説明をいたさせます。

〇菅委員長

村田保健福祉課長。

〇村田保健福祉課長

精神福祉士の業務内容ということなのですけれども、まず1点は先ほど町長からもお話しありましたように認知症のサポーターの研修を受けていただきまして、先ほど言った様な職員対象、あるいは町民対象に認知症のそういうサポーターの講習ができるようなことを今年やってもらうということで、そういう資格のための研修も受けてもらっております。

実際の業務につきましては、精神福祉士ということなので、障害のある児童から認知症の ある高齢者までを含めて全体にかかわってもらっているところです。

高齢者の部分につきましてはそういったケアプランも含めて、認知症のある方とかも含めて訪問、あるいはそういうプランの作成、障害のある方につきましても同じような形での訪問、ケアプランの作成等をさせていただいているところでございます。

あと、特殊な事例として、どうしても困難事例ということで、どうしても個別に対応が必要な事例もございますので、実際そういった事例にもかかわったことのある経験者なので、 その方の意見を聞きながらそういったことも実際扱っているようなところでございます。 以上でございます。

〇菅委員長

齋藤委員。

〇齋藤徹委員

職場の中ではちゃんと任務されているのですが、ただ、まだまだ町民には周知、理解されていない面もあると思うのです。

そういった障害者、障害児、多分いろいろな援護団体、多分、親の会だとかあるので、そういった集会だとか、懇談会だとか、そういうところもあればぜひそういう精神の担当の人も交えて、そういった中でコミュニケーションとるというのも今後、必要だと思っております。その辺も今後、考えていただきたいのですけれども、最後にそれをお願いします。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

町といたしましても、昨年度から臨時の形で採用させていただいて、業務をこなしていた だいているところでもあります。

また、今、説明がありましたとおり新年度、認知症の関係のヘルパー講習の講師も務めていただくということで計画をしているところでもあります。

町として、そういう有資格の方をらいふに配置しているということで積極的に広報していない現状にもありますので、そういう部分で相談窓口としてそういう方を配置しておりますというようなことも含めて広報していきたいと思っておりますし、必要な場、あらゆる場面で参加が可能であれば、ぜひそういう場にも足を運ぶように努めていきたいと思っております。

〇菅委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第28号平成28年度大樹町介護保険特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇菅委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時52分 再開 午前11時00分

〇菅委員長

委員会を再開いたします。

日程第6 議案第29号平成28年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についての件を審査します。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

16ページです。1項の介護老人福祉施設事業、15節工事請負費、先般、説明を受けたのですけれども、ちょっと聞き洩らしがあったので再度説明をお願いします。

〇菅委員長

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

15節の工事請負費の特別養護老人ホームの外構工事のご説明をいたします。

この外構工事は、町立病院と特養の渡り廊下をつけたというところで、雨による洪水とか、 その影響があるのではないかということで、町立病院との開発行為ということでここに枡 を、浸透桝をつけるということで予算を見ております。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

水漏れがあるということは確認されているのですか。

〇菅委員長

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

実際にはそういう大雨による水漏れとか洪水とかということは、過去には起きていないのですけれども、そこに渡り廊下をつけるということで、そこに開発行為としてそれの雨水用の工事が必要ということになっているものです。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

これをもって、質疑を終了します。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第29号平成28年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についての件 を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇菅委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第30号平成28年度大樹町公共下水道事業特別会計予算についての件を審査します。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第30号平成28年度大樹町公共下水道事業特別会計予算についての件を 採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇菅委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第31号平成28年度大樹町水道事業会計予算についての件を審査します。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

安田委員。

〇安田清之委員

総括なので、町長の考え方をお伺いいたします。

水道事業、一般財源から繰り入れをしているわけでございますが、これいつまでするのか というのが1点、それからこれは収支決算でいくと営農用といいますか、この部分が安い理 由は何なのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

〇菅委員長

松木総務課長。

〇松木総務課長

水道事業会計の操出金の関係でございましたので、財政担当のほうから説明させていただきます。

実は、今現在、繰り出しているものにつきましては、法定のものでございます。例えば、料金が高い部分の公営金対策であるとか、職員の共済費の部分であるとか、こちらは基本的に普通交付税の中に参入されておりまして、水道事業分ということでいただいてございますので、ルールに従って水道会計のほうに繰り出しをしているものでございまして、任意で繰り出しているものではございません。

以上でございます。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

ただいま水道事業で用途区分ごとの料金の関係で、特に営農用水、営農分にかかる料金の 設定の関係のご質問をいただきました。

従前から水道事業で営農にかかる部分の単価を設定をさせていただいております。町の施策として農業に関する部分の水の利用については、料金を設定をさせていただいた上で進めているところでもあります。

今後も従前同様、営農に関する料金については従前どおりで行いたいというふうに思って いるところであります。

今現在、水道事業会計の中身を判断いたしますと、料金の見直しについては想定をしていないところであります。ただ、税金、消費税部分については外税にさせていただいたということでありますので、消費税が変わった段階では、その部分については料金に反映してしまうということもありますが、料金本体の部分については今のところそれぞれの区分ごとの料金の単価を含めて改定はしない形で水道事業を運営していければと思っております。

〇菅委員長

安田委員。

〇安田清之委員

安定的水道事業をやるためには、この部分を切り込まないといつまでも農業、農業と、少なくても農業の方は経営が今、安定をしておりますし、昔とは相当変わってきておりますから、やはり上げるべきだと私は思っております。

今は考えていないということで、ずっとこれも従来の町長から農業は別だと、これ上げられない理由は何なのか、であれば業務用を下げるという意識はあるのか。現実的にこれ一般会計1億数千万繰り出しをしているわけですから、これ町長、やはり見直しをする時期が必ず事業やる上で必要だと思うのです。今は考えていない、今は考えていないとずっと従来から同じことを繰り返してきているのです、町長。

前の町長のときは戸別だとか、事業用、小口とかと区分を広げてはきたのですが、現実的にこの部分をきっちりと今後、公平、水道事業なんて公平を期していただかなければ困るのです、これ。一般も含めてですよ。そうしないと、これ水道事業、今後、管をどんどん取り換えていく、何をするといったときに多大な資金が必要になってくると、事業会計がやっていけないということになるので、今は考えていないと。

これずっと聞きますので、十分、検討をしていただくということでやめておきますのでお願いをいたします。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

阿部委員。

〇阿部良富委員

今、同僚委員が発言したのに関連しまして、この水道代は大分、農業には貢献しておりますが、はっきり言って昨年の飼料単価とかいろいろなことを考えると、はっきり言って酪農家にとっては大変な支出であります。

だから、できればこのまま据え置いていただきたいというのが私たちの考えですが、そこら辺をよろしくお願いします。

〇菅委員長

酒森町長。

〇酒森町長

阿部委員から水道料金のそれぞれの用途区分の設定について、単価についてのご質問をいただいたところでもあります。

過去から、この用途区分に対する料金、それぞれその用途に対するいろいろな部分も含め て単価が設定されているというふうに思っております。

先ほど私も答弁の中で、今現在は改定については考えていないということを申し上げたと ころであります。

今後、それぞれの情勢、またはいろいろな部分で変更が必要となった段階では改定について協議をしていき、またそういう手続きもあるというふうには考えておりますが、今今現在、

当面の間は料金の見直しについては現行のままでいきたいと思っておりますので、よろしく お願いいたします。

〇菅委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第31号平成28年度大樹町水道事業会計予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇菅委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第32号平成28年度大樹町国民健康保険病院事業会計予算についての件を審査します。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

4ページなのですけれども、看護師の給与で25名とありますけれども、実際問題25名は確保される見込みがあるかどうか。

〇菅委員長

伊勢病院事務長。

〇伊勢病院事務長

看護師の人数25名の関係ですけれども、今現在、看護師22名おりまして、1名は4月 1日に採用予定ですので23名は確保できている状況であります。2名につきましては、新 年度におきまして新規採用目指して募集していきたいと考えております。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

ぜひ、新規採用をお願いしたい。

それから、もう1点伺います。今、宿直をやっていると思うのですけれども、何名体制で しょうか。

〇菅委員長

伊勢病院事務長。

〇伊勢病院事務長

宿直体制ですが、看護師につきましては今2名体制でやっております。

〇菅委員長

髙橋委員。

〇髙橋英昭委員

ローテーションなのですけれども、月に1人何回ぐらいそういった宿直が当たるのでしょうか。

〇菅委員長

伊勢病院事務長。

〇伊勢病院事務長

月に4回のローテーションになっております。

〇菅委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

これをもって、質疑を終了します。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇菅委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第32号平成28年度大樹町国民健康保険病院事業会計予算についての件

を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇菅委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これをもって、本委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

お諮りします。

本委員会の審査報告書は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇菅委員長

ご異議なしと認めます。

よって、審査報告書は、正副委員長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

〇菅委員長

これをもって、予算審査特別委員会を閉会します。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇菅委員長

ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会は、本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

〇菅委員長

これで、予算審査特別委員会を閉じます。

閉会 午前11時16分